

# 富山市保健所事業概要

令和6年度版

(令和5年度実績)

富山市保健所



# 目 次

## 第1章 総 説

1-1	富山市の沿革	1
1-2	富山市の地図	2
1-3	富山市の年齢別・性別人口	
1-3-1	年齢別・性別人口	3
1-3-2	人口ピラミッド	3
1-4	保健所及び関係組織、主な分掌事務	4
1-5	施設概要	5
1-6	富山市保健所施設詳細	6
1-7	職員数	7
1-8	保健所の沿革	9
1-9	保健所歴代所長	21

## 第2章 令和6年度保健所事業予算概要

2-1	令和6年度当初予算の概況	22
2-2	令和6年度事業の概要	23
2-3	令和5年度決算の概況	29

## 第3章 令和5年度保健所事業実績

3-1	人口動態調査結果の概要（令和4年）	30
3-2	人口動態統計年報	31
3-3	医事・薬事等	
3-3-1	医療施設指導監督事業	35
3-3-2	薬事衛生事業	36
3-3-3	統計調査事業	38
3-3-4	献血等推進事業	38
3-3-5	保健所実習	39
3-4	母子保健	
3-4-1	家族計画相談、婚前教育指導事業	40
3-4-2	身体障害児等医療費助成事業	41
3-5	成人保健	
3-5-1	健康手帳の交付	42
3-5-2	健康教育事業	42
3-5-3	健康相談事業	42

3-5-4	保健・医療・福祉ネットワーク事業	4 3
3-5-5	訪問指導事業	4 3
3-5-6	健康診査事業	4 4
3-5-7	がん検診事業	4 5
3-5-8	歯周疾患検診・口腔がん検診	4 8
3-5-9	緑内障検診	4 8
3-6	健康づくり	
3-6-1	健康づくり推進事業	5 0
3-6-2	食生活改善推進事業	5 2
3-6-3	栄養改善指導事業	5 2
3-6-4	健康栄養調査事業	5 4
3-6-5	他課協力事業	5 5
3-7	予防対策	
3-7-1	感染症予防事業	5 6
3-7-2	予防接種事業	5 8
3-7-3	神通川流域住民健康調査事業	6 3
3-7-4	エイズ等対策事業	6 3
3-7-5	小児慢性特定疾病対策事業	6 4
3-7-6	肝炎対策事業	6 4
3-7-7	特定疾患治療研究事業・難病医療費助成	6 6
3-7-8	難病患者在宅療養支援事業	6 8
3-7-9	原爆被爆者健康診断事業	6 8
3-8	結核対策	
3-8-1	結核予防事業	6 9
3-8-2	結核医療費公費負担事業	6 9
3-8-3	結核接触者健康診断	7 0
3-8-4	地域DOTS(結核患者服薬支援)	7 1
3-9	精神保健福祉対策	
3-9-1	精神保健福祉対策事業	7 2
3-9-2	自殺予防対策事業	7 5
3-10	衛生検査	
3-10-1	食品衛生監視指導事業	8 1
3-10-2	家庭用品衛生監視指導事業	9 1
3-10-3	生活衛生監視指導事業	9 2
3-10-4	予防衛生検査事業	9 6
3-10-5	生活衛生検査事業	9 8

3-10-6	狂犬病予防・動物愛護管理	99
3-11	環境保全	
3-11-1	大気汚染対策事業	102
3-11-2	水質汚濁対策事業	103
3-11-3	環境ホルモン等実態調査事業	104
3-12	産業廃棄物対策	
3-12-1	産業廃棄物監視指導事業	105

(参考：こども家庭部こども健康課事業分)

3-13	母子保健	
3-13-1	妊産婦・乳児健康診査事業	107
3-13-2	特定不妊治療費助成事業	108
3-13-3	不育症治療費助成事業	109
3-13-4	不妊検査費助成事業	109
3-13-5	4か月児健康診査事業	110
3-13-6	1歳6か月児健康診査事業	110
3-13-7	3歳児健康診査事業	111
3-13-8	乳幼児発達健康診査事業	113
3-13-9	すこやか子育て支援事業	115
3-13-10	切れ目ない子育て支援体制構築事業	116
3-13-11	児童環境づくり基盤整備事業（保健推進員活動事業）	118
3-13-12	新生児・未熟児・妊産婦訪問指導事業	118
3-13-13	出産・子育て応援事業	120
3-14	予防対策	
3-14-1	口腔衛生予防対策事業	122

# 第1章 総説

# 第1章 総説

## 1-1 富山市の沿革

富山市は、標高 3,000m級の北アルプス立山連峰を望み、「海の幸の宝庫」富山湾に面する水と緑に恵まれた自然豊かな都市です。有史以来、北陸道の要衝の地であり、肥沃な農地を有する穀倉地帯であることから、しばしば戦乱の舞台にもなりました。

戦国時代には、「さらさら越え」で知られる佐々成政がこの地を治め、当時行った治水事業が地域発展の礎になりました。寛永 17 年(西暦 1640 年)、前田利次公が富山十萬石の初代藩主として富山城に入城以来、河川を利用した交易を奨励し、新田開発や漁業をはじめ、製薬・売薬業などにも力を注ぎ、13 代続く富山藩の城下町として栄えました。

明治維新後、22 年 4 月には県内初となる市制を施行しました。当時 5 万 7 千人余だった人口は隣接する町村を編入しながら拡大し、昭和 20 年には人口 16 万 8 千人を数えるまでになり、県庁所在地として、また工業の盛んな北陸有数の都市として成長・発展を続けてきました。

しかし、昭和 20 年 8 月の空襲により市街地は壊滅的な被害を受けました。戦後、富山駅を中心とした近代的な都市計画を推進するとともに、復興に向けた市民の不断の努力によって、重化学工業や機械工業などを中心とする産業経済の進展により日本海側有数の商工業都市として発展してきました。

平成 8 年には旧富山市が中核市に移行し、同 17 年 4 月には近隣 7 市町村(富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村)が合併して市域面積 1,241.74 k m<sup>2</sup>、人口 41 万人余の新しい富山市が誕生しました。

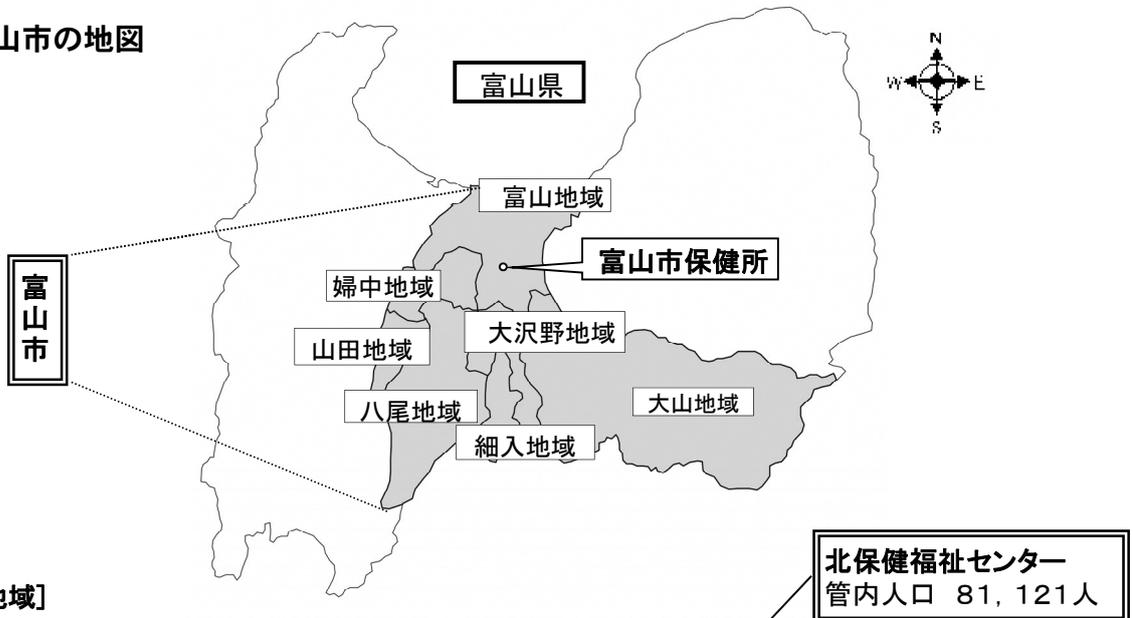
本市では、これまで、将来の世代に責任が持てる持続可能な都市を構築するため、「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」を重要な政策に据え、都市の総合力を向上させる様々な施策に取り組み、誰からも「選ばれるまち」を目指してまいりました。

近年、本格的な人口減少や少子・超高齢社会の急速な進行、情報通信技術のめまぐるしい発達など、まちづくりにおける環境は大きく変化しています。今後、本市では、これまで推進してきたコンパクトシティ政策のさらなる深化を図るとともに ICT 等の技術を利用したスマートシティを構築し、誰もが生きがいと幸福を感じながら明るい未来を展望できる都市の実現を目指していきます。

その中で、本市の主な福祉施策として、子育て支援では、市内 7 か所ある保健福祉センターで妊娠期から子育て期にわたるまで、一貫した切れ目ない支援を行っており、子どもの健やかな育成を支援する体制の構築を進めています。

また、市民一人一人には、令和 6 年 3 月に策定した生活の質の向上や健康寿命の延伸を目指す「富山市健康プラン 21」(第 3 次)に基づき、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底等を重点課題として取り組んでいます。特に歩くことを核とした健康づくりの視点で、本市で進める「コンパクトなまちづくり」とも融合させながら、公共交通機関の利用を促進し、「すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力あるまち」の実現に努めてまいります。

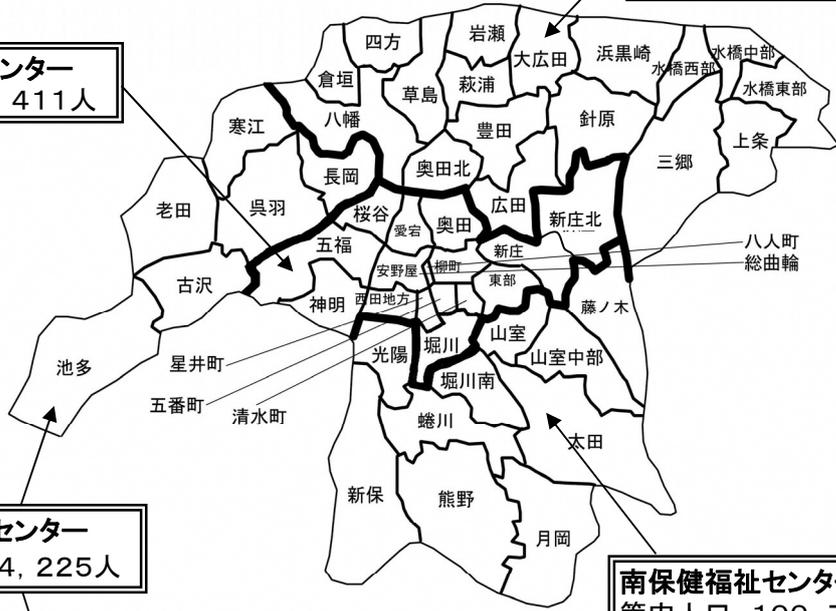
1-2 富山市の地図



[富山地域]

中央保健福祉センター  
管内人口 108,411人

北保健福祉センター  
管内人口 81,121人



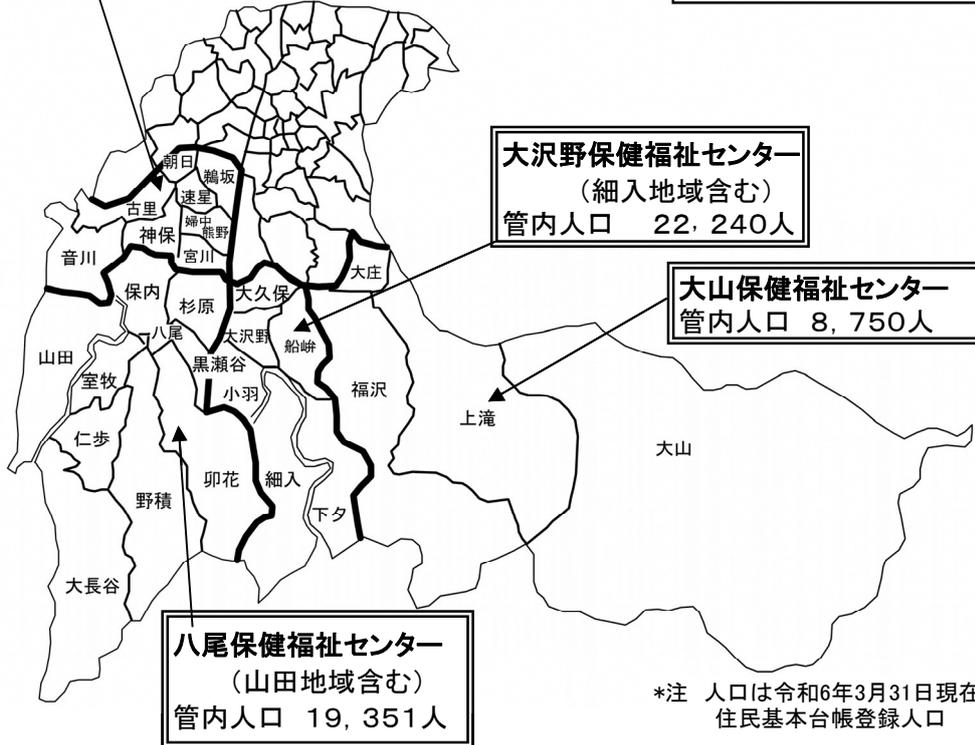
西保健福祉センター  
管内人口 64,225人

南保健福祉センター  
管内人口 100,772人

[大沢野地域]  
[大山地域]  
[八尾地域]  
[婦中地域]  
[細入地域]  
[山田地域]

大沢野保健福祉センター  
(細入地域含む)  
管内人口 22,240人

大山保健福祉センター  
管内人口 8,750人



八尾保健福祉センター  
(山田地域含む)  
管内人口 19,351人

\*注 人口は令和6年3月31日現在の  
住民基本台帳登録人口

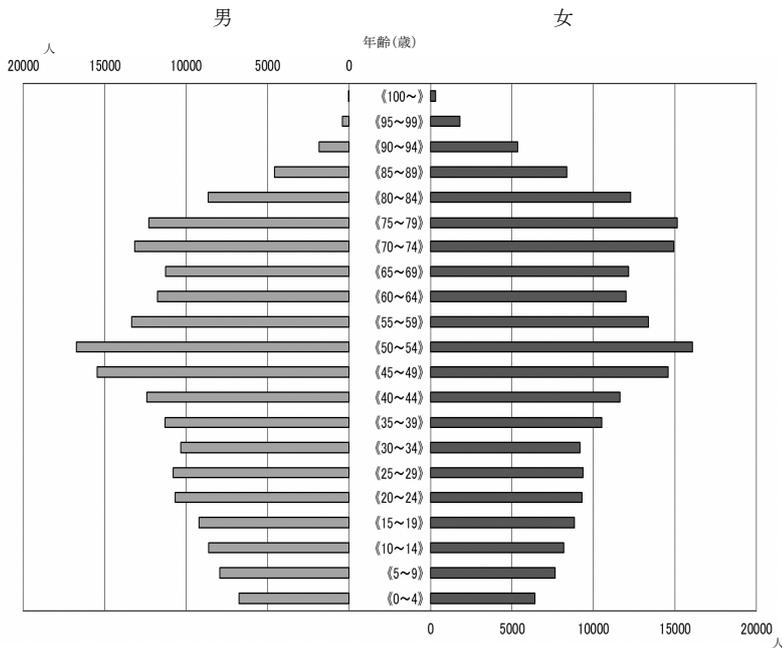
### 1-3 富山市の年齢別・性別人口

#### 1-3-1 年齢別・性別人口

令和4年3月31日現在				令和5年3月31日現在			令和6年3月31日現在			令和4年3月31日現在			
年齢	男	女	計	男	女	計	男	女	計	年齢	男	女	計
《0～4》	7,264	7,004	14,268	7,050	6,765	13,815	6,738	6,409	13,147	【0～14】	24,456	23,366	47,822
《5～9》	8,266	7,895	16,161	8,064	7,802	15,866	7,924	7,641	15,565	【15～64】	122,862	116,065	238,927
《10～14》	8,926	8,467	17,393	8,836	8,261	17,097	8,604	8,182	16,786	【65～】	52,687	70,778	123,465
《15～19》	9,493	8,960	18,453	9,348	8,954	18,302	9,223	8,840	18,063	【合計】	200,005	210,209	410,214
《20～24》	10,600	9,314	19,914	10,638	9,291	19,929	10,677	9,310	19,987				
《25～29》	10,603	9,262	19,865	10,790	9,264	20,054	10,806	9,354	20,160				
《30～34》	10,578	9,375	19,953	10,441	9,249	19,690	10,339	9,177	19,516				
《35～39》	11,889	11,023	22,912	11,504	10,770	22,274	11,283	10,512	21,795				
《40～44》	13,390	12,600	25,990	12,812	12,100	24,912	12,401	11,632	24,033				
《45～49》	16,726	16,076	32,802	16,200	15,413	31,613	15,465	14,567	30,032				
《50～54》	15,686	14,987	30,673	16,263	15,523	31,786	16,731	16,073	32,804				
《55～59》	12,435	12,557	24,992	12,844	12,901	25,745	13,329	13,364	26,693				
《60～64》	11,462	11,911	23,373	11,558	12,052	23,610	11,750	11,986	23,736				
《65～69》	12,065	12,986	25,051	11,610	12,412	24,022	11,258	12,141	23,399				
《70～74》	15,293	17,384	32,677	14,258	16,046	30,304	13,158	14,923	28,081				
《75～79》	10,581	13,354	23,935	11,483	14,532	26,015	12,292	15,135	27,427				
《80～84》	7,912	11,197	19,109	8,124	11,470	19,594	8,638	12,292	20,930				
《85～89》	4,598	8,901	13,499	4,690	8,707	13,397	4,577	8,372	12,949				
《90～94》	1,781	4,916	6,697	1,775	5,218	6,993	1,837	5,349	7,186				
《95～99》	422	1,737	2,159	420	1,744	2,164	423	1,811	2,234				
《100～》	35	303	338	43	317	360	38	309	347				
【合計】	200,005	210,209	410,214	198,751	208,791	407,542	197,491	207,379	404,870				

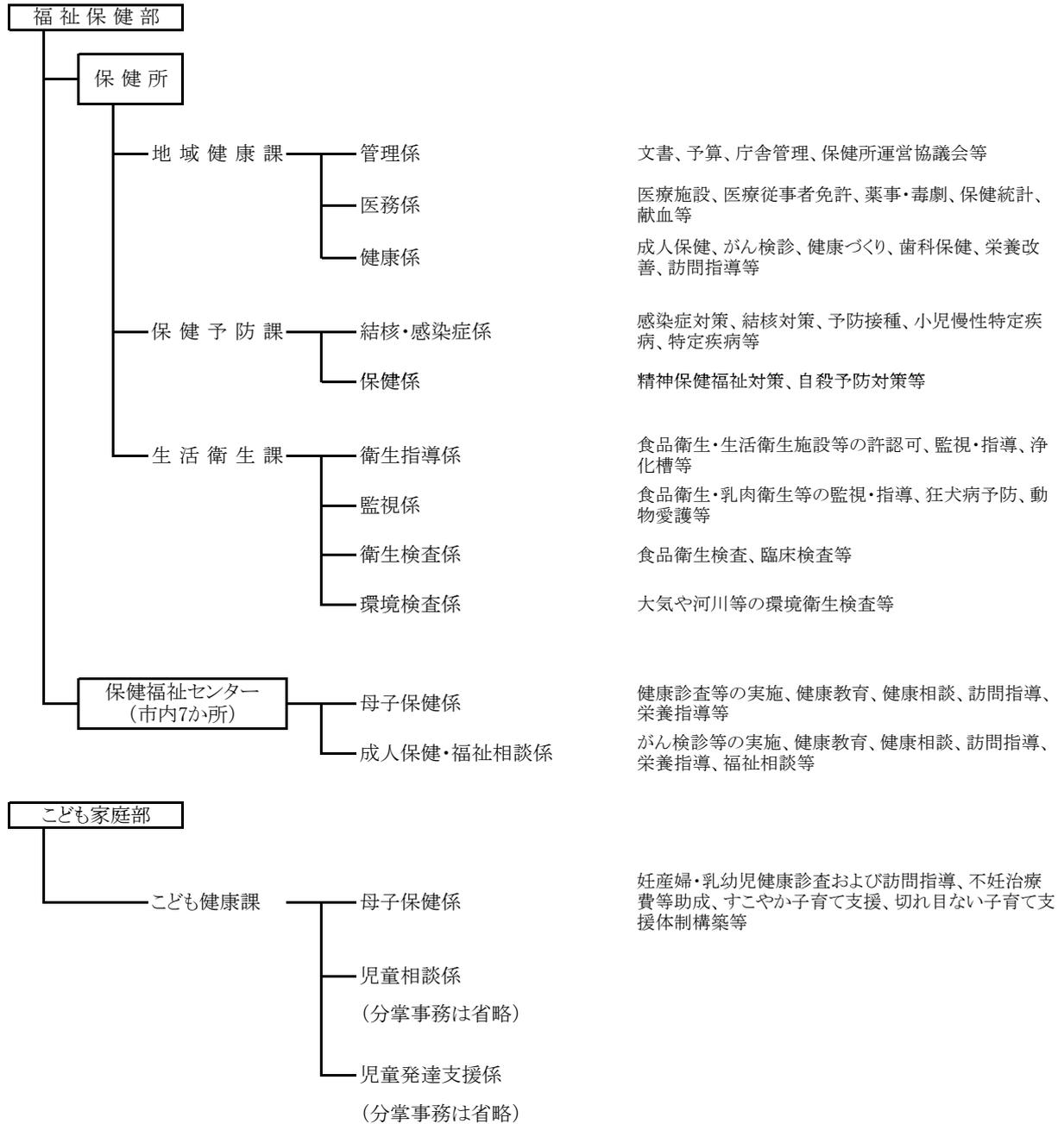
(資料：令和6年3月31日現在 住民基本台帳人口)

#### 1-3-2 人口ピラミッド (資料：令和6年3月31日現在 住民基本台帳人口)



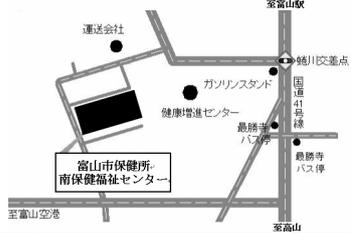
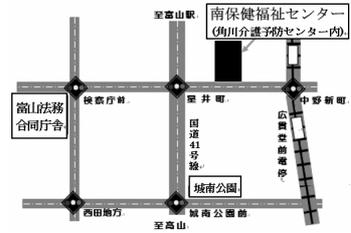
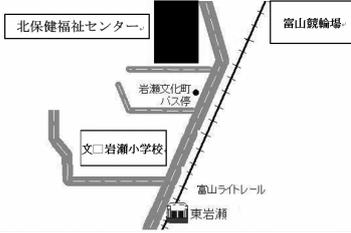
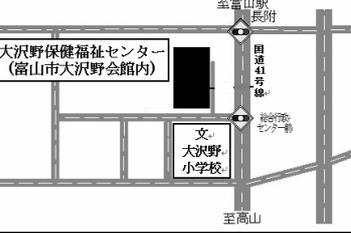
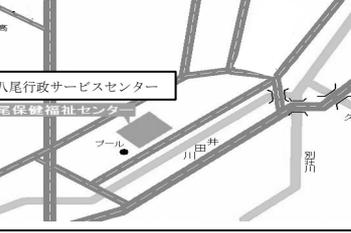
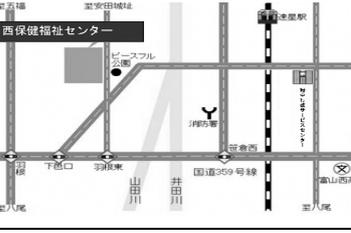
1-4 保健所及び関係組織、主な分掌事務

令和6年4月1日現在



# 1-5 施設概要

令和6年4月1日現在

施設名	住所及び電話	位置図
富山市保健所 南保健福祉センター	〒939-8588 富山市蜷川459番地1 保健所 TEL (076)428-1155 (代) FAX (076)428-1150 南保健福祉センター TEL (076)428-1156	 A map showing the location of the Nambu Health Center and Nambu Welfare Center. The center is located near the intersection of National Route 41 and the Tsurugawa River. Landmarks include the Tsurugawa River, Tsurugawa Station, and the Tsurugawa River crossing. The map also shows the location of the Tsurugawa River crossing and the Tsurugawa River crossing.
中央保健福祉センター	〒930-0065 富山市星井町二丁目7番30号 TEL (076)422-1172 FAX (076)420-3003	 A map showing the location of the Chuo Health Center. The center is located in the Chuo area, near the intersection of National Route 41 and the Chuo River. Landmarks include the Chuo River, Chuo Station, and the Chuo River crossing. The map also shows the location of the Chuo River crossing and the Chuo River crossing.
北保健福祉センター	〒931-8353 富山市岩瀬文化町23番地2 TEL (076)426-0050 FAX (076)426-9210	 A map showing the location of the Kita Health Center. The center is located in the Kita area, near the intersection of National Route 41 and the Kita River. Landmarks include the Kita River, Kita Station, and the Kita River crossing. The map also shows the location of the Kita River crossing and the Kita River crossing.
大沢野保健福祉センター	〒939-2293 富山市高内365番地 TEL (076)467-5812 FAX (076)467-2941	 A map showing the location of the Oshino Health Center. The center is located in the Oshino area, near the intersection of National Route 41 and the Oshino River. Landmarks include the Oshino River, Oshino Station, and the Oshino River crossing. The map also shows the location of the Oshino River crossing and the Oshino River crossing.
大山保健福祉センター	〒930-1392 富山市上滝567番地 TEL (076)483-1727 FAX (076)483-3081	 A map showing the location of the Ooyama Health Center. The center is located in the Ooyama area, near the intersection of National Route 41 and the Ooyama River. Landmarks include the Ooyama River, Ooyama Station, and the Ooyama River crossing. The map also shows the location of the Ooyama River crossing and the Ooyama River crossing.
八尾保健福祉センター	〒939-2398 富山市八尾町福島200番地 TEL (076)455-2474 FAX (076)455-2491	 A map showing the location of the Yatsuho Health Center. The center is located in the Yatsuho area, near the intersection of National Route 41 and the Yatsuho River. Landmarks include the Yatsuho River, Yatsuho Station, and the Yatsuho River crossing. The map also shows the location of the Yatsuho River crossing and the Yatsuho River crossing.
西保健福祉センター	〒939-2603 富山市婦中町羽根1105番地7 TEL (076)469-0770 FAX (076)469-0772	 A map showing the location of the Sai Health Center. The center is located in the Sai area, near the intersection of National Route 41 and the Sai River. Landmarks include the Sai River, Sai Station, and the Sai River crossing. The map also shows the location of the Sai River crossing and the Sai River crossing.
こども健康課	〒930-8510 富山市新桜町7番38号 市役所本庁舎西館3階 TEL (076)443-2248 (母子保健係) FAX (076)443-2169	略

## 1-6 富山市保健所施設詳細

施設	本館（地域健康課、保健予防課）	別館（検査棟・生活衛生課）
竣工式	平成9年3月26日	平成21年1月8日
構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造3階建
建物延床面積	3,328.8㎡	2,698.13㎡
	計 6,026.93㎡	
総事業費	1,292,856千円 （平成7年、平成8年）	956,550千円 （平成19年、平成20年）
土地面積	計 9,797.20㎡	

## 1-7 職員数

令和6年4月1日現在

所属名		正規職員の内訳（再任用含む）	職員数	会計年度任用職員の内訳	会計年度任用職員数
保健所		保健所長 1 参事（保健所次長） 2	1 2		
地域健康課	管理係 医務係 健康係	課長 1、主幹 4（うち兼務2） 主幹（課長代理） 1、副主幹 1 副主幹（係長） 1、主任 2、主事 1 副主幹（係長） 1、主査 1、 主任薬剤師 1、主任技師 1 係長 1、主査 3、 主任保健師 1、保健師 1	21 （兼務2）	薬剤師 1 一般事務 3 歯科衛生士 1 栄養士 1	6
保健予防課	結核・感染症係 保健係	課長 1、主幹 2、課長代理 1 副主幹 1 副主幹（係長） 1、主査 5、 主任 1、主任保健師 2、保健師 2 副主幹（係長） 1、主査 3、 主任 1、保健師 1、主事 6	28	看護師 1 一般事務 6	7
生活衛生課	衛生指導係 監視係 衛生検査係 環境検査係	課長 1、主幹 3、主幹（課長代理） 1、 副主幹 1 主幹（係長） 1、主査 2、 主任栄養士 1、栄養士 1 副主幹（係長） 1、主査 1、 主任栄養士 1、栄養士 1、薬剤師 1 副主幹（係長） 1、主査 5、 主任技師 1 係長 1、主任 2	26	薬剤師 1 臨床検査技師 2 狂犬病予防技術員 3	6

※参考

所属名		正規職員の内訳（再任用含む）	職員数	会計年度任用職員の内訳	会計年度任用職員数
こども健康課	母子保健係 児童相談係 児童発達支援係	課長 1、主幹 1、課長代理 1 係長 1、主査 2、主任保健師 2、 保健師 1 係長 1、主査 4、主任 1 副主幹（係長） 1、主査 1、主任 2、 主事 2	21	一般事務 6 看護師 1 保健師 1 相談員 1	9

所属名		正規職員の内訳（再任用含む）	職員数	会計年度任用職員の内訳	会計年度任用職員数
中央 保健福祉 センター	母子保健係 成人保健・ 福祉相談係	参事（所長） 1、主幹（所長代理） 1 副主幹（係長） 1、主査 3、保健師 4 副主幹（係長） 1、主査 2、 主任保健師 1、保健師 4、栄養士 1	19	保健師 2 看護師 1 栄養士 1	4
南 保健福祉 センター	母子保健係 成人保健・ 福祉相談係	所長 1、主幹 1、主幹（所長代理） 1 副主幹（係長） 1、主査 1、 保健師 3 係長 1、主査 2、保健師 2	13	一般事務 1 看護師 2	3
北 保健福祉 センター	母子保健係 成人保健・ 福祉相談係	所長 1、所長代理 1 副主幹（係長） 1、主査 1、保健師 3 係長 1、主査 1、主任栄養士 1、 保健師 2	12	一般事務 1 保健師 2 看護師 1 相談員 1	5
大沢野 保健福祉 センター	母子保健係 成人保健・ 福祉相談係	所長 1、主幹（所長代理・係長） 1 主幹（所長代理・係長※再掲） 1、 保健師 1 副主幹（係長） 1、主査（栄養士） 1、 保健師 1	6	一般事務 1 看護師 1	2
大山 保健福祉 センター	母子保健係 成人保健・ 福祉相談係	所長 1、所長代理（係長） 1 所長代理（係長 ※再掲） 1、 主査 1 係長 1、保健師 1	5	保健師 1	1
八尾 保健福祉 センター	母子保健係 成人保健・ 福祉相談係	所長 1、所長代理（係長） 1、 副主幹 1 所長代理（係長 ※再掲） 1、 栄養士 1、保健師 1 係長 1、主査 1、保健師 1	8	一般事務 1 保健師 1	2
西 保健福祉 センター	母子保健係 成人保健・ 福祉相談係	所長 1、主幹（所長代理） 1 係長 1、保健師 2 副主幹（栄養士） 1、係長 1、主査 1、 主任保健師 1、保健師 2	11	保健師 1 看護師 2 一般事務 2	5

## 1-8 保健所の沿革

年 月	主 な 保 健 事 業	体 制	備 考
昭和19年10月		・ 県富山保健所を富山旧城址に設置 (元電気局建物) 簡易保険、健康相談所、健康相談所の業務を吸収	管内 富山市、上新川郡、 婦負郡の一部 (1市5町14村) 44,498 世帯 230,226 人
昭和20年 8 月		・ 戦災により、県富山保健所庁舎喪失県庁へ移転	
昭和21年	・ 国民健康保険組合に保健婦が配置され、結核、母子を中心とした保健活動開始		・ 国民健康保険組合に保健婦補助金交付制度発足
昭和23年	・ 母子手帳交付		
昭和23年 7 月		・ 富山市大手町に、県富山保健所庁舎竣工	・ 予防接種法及び予防接種法施行令の施行 ・ 予防接種法施行規則の施行
昭和23年 8 月		・ 県富山保健所が、標準保健所に指定される。 (総務課、衛生課、普及課、予防課を設置)	
昭和24年	・ 第1回赤ちゃんコンクール実施		
昭和26年 3 月			・ 結核予防法の施行 ・ 予防接種法より結核の規定を削除
昭和27年 5 月		・ 県富山保健所、庶務課、衛生課を設置	
昭和31年10月		・ 富山市保険課で保健事業、衛生課で衛生事業を行う。	・ 国民健康保険組合が市役所へ移管
昭和33年 9 月			・ 予防接種実施規則の施行
昭和35年	・ 巡回乳幼児健康診査、健康相談開始		
昭和36年 3 月	・ ポリオ定期予防接種開始		
昭和38年	・ 巡回循環器集団検診開始 ・ 老人健康診査開始 ・ 保健活動専属医師1名採用(～昭和46年)		
昭和38年 8 月			・ 老人福祉法施行
昭和40年10月		県富山保健所、総務課、衛生課、予防課を設置	

年 月	主 な 保 健 事 業	体 制	備 考
昭和42年 7 月		・富山市保険課から保健業務が分離し、公会堂別館に保健指導室開設。庶務係、保健指導係を設置	
昭和42年11月		・県富山保健所と精神衛生センターとの合同庁舎着工 (延床面積 2, 271. 55㎡)	
昭和43年 4 月	・子宮がん集団検診開始		
昭和45年	・母親教室開始	・保健指導室が、丸の内(旧中央保健福祉センター地)に移転	
昭和46年 4 月		・県富山保健所、総務課、衛生課、予防課、検査課を設置	
昭和47年 4 月		・衛生課と保健指導室が改組され、保健衛生課に保健指導係を設置	
昭和48年 4 月	・乳がん集団検診開始 ・4か月児健康診査開始 ・救急医療センター開始		
昭和49年 8 月	・百日ぜき・ジフテリア・破傷風(三種混合) 予防接種開始(集団接種)		
昭和50年12月	・痘そう予防接種(12月で終了)		
昭和51年 3 月	・富山市食生活改善推進連絡協議会設立		
昭和51年 4 月	・赤ちゃん教室・幼児教室開始		
昭和52年 3 月			・「健康都市宣言」を採択
昭和52年 7 月			・予防接種施行令の一部改正
昭和53年 1 月	・風しん予防接種開始(中学校3年生女子)		
昭和53年 2 月		・富山市母子健康センター及び富山市救急医療センター竣工 (延床面積 1, 526. 96㎡) (旧中央保健福祉センター)	
昭和53年 4 月	・婦人の健康づくり事業開始	・国保保健婦から市町村保健婦へ身分移管	・国民の健康づくり地方推進事業及び婦人の健康づくり推進事業等について局長通知
昭和54年 1 月	・麻しん予防接種開始(個別接種)		
昭和54年 4 月	・1歳6か月児健康診査開始		
昭和55年 4 月	・子宮がん医療機関検診開始		
昭和56年 4 月	・早期療育事業・母乳育児啓発事業開始		

年 月	主 な 保 健 事 業	体 制	備 考
昭和57年 4 月	・遊戯教室開始（平成17年度で終了）		
昭和58年 2 月			・老人保健法施行
昭和58年 4 月	・巡回循環器集団検診から医療機関委託による基本健康診査（40歳以上）に移行 ・健康手帳の交付、各種健康教育、健康相談及び各種健康診査を実施 ・寝たきり老人訪問指導事業開始	・県合同庁舎より精神衛生センター移転	
昭和59年 4 月	・健康増進事業開始 ・健康づくり対策室会議開始 ・地域健康づくり展開始	・富山市民健康センター竣工 （延床面積 1,487.99㎡） ・厚生部から市民部に改組 保健衛生課から市民健康センターとなり、管理係、予防衛生係、保健指導係、健康づくり係を設置	・企画部に健康づくり対策室が設置され、健康づくり関連各課の強化が図られる。
昭和60年 4 月	・富山市保健推進員連絡協議会設立 ・健康づくり強調月間を10月に設定		
昭和62年 4 月	・糖尿病教室開始		
平成 元 年	・健康情報システム、母子保健システム一部稼働		
平成 2 年 4 月	・肺がん集団検診・胃がん医療機関検診開始 ・訪問看護等在宅ケア総合推進モデル事業開始	・市民部から福祉部に改組 保健指導係解消、訪問指導係、成人母子健康係が設置 ・健康づくり係の一部業務を体育課へ移管、健康スポーツ係を設置	
平成 3 年 4 月	・肺がん、大腸がん医療機関検診開始 ・生活習慣改善指導事業開始 ・仲間づくりの赤ちゃん教室開始		
平成 4 年 4 月	・乳がん医療機関検診開始 ・富山市訪問看護事業開始	・成人母子保健係を成人保健係、母子保健係へ改組	
平成 4 年10月	・第1回マタニティママ&ベビーフェスティバル開催		
平成 5 年 4 月		・市民健康センターに課制導入 総務課（管理係・予防衛生係）、健康指導課（成人保健係・母子保健係・訪問指導係）、訪問看護ステーションを設置	
平成 6 年 5 月	・シルバーふれあいデー開始（平成13年度で終了）		
平成 6 年 6 月	・風しん予防接種に係る経過措置実施		・予防接種法一部改正 ・義務接種から努力接種へ ・個別接種の推進 ・健康被害救済制度の充実

年 月	主 な 保 健 事 業	体 制	備 考
平成 7 年 4 月	・骨粗しょう症健診開始	・保健所設置準備室設置	・地域保健法施行
平成 7 年 5 月	・ジフテリア・百日咳・破傷風（三種混合）予防接種の個別接種実施		
平成 7 年 6 月	・日本脳炎（第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期）予防接種の集団接種開始		
平成 7 年 7 月			・精神保健福祉法
平成 7 年 12 月		・保健所の設置が承認される。	・中核都市指定の政令公布
平成 8 年 2 月		・平成 9 年 4 月の開所を目指して、蝸川地内に新保健所起工	
平成 8 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の保健所事業を富山市に移譲</li> <li>・3歳児健康診査開始</li> <li>・乳幼児発達健康診査開始</li> <li>・思春期保健対策事業開始</li> <li>・乳幼児アトピー性疾患相談事業開始（平成16年度より乳幼児健康相談に併設）</li> <li>・訪問口腔指導事業開始（平成12年度訪問歯科保健事業に変更）</li> <li>・新40歳の総合健康診査開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山市保健所設置（県施設を間借りして業務開始）</li> <li>・保健所本庁機能として保健衛生課を設置</li> <li>・保健所に総務課（管理係・医務係）、保健予防課（予防係・保健計画係）、健康課（母子保健係・成人保健係・訪問指導係）、衛生検査課（衛生指導係・監視係・検査係）を設置</li> <li>・市民健康センターを保健センター（母子保健係・成人保健係）に改称、訪問看護ステーションとともに保健事業の一元化</li> </ul>	・富山市が中核市に移行
平成 8 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域総合相談会事業、各校下で開始</li> <li>・風しん予防接種の個別接種実施</li> </ul>		
平成 9 年 3 月		・蝸川地内に、富山市保健所竣工 (延床面積 3,328.83㎡)	
平成 9 年 4 月	・機能訓練（A型）事業開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所健康課を改編し健康課（企画係・訪問指導係）、南保健センター（母子保健係・成人保健係）を設置</li> <li>・保健センターを中央保健センターに、保健予防課保健計画係を保健係に改称</li> </ul>	
平成 9 年 4 月	・パパ・ママセミナー開始		
平成 9 年 5 月	・富山市精神障害者家族会等連絡会設立		
平成 9 年 6 月	・日本脳炎（第Ⅰ期）予防接種の個別接種実施		
平成 10 年 5 月	・妊婦歯科健診開始		
平成 11 年 3 月	・妊産婦・乳児用オリジナルCD配布（平成 15 年 3 月終了）		
平成 11 年 4 月		・福祉保健部に介護保険課設置	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

年 月	主 な 保 健 事 業	体 制	備 考
平成11年 4 月			・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行
平成12年 4 月	・骨髄バンクの登録受付窓口設置 ・機能訓練（B型）事業開始（平成17年度で終了） ・訪問歯科保健事業開始（平成17年度で終了）		・介護保険法施行
平成12年11月	・富山市地域精神保健福祉推進協議会発足		
平成13年 3 月		・岩瀬地内に、北保健福祉センター竣工 (延床面積 1,093.88㎡)	
平成13年 4 月	・不妊相談事業開始	・保健センターに福祉機能を付加し、保健福祉センターに改称（成人保健係を成人保健・福祉相談係に改称） ・保健予防課予防係を結核・感染症係に改称	
平成13年 5 月	・乳がん検診にマンモグラフィ導入 ・高脂血症教室開始（平成17年度で終了）		
平成13年 6 月	・壮年期の健康づくり教室開始（平成16年度で終了）		
平成13年11月	・インフルエンザ予防接種事業開始（高齢者65歳以上）		
平成14年 4 月	・こころの健康相談事業開始（平成18年度から乳幼児発達健康診査に併設）		
平成14年 5 月	・肝炎ウイルス検査開始		
平成14年 6 月	・前立腺がん検診開始		
平成14年12月	・乳幼児ツベルクリン反応検査、BCG接種の個別化実施 ・富山市健康プラン21策定		
平成15年 1 月	・富山市健康危機管理マニュアル策定	・富山市高齢者保健福祉計画・介護保健福祉計画策定（平成15年～平成17年）	
平成15年 4 月	・小学1年生、中学1年生のツベルクリン反応検査、BCG接種廃止 ・禁煙支援セミナー開始（平成21年度終了）		・結核予防法一部改正
平成15年 6 月	・ジフテリア・破傷風（二種混合）の個別接種実施（平成15年6月1日～7月31日）		
平成15年 9 月	・ひきこもり家族教室開始		・少子化社会対策基本法施行
平成16年 3 月	・富山市健康プラン21行動計画策定		
平成16年 4 月	・富山市特定不妊治療費助成事業開始 ・ジフテリア・破傷風（二種混合）の接種期間を4月1日から7月31日に変更）		
平成17年 1 月		・訪問看護ステーションを廃止	
平成17年 4 月	・脳卒中総合対策事業開始 ・新50歳の総合健康診査開始 ・歯周疾患健診事業（60歳、70歳）	・保健所健康課訪問指導係を廃止し、健康づくり推進係を設置	・7市町村の新設合併により新「富山市」が発足 ・発達障害者支援法施行 ・次世代育成支援対策推進法施行

年 月	主 な 保 健 事 業	体 制	備 考
平成17年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山岳監視開始</li> <li>・ツベルクリン反応検査廃止、BCG 直接接種へ</li> <li>・ジフテリア・破傷風（二種混合）の接種期間を4月1日から9月30日に変更）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大沢野・大山・八尾・婦中の各保健福祉センターを設置(7保健福祉センター体制に)</li> <li>大沢野保健福祉センター（大沢野文化会館内）</li> <li>大山保健福祉センター</li> <li>(昭和54年3月 569.81㎡)</li> <li>八尾保健福祉センター</li> <li>(平成11年10月 複合施設 3,364㎡)</li> <li>婦中保健福祉センター</li> <li>(平成15年12月 複合施設 3,929.09㎡)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結核予防法一部改正</li> </ul>
平成17年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控え（第Ⅰ期、第Ⅱ期）</li> <li>・子宮がん検診、乳がん検診隔年実施</li> <li>(対象：子宮がん検診20歳以上、乳がん検診40歳以上)</li> </ul>		
平成17年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本脳炎第Ⅲ期廃止</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行</li> </ul>
平成18年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿健康被害救済制度 開始</li> </ul>		
平成18年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリニック廃止</li> <li>・麻しん風しん（MR）ワクチン2回接種開始（個別接種）</li> <li>[対象：第1期 生後12月から24月に至るまでの間にある者</li> <li>第2期 5歳以上7歳未満の者で、小学校に就学する前の1年間にある者（いわゆる幼稚園の年長児）]</li> <li>・地域支援事業（介護予防栄養改善事業・特定高齢者口腔ケアモデル事業）開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援法施行</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律改正</li> <li>・予防接種法施行令一部改正（17年7月公布、18年4月施行）</li> <li>・介護保険法一部改正</li> <li>・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律</li> </ul>
平成18年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本健康診査に生活機能評価、もの忘れ検診追加</li> </ul>		
平成18年10月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策基本法施行</li> </ul>
平成19年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「富山市健康プラン21」策定（平成19～23年度）</li> </ul>		
平成19年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防対策事業開始</li> <li>・介護予防普及啓発事業開始</li> <li>・こんにちは赤ちゃん事業開始</li> <li>・ジフテリア・破傷風（二種混合）の接種期間を通年に変更</li> <li>・脳卒中予防検診、脳卒中予防教室（脳卒中総合対策事業）終了</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症法一部改正</li> <li>結核予防法廃止に伴い結核の規定を統合</li> <li>・予防接種法一部改正</li> <li>・結核予防法廃止に伴いBCG接種の規定を統合</li> <li>・がん対策基本法施行</li> </ul>
平成19年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診に内視鏡検査を導入</li> </ul>		

年 月	主 な 保 健 事 業	体 制	備 考
平成20年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本健康診査の終了</li> <li>・新40歳・50歳の総合健康診査終了</li> <li>・幼児発達支援教室開始</li> <li>・妊婦健診4回→5回</li> <li>・麻しん風しん（MR）予防接種の対象者追加（個別接種） （平成20年4月1日から5年間の時限措置） [対象：第3期 中学1年生に相当する年齢の者 第4期 高校3年生に相当する年齢の者 ]</li> <li>・肝炎治療特別促進（肝炎インターフェロン医療費助成）事業開始（平成20年4月1日から7年間の時限措置）</li> </ul>		
平成20年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査・特定保健指導開始</li> <li>・結核接触者健康診断 QFT 検査 運用開始</li> </ul>	保健所別館（検査棟）増築 （平成20年12月竣工 2,698.13㎡）	
平成21年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿健康被害者救済制度の特別遺族給付金・弔慰金等請求期限の延長</li> <li>・高齢者総合福祉プラン策定（平成21年～平成23年度）</li> </ul>		
平成21年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診5回→14回</li> <li>・生活習慣改善指導事業終了</li> <li>・予防接種助成金交付制度の開始</li> <li>・肝炎治療特別促進事業の運用変更（助成期間の延長、自己負担限度額の階層区分の決定）</li> <li>・新型インフルエンザ発生により、新型インフルエンザ対策本部設置。電話相談窓口、発熱相談センター開設。</li> <li>・がん特別対策モデル事業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生検査課を生活衛生課に改称し、環境部門検査（環境保全課）を統合して衛生検査係、環境検査係を設置</li> <li>・富山市新型インフルエンザ行動計画策定・運用</li> </ul>	
平成21年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンによる予防接種（第Ⅰ期）開始（積極的勧奨は実施しない）</li> </ul>		
平成21年10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性特有のがん検診事業開始</li> <li>・新型インフルエンザ予防接種費用助成の開始</li> <li>・保健、医療、福祉、教育、経済等が連携し、市民の心の健康に関する意識を高め、総合的に自殺予防を推進するため、富山市自殺対策事業を開始。</li> </ul>		
平成21年11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山市自殺対策推進連絡会議の設置</li> </ul>		
平成21年12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハートSOSハガキ配布事業開始</li> </ul>		
平成22年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の日本脳炎ワクチンの有効期限が切れたため、3月10日以降の第Ⅱ期の接種が事実上できない状態となる。</li> </ul>		
平成22年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のための健康診査終了</li> <li>・幼児教室終了</li> <li>・母子栄養食品支給事業終了</li> </ul>		

年 月	主 な 保 健 事 業	体 制	備 考
平成22年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁煙支援セミナー終了</li> <li>・プラス 1,000 歩富山市民運動事業開始</li> <li>・カラーカードによる胆道閉鎖症検査開始</li> <li>・二種混合の個別通知を 11 歳になる月の月上旬に毎月発送に変更</li> <li>・日本脳炎予防接種の第 I 期初回接種の標準的な接種期間 3 歳に該当する者に対して、積極的な勧奨の再開</li> <li>・肝炎治療特別促進事業の運用変更（自己負担限度額引き下げ、B型ウイルス肝炎に対する核酸アナログ製剤治療の助成追加）</li> </ul>		
平成22年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の県内広域化の開始</li> </ul>		
平成22年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本脳炎予防接種の第 II 期について、「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」により接種を再開し、併せて 9 歳以上 13 歳未満の者について、第 I 期の未接種分を接種できる特例措置が設けられる</li> </ul>		
平成22年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度新型インフルエンザワクチン接種事業開始（翌年 3 月 31 日まで）</li> </ul>		
平成23年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診に HTLV-1 抗体検査を追加</li> <li>・子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種に対する費用助成事業を開始</li> </ul> <p>[対象：子宮頸がん予防ワクチン 中学校 1 年生に相当する年齢の女性 ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン 2 か月齢以上 12 か月齢未満の者]</p>		
平成23年 2 月			2 月 22 日 NZ 地震で、富山市 外国語専門学校生 徒らが被災
平成23年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）被災者に対する定期予防接種及び子宮頸がん等ワクチン接種事業について、接種費用の助成を開始</li> <li>・東日本大震災の被災地（宮城県気仙沼市）に富山県チームの一員として、保健師を 27 名派遣（期間 3 月 16 日～9 月 1 日）</li> </ul>		3 月 11 日 東日本大震災発生
平成23年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診に性器クラミジア検査を追加</li> <li>・特定不妊治療費の助成回数を 1 年度あたり 3 回までに変更</li> <li>・特定高齢者口腔ケアモデル事業終了</li> <li>・女性特有のがん検診の事業名をがん検診推進事業に変更</li> <li>・東日本大震災市内避難者への健康相談を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦中保健福祉センターを西保健福祉センターに名称変更</li> <li>・中央保健福祉センター所管の呉羽地域（呉羽・長岡・寒江・老田・古沢・池多地区）を西保健福祉センターに所管替え</li> <li>・南保健福祉センター所管の堀川地区を中央保健福祉センターに所管替え</li> </ul>	焼肉チェーン店で、 食中毒により死者 5 名

年 月	主 な 保 健 事 業	体 制	備 考
平成23年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種に対する費用助成事業の対象者を拡大 [対象：子宮頸がん予防ワクチン 中学校1年生から高校1年生に相当する年齢の女性 ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン 2か月齢以上5歳未満の者]</li> <li>・日本脳炎予防接種の第I期追加接種の標準的な接種期間4歳に該当する者に対する積極的な勧奨の再開、及び9歳及び10歳の第I期不足分の積極的勧奨を行う</li> <li>・新型インフルエンザが、通常の季節性インフルエンザに変わる</li> </ul>		
平成23年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻しん風しん（MR）予防接種（第4期）の対象者に高校2年生に相当する者を追加</li> <li>・日本脳炎予防接種の特例措置の対象者を拡大し、20歳未満まで接種可能となる</li> <li>・定期予防接種における東日本大震災の特例が設けられる (平成23年8月31日までの間の対象者拡大および日本脳炎・三種混合予防接種において規定の間隔を守れなかった場合も定期的間隔をおいたものとみなすこと)</li> </ul>		
平成23年 7 月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央保健福祉センターを星井町地内に移転</li> </ul>	
平成24年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん特別対策モデル事業終了</li> <li>・ハート SOS ハガキ配布事業終了</li> <li>・思春期テレフォン廃止</li> <li>・介護予防栄養改善普及教室終了</li> <li>・国保適正受診指導事業終了（保健所依頼分）</li> </ul>		
平成24年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本脳炎予防接種の小学2、3、4、5年生の第I期不足分の積極的勧奨を行う</li> <li>・養育訪問支援事業を開始</li> <li>・かかりつけ医と精神科医の連携強化事業開始</li> </ul>		
平成24年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診推進事業（子宮頸がん、乳がん検診）に大腸がん検診を追加</li> <li>・生ポリオワクチン集団接種、5月実施後終了</li> </ul>		
平成24年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑内障検診開始</li> </ul>		
平成24年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不活化ポリオワクチン導入開始</li> </ul>		
平成24年10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉センターでの特定保健指導終了</li> </ul>		
平成24年11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四種混合ワクチン導入開始</li> </ul>		
平成25年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脳卒中総合対策事業終了</li> <li>・富山市健康プラン21（第2次）策定</li> <li>・麻しん風しん（MR）第3、4期の時限措置終了 (平成20年4月1日から5年間の時限措置)</li> </ul>		

年 月	主 な 保 健 事 業	体 制	備 考
平成25年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定不妊治療費一部治療費の助成額の変更</li> <li>・Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）予防接種の定期接種開始</li> <li>・日本脳炎予防接種の小学1、2、3、4年生の第I期不足分の積極的勧奨を行う</li> </ul>		
平成25年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査とがん検診など受診券の一本化</li> <li>・肝炎ウイルス検診未受診者の5歳刻みの年齢への受診勧奨開始</li> <li>・保健推進員による妊婦訪問廃止</li> <li>・保健推進員8～9か月の乳児訪問開始</li> </ul>		
平成25年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）予防ワクチン接種の積極的勧奨の差し控え</li> </ul>		
平成25年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本脳炎予防接種の年度内18歳になる方の第II期末接種者への積極的勧奨を行う</li> </ul>		
平成26年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山市新型インフルエンザ等対策行動計画作成</li> <li>・風しん抗体検査事業開始</li> </ul>		
平成26年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水痘、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の定期接種開始</li> </ul>		
平成27年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山市母子健康手帳アプリ配信開始</li> </ul>		
平成27年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山市父子健康手帳アプリ機能追加</li> </ul>		
平成27年10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉センターに子育て世代包括支援センターを設置。</li> </ul>	
平成28年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診推進事業（子宮頸がん、乳がん検診）終了</li> </ul>		
平成28年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本地震の被災地（熊本県益城町）に富山県チームの一員として、保健師を4名派遣（期間4月22日～6月14日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大沢野保健福祉センターを大沢野行政サービスセンター1階に移転。</li> <li>・大山保健福祉センターを大山行政サービスセンター1階に移転。</li> </ul>	4月14日 熊本地震発生
平成28年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B型肝炎予防接種の定期接種開始</li> </ul>		
平成29年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診推進事業（大腸がん検診）終了</li> </ul>		
平成29年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肺がん集団検診デジタル検診車へ移行</li> <li>・乳がん集団検診視触診廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織改正に伴い保健所健康課を廃止し、それまで所管していた母子保健に係る事務を新設した子ども育成健康課に移管。総務課に健康課の成人保健等の事務が加わり、地域健康課に改組。</li> </ul>	富山市まちなか総合ケアセンター開設
平成30年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周疾患検診に併せて口腔がん検診を開始</li> <li>・「プラス1,000歩富山市民運動」と「とやま『歩く人。』リーダー育成事業」が活力都市創造部に移管</li> </ul>		

年 月	主 な 保 健 事 業	体 制	備 考
平成31年 3 月	・富山市自殺対策総合戦略策定（平成31～38年度）		富山市地域福祉計画 策定（平成31～35 年度）
平成31年 4 月	・「プラス1,000歩富山市民運動」と「とやま『歩く人。』リーダー育成事業」が活力都市創造部から移管 ・がん検診事業からがん対策事業に移行 ・胃がん検診（内視鏡検査）隔年実施（50歳以上） ・風しんの追加的対策（風しん抗体検査及び風しん第5期予防接種）を開始 [対象:第5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日 までの間に生まれた男性] （平成31年4月1日から3年間の時限措置）	組織改正に伴い、保健福祉センターが福祉政策課 の直轄となる。	
令和元年 1 0 月	・台風19号の被災地（長野市）に富山県チームの一員として、保健師2名派遣（期間10月29日～11月7日）		
令和2年 2 月 ～ 3 月	・台風19号の被災地（長野市）に事務職1名派遣（期間2月10日～3月8日）		
令和2年 4 月	改正健康増進法（受動喫煙対策）の全面施行に伴い、 ・既存特定飲食提供施設申請受理 ・受動喫煙対策に関する相談および助言指導・立入検査等の 実施	（参考） 組織改正に伴い、課名が、こども育成健康課から こども健康課に変更。	
令和2年 1 0 月	・ロタウイルス感染症予防接種の定期接種を開始		
令和3年 5 月	・新型コロナウイルスワクチン接種開始	保健所地域健康課に新型コロナウイルスワクチン接種班を新設	
令和4年 2 月	・ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）予防ワクチン接種の積極的勧奨の再開。		
令和4年 3 月	・とやま『歩く人。』リーダー育成事業終了。		
令和4年 4 月	・ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）予防ワクチン接種の積極的勧奨再開に伴い、 ①定期接種の機会を逃した者に対するキャッチアップ接種 ②すでに接種済の者に対する接種費の償還払い の実施（令和4年～令和6年度） ・ビューティフル・ハッピー・エイジング事業開始。 （5ヶ年計画）		
令和5年 4 月		（参考） 組織改正に伴い、こども健康課に児童発達支援係 を新設。	
令和6年 1 月			1月1日 能登半島地震発生

年 月	主 な 保 健 事 業	体 制	備 考
令和6年2月	・能登半島地震の被災地（石川県珠洲市）に DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）として、医師1名、歯科医師1名、薬剤師1名、保健師2名を派遣（期間2月21日～2月25日）		
令和6年3月	・富山市健康プラン21（第3次）策定	新型コロナウイルスワクチン接種班を廃止	
令和6年4月	・五種混合ワクチン導入開始 ・富山市感染症予防計画策定 ・富山市保健所健康危機対処計画（感染症）策定	（参考） ・法改正に伴い、こども健康課に、こども家庭センターを新設。保健福祉センターに設置していた子育て世代包括支援センターを廃止し、こども家庭センター（母子保健機能）を設置。	

1-9 保健所歴代所長

氏 名	在 職 期 間
石川 宏	平成 8年4月1日 ~ 平成15年3月31日
黒澤 豊	平成15年4月1日 ~ 平成21年3月31日
高橋 洋一	平成21年4月1日 ~ 平成27年3月31日
元井 勇	平成27年4月1日 ~ 令和 2年3月31日
瀧波 賢治	令和 2年4月1日 ~ 現在

## 第2章 令和6年度保健所事業予算概要

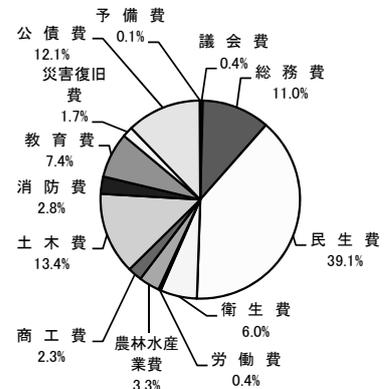
## 第2章 令和6年度保健所事業予算概要

### 2-1 令和6年度当初予算の概況

#### (1) 一般会計（市全体）

(単位：千円)

区分(款)	令和6年度	令和5年度	比較	6年度構成比(%)
議会費	717,331	728,938	▲ 11,607	0.4
総務費	19,406,982	18,138,015	1,268,967	11.0
民生費	68,729,471	66,707,998	2,021,473	39.1
衛生費	10,495,771	10,467,971	27,800	6.0
労働費	682,247	612,560	69,687	0.4
農林水産業費	5,878,273	5,360,049	518,224	3.3
商工費	4,078,626	4,068,056	10,570	2.3
土木費	23,498,494	21,757,933	1,740,561	13.4
消防費	4,959,385	4,801,843	157,542	2.8
教育費	12,992,636	12,978,322	14,314	7.4
災害復旧費	3,009,061	44,020	2,965,041	1.7
公債費	21,262,941	21,485,690	▲ 222,749	12.1
予備費	100,000	100,000	0	0.1
合計	175,811,218	167,251,395	8,559,823	100.0
内保健所分	3,032,941	3,054,718	▲ 21,777	1.7



(注1) 構成比はそれぞれ小数点以下第2位四捨五入のため、その合計は100.0にならない。

#### (2) 保健所所管衛生費の内訳

##### ①(項)保健衛生費

(単位：千円)

(目)	令和6年度		比較 A - B	対前年 増減比 (%)	令和6年度 構成比 (%)
	当初予算額	A			
保健衛生総務費	922,620	855,463	67,157	7.9	31.1
母子保健事業費	9,530	10,551	▲ 1,021	▲ 9.7	0.3
成人保健事業費	577,521	591,169	▲ 13,648	▲ 2.3	19.5
健康づくり事業費	17,367	13,139	4,228	32.2	0.6
予防費	1,374,615	1,454,002	▲ 79,387	▲ 5.5	46.3
精神保健福祉対策費	8,667	8,895	▲ 228	▲ 2.6	0.3
衛生検査費	58,492	57,346	1,146	2.0	2.0
合計	2,968,812	2,990,565	▲ 21,753	▲ 0.7	100.0

##### ②(項)環境衛生費

(単位：千円)

(目)	令和6年度		比較 A - B	対前年 増減比 (%)	令和6年度 構成比 (%)
	当初予算額	A			
環境保全費	61,901	62,007	▲ 106	▲ 0.2	96.5
産業廃棄物対策費	2,228	2,146	82	3.8	3.5
合計	64,129	64,153	▲ 24	▲ 0.04	100.0

##### ③財源内訳

(単位：千円)

区分	国庫支出金	県支出金	その他	一般財源
金額	222,676	24,809	220,793	2,564,663

## 2-2 令和6年度事業の概要

(款) 04 衛生費

(項) 01 保健衛生費

3,032,941 千円 (保健所事業分)

(目) 01 保健衛生総務費

922,620 千円

(単位:千円)

事業名	予算額	対象者	事業内容	担当課
保健衛生一般管理費	682,770		(1) 保健所の人件費 672,735 千円 (2) 負担金・補助金 7,778 千円 (3) 事務費等 2,257 千円	地域健康課
保健所運営費	235,308		施設維持管理費等	
医療施設指導監督費	623	医療施設、施術所、歯科技工所、衛生検査所	診療所、助産所等の開設に係る許認可事務を行うとともに病院等に対して立入検査等を実施するもの。	
薬事衛生事業費	1,033	医薬品販売者、毒物劇物販売者 市民	薬局、医薬品販売業、医療機器販売業、毒物劇物販売業者の許可、登録事務及び監視指導を行うとともに市民に対し、医薬品に関する知識を啓発するもの。	
統計調査事業費	2,043		厚生行政全般の基盤資料とするため、関係法令に基づく調査を行い、国へ報告するもの。	
献血等推進事業費	843	市民	(1) 医療に必要な血液を確保するため、献血についての啓発を行うもの。 (2) 骨髄バンクのドナー登録を推進する。 (3) 移植医療に関する普及啓発を図る。	

(目) 02 母子保健事業費

9,530 千円

(単位:千円)

事業名	予算額	対象者	事業内容	担当課
家族計画相談、婚前教育指導費	70	市民	母性保護相談、遺伝相談を実施するとともに、生命倫理についての啓発を行うもの。	保健予防課
身体障害児等医療費助成費	9,460	身体障害児  結核児童	(1) 自立支援医療費給付費 9,350 千円 身体障害児に対し医療費の給付を行うもの。 (ア) 扶助費 9,300 千円 (イ) 事務費等 50 千円 (2) 結核児童療育費 110 千円 長期入院を必要とする結核児童に対して、療育費 (医療費・日用品費・学用品費) を支給するもの。 (ア) 扶助費 (療養費) 109 千円 (イ) 事務費等 1 千円	

(目) 03 成人保健事業費

577,521 千円

(単位:千円)

事業名	予算額	対象者	事業内容	担当課
健康教育事業費	1,723	40～64歳の市民及びその家族、特定健康診査の結果、事後指導の必要な者等	健康教育 (ア) 地区健康教育 市内78地区で年2回 (イ) 糖尿病予防教室 3コース	地域健康課
訪問指導事業費	295	虚弱者、介護に携わる家族、市が実施する健診等の有所見者等	保健師、看護師、栄養士等が対象者の状況に合わせて、訪問指導を行うもの。	
保健・医療・福祉ネットワーク事業費	1,174	40～64歳の市民及びその家族	市内78地区で年2回程度、保健・医療・福祉の各スタッフによる地域総合相談会を開催するもの。 (1) 地域総合相談会 市内78地区で年2回程度 (2) 重点健康相談 (高血圧、糖尿病、骨粗しょう症等)	
健康診査事業費	12,037	40歳以上の生活保護受給者等	健康診査事業 2,786 千円 (1) 実施期間 5月～12月 (2) 検査項目 (基本) 問診、身体計測、診察、血圧測定、血液検査 (中性脂肪、AST、ALT、γ-GTP、LDLコレステロール、HDLコレステロール、ヘモグロビンA1c等) 尿検査 (尿糖、尿蛋白) (詳細) 貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査	
		40歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診を未受診の方	肝炎ウイルス検診事業 3,752 千円 (1) 実施期間 5月～12月 (2) 検診内容等 HBs抗原検査、C型肝炎ウイルス検査	
		40歳、50歳の女性で国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の家族等	骨粗しょう症検診事業 1,607 千円 (1) 実施期間 5月～12月 (2) 検診内容等 問診、骨密度測定、診察、診断、指導	

事業名	予算額	対象者	事業内容	担当課									
		40歳、50歳、60歳、70歳の国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の家族等	歯周疾患検診・口腔がん検診事業 2,019 千円 (1) 実施期間 5月～12月 (2) 検診内容 問診、口腔内検査等	地域健康課									
		45歳、50歳、55歳の国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の家族等	緑内障検診事業 1,873 千円 (1) 実施期間 5月～12月 (2) 検診内容 問診、眼圧測定、細隙灯顕微鏡検査、視神経乳頭検査、眼底写真、検診結果通知										
がん対策事業費	558,844	胃 40歳以上の国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の家族等 肺 40歳以上の国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の家族等 子宮 20歳以上の女性で国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の家族等(2年に1回の受診) 乳 40歳以上の女性で国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の家族等(2年に1回の受診) 大腸 40歳以上の国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の家族等 前立腺 50、55、60、65歳の男性で国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の家族等	がんに対する正しい知識を普及啓発し、生活習慣を改善するとともに、がんの早期発見・早期治療に結び付け、がんによる死亡者の減少を図るもの。 (1) 実施期間 5月～12月 (2) 各種がん検診事業 553,114 千円 (3) がん予防啓発事業 1,782 千円 (4) がん検診受診率向上事業 3,948 千円										
がん患者用補正具購入費用助成事業	3,448	がん患者	がん治療に伴う外見変化を補完する補正具の購入費用の一部を助成するもの。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象品目</th> <th>助成上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>頭髪補正具</td> <td>全頭用ウィッグ(頭皮保護用ネットを含む)</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>乳房補正具(左右)</td> <td>補正パットや人工乳房(それらを固定する補正下着を含む)</td> <td>各20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <small>※助成金額は、購入費用の2分の1又は上限額のいずれか低い額。</small>	区分	対象品目	助成上限額	頭髪補正具	全頭用ウィッグ(頭皮保護用ネットを含む)	30,000円	乳房補正具(左右)	補正パットや人工乳房(それらを固定する補正下着を含む)	各20,000円	3,448 千円
区分	対象品目	助成上限額											
頭髪補正具	全頭用ウィッグ(頭皮保護用ネットを含む)	30,000円											
乳房補正具(左右)	補正パットや人工乳房(それらを固定する補正下着を含む)	各20,000円											

(目) 04 健康づくり事業費 17,367 千円

(単位：千円)

事業名	予算額	対象者	事業内容	担当課
健康づくり推進事業費	5,224	市民	(1) 「富山市健康プラン21」推進事業 3,060 千円 (2) 地域健康づくり展 1,716 千円 (3) まちぐるみ禁煙支援事業 311 千円 (4) 受動喫煙対策事業 137 千円 (5) 国保データベース(KDB)システム 0 千円	地域健康課
ビューティフル・ハッピー・エイジング事業費	1,157	市民、市内の企業やその従業員等	企業等と連携して現役世代からの健康づくりを推進し、豊かな高齢期が実現する社会づくりを目指すもの。 (1) 富山へるしおプロジェクト 174 千円 (2) 現役世代からの健康づくり 438 千円 (3) 生涯現役・エイジレスな働き方 300 千円 (4) 企業連携健康増進事業 245 千円	
スマートウエルネス推進事業	5,000	市民	ICTを活用した健康づくりを推進するため、デジタル機器を導入し、健康データの見える化を図り、市民の行動変容につなげるもの。 (1) ベジメータ(野菜摂取量測定機器)の実施 (2) 超音波骨量測定の実施	5,000 千円
食生活改善推進事業費	2,202	食生活改善推進員	(1) 食生活改善推進員育成教育費 ・中央研修会(年4回) ・食生活改善推進連絡協議会活動委託事業(ブロック研修会 年28回、校下食生活改善講習会 年234回)	
栄養改善指導事業費	300	特定給食施設に勤務する栄養士、調理員等 食品製造・販売業者、市民 飲食店、集団給食施設、市民	特定給食施設の巡回指導及び特定給食施設に勤務する栄養士、調理員の資質の向上を図るため、研修会を開催するもの。 「食品表示基準」の相談、周知及び活用方法の普及 「外食料理の栄養成分表示」の関係者への周知、協力要請及び活用方法の普及	
健康栄養調査費	3,484	調査対象地区住民	健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況等を明らかにするため、国民健康・栄養調査を実施するもの。 ※令和6年度は拡大調査実施年	

事業名	予算額	対象者	事業内容	担当課
感染症事業費	12,418	感染症患者 保育所・社会福祉施設等の給食従事者	(1) 感染症予防事業費 10,532 千円 感染症患者発生時の防疫措置及び患者の収容、患家消毒など感染症のまん延を防止するもの。 (2) 赤痢・O157等防疫対策費 1,700 千円 保育所、社会福祉施設等の給食従事者に赤痢、O157の検査など感染症予防対策を行うもの。 (3) 新興・再興感染症対策事業費 186 千円	保健予防課
予防接種費	1,276,160	(4) は65歳以上、又は60歳以上65歳未満のハイリスク者 (5) は昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性を含む (11) は令和5年度に65歳になる者、又は60歳以上65歳未満のハイリスク者 (14) は造血幹細胞移植等の医療行為により、既に接種された定期接種の効果が期待できないため、再接種が必要であると医師に判定された20歳未満の者 (15) は市内在住の50歳以上の市民	感染症の発生及びまん延を予防するため、予防接種を行い公衆衛生の向上及び健康増進を図るもの。 (1) 予防接種共通費 161,866 千円 (2) ジフテリア百日せき急性灰白髄炎破傷風予防接種費 121,478 千円 (3) 日本脳炎予防接種費 87,437 千円 (4) インフルエンザ予防接種費 251,383 千円 (5) 麻しん風しん予防接種費 76,795 千円 (6) BCG接種費 23,025 千円 (7) Hib感染症予防接種費 55,384 千円 (8) 小児の肺炎球菌感染症予防接種費 116,367 千円 (9) ヒパビロウイルス感染症予防接種費 181,420 千円 (10) 水痘予防接種費 43,550 千円 (11) 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種費 12,182 千円 (12) B型肝炎予防接種費 46,984 千円 (13) ロタウイルス感染症予防接種費 69,636 千円 (14) 造血幹細胞移植等再接種費 306 千円 (15) 帯状疱疹予防接種費 28,347 千円	
神通川流域住民健康調査費	2,072	昭和50年以前に神通川流域に居住していた者で、精密検診の対象に該当する者	神通川流域住民の健康調査を実施し、住民の健康管理に資するもの。	
エイズ等対策費	1,019	市民	エイズに対する誤解・偏見をなくすための正しい知識の普及啓発を行うとともに、HIV・エイズ相談、性感染症相談、抗体検査を実施するもの。 (1) HIV・エイズ相談、抗体検査事業 ・正しい知識の普及、啓発（予防キャンペーンの実施、パンフレットの配布） ・HIV抗体検査の実施（匿名、無料） (2) 性器クラミジア感染症相談・抗体検査事業 クラミジアトラコマチス抗体検査の実施（匿名、無料）	
小児慢性特定疾病医療助成費	71,449	小児慢性特定疾病患者	小児慢性特定疾病審査会の開催及び患者医療費を公費で負担するもの。 (1) 扶助費（治療費） 67,703 千円 (2) 事務費等 3,746 千円	
難病・原爆事務費	4,451	難病患者 原爆被爆者等	特定医療費（指定難病）に関する事務及び原爆被爆者の健康診断に関する案内を行うもの。※富山県からの移譲事務	
難病患者在宅療養支援事業費	60	難病患者とその家族	難病の患者及びその家族に対し、療養相談会や訪問相談などを行い、在宅療養を支援するもの。 ・難病等療養相談会 ・訪問相談 ・事例検討会	地域健康課
結核対策費	6,746	市民 結核患者の家族・結核治療完了者等	(1) 結核予防費 1,832 千円 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により私立学校等の設置者等が実施する結核健康診断への補助や市長が行う結核に係る定期健康診断等を実施し、結核の発生やまん延を防止するもの。また、結核の予防啓発、効果的な検診促進、健康診断の充実等を図り、結核対策を推進するもの。 (2) 結核接触者健康診断費 4,914 千円 結核患者の家族や職場の接触者等、結核に感染する可能性が高いと認められる者に対して、二次感染による患者発生を防止するため、健康診断を実施するとともに、結核再発防止のため、結核登録者に対する管理検診を実施するもの。	保健予防課
肝炎対策事業費	240	市民	肝炎ウイルス感染症の発生の予防及びまん延防止並びに治療対策の推進を図るもの。 (1) 肝炎ウイルス検査 ①保健所で実施 ②医療機関へ委託 (2) 富山県肝炎治療特別促進事業（移譲事務）に係る事務	

## (目) 06 精神保健福祉対策費

8,667 千円

(単位:千円)

事業名	予算額	対象者	事業内容	担当課
精神保健福祉対策事業費	4,970	精神障害者及びその家族 市民 保健・医療・福祉関係者	心の健康づくりを推進し、心の病気になっても誰もが安心して地域で自立して暮らせるよう支援するもの。 (1) 専門職による相談・訪問指導 ・精神保健福祉相談、訪問指導 ・こころのケア相談 (2) 地域の各関係機関との連携 ・ひきこもりサポート事業 ・退院後支援事業 (3) 人材育成及び地域のボランティアの情報交換 ・メンタルヘルスサポーターの育成 (4) 精神保健福祉に関する知識の普及啓発 ・依存症対策事業 ・地域精神保健福祉推進事業 (5) 障害を持つ人やその家族に対する支援 ・精神障害者活動支援事業 ・精神障害者家族教室 (6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進のための協議の場 (7) 進達・委託業務 ・自立支援医療費(精神通院) ・精神障害者保健福祉手帳	保健予防課
自殺予防対策事業費	3,697	市民 保健・医療・福祉関係者	保健・医療・福祉・教育・経済等が連携し市民の健康に関する意識を高め総合的に自殺予防を推進するもの。 (1) 地域の実情・特性に応じた事業 ・相談支援事業 ・人材養成事業 ・普及啓発事業 ・自殺未遂者フォローアップ事業 (2) 若年層対策事業 ・若年層のための心の相談 ・若者の支援のためのゲートキーパーの養成 ・心の健康に関する普及啓発 (3) かかりつけ医と精神科医の連携強化事業 ・かかりつけ医と精神科医の連絡会議 (4) 自殺対策事業 ・自殺対策推進連絡会議 ・部会	

## (目) 07 衛生検査費

58,492 千円

(単位:千円)

事業名	予算額	対象者	事業内容	担当課
食品衛生監視指導費	24,303	食品関係業者、市民	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するもの。 (1) 食品関係営業施設の営業許可及び監視指導 (2) 食中毒予防対策 (3) 不良食品の撲滅対策 (4) 食品表示基準普及啓発事業 (5) 富山市食品衛生協会への補助	生活衛生課
家庭用品衛生監視指導費	164	家庭用品製造販売業者	家庭用品の製造・販売業の監視指導や指定有害物質の試験検査を行い、被害の発生防止に努めるもの。	
生活衛生監視指導費	2,209	生活衛生関係業者	環境衛生関係営業施設や生活衛生施設に対し監視指導を行い、公衆衛生の向上に努めるもの。 浄化槽の保守管理について、適正な指導を行い、生活環境の保全に努めるもの。	
予防衛生検査費	11,275	市民	地域住民や事業所からの依頼に基づき保健所に依頼のあった臨床検査及び健康診断を行い、感染症等のまん延防止に寄与するもの。	
生活衛生検査費	2,111	市民	プール水や浴槽水等の水質検査を行うもの。	
狂犬病予防費	17,437	市民	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止するため、犬の登録事務や捕獲業務を行うもの。	
動物愛護管理事業費	703	市民	動物の愛護思想及び適正飼養について普及啓発を行うとともに、犬猫の引取り、負傷動物の収容等を行うもの。	
山岳衛生監視費	290	山岳施設	山岳観光者、登山者の食中毒等による健康被害を防止するため、山荘等の衛生監視、指導を行うもの。	

## (項) 02 環境衛生費

64,129 千円 (保健所事業分)

## (目) 06 環境保全費

61,901 千円

(単位:千円)

事業名	予算額	対象者	事業内容	担当課
大気汚染対策費	40,926	市民(環境) 工場・事業場(大気汚染物質、悪臭等発生源)	大気汚染防止法に基づき事業場から排出されるばい煙や粉じん、自動車排出ガスによる大気汚染状況を常時監視するとともに、発生源に対する監視測定を行うもの。	生活衛生課
水質汚濁対策費	17,147	市民(環境) 工場・事業場(水質汚濁物質排出源)	水質汚濁防止法に基づき公共用水域等(河川、湖沼、地下水等)の環境測定及び工場・事業場排水の監視測定を行うもの。	
環境ホルモン等 実態調査事業費	3,828	市民(環境) 工場・事業場(ダイオキシン類排出施設)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類の大気、河川、地下水、土壌における環境調査及び工場・事業場等発生源の監視測定を行うもの。	

## (目) 08 産業廃棄物対策費

2,228 千円

(単位:千円)

事業名	予算額	対象者	事業内容	担当課
産業廃棄物監視指導費	2,228	産業廃棄物処分場及び 産業廃棄物排出事業所	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理業者・排出事業者の監視指導を行うもの。	生活衛生課

(参考 他部署関連事業分)

## (項) 01 保健衛生費

766,754 千円 (こども健康課事業分)

## (目) 02 母子保健事業費

760,794 千円

(単位:千円)

事業名	予算額	対象者	事業内容	担当課
4か月児健診事業費	3,859	3～4か月児	3～4か月児の時点において健康診査を実施し、疾病の早期発見に努め、心身の健全な発達を促すもの。 ・毎月10回(年間120回実施)	こども健康課
1歳6か月児健診事業費	6,196	1歳6～7か月児	1歳6か月児の時点において健康診査を実施し、適切な保健指導を行うことにより、幼児の健康保持及び増進を図るもの。 ・毎月7～12回(年間95回実施)	
三歳児健診事業費	9,435	3歳7～8か月児	身体発育及び精神発達の面からも重要な時期である3歳児に対し、健康診査を実施し、その結果に基づき必要な保健指導を行い、児の健全育成を図るもの。 検査機器を用いた視力検査調査研究事業を行う。 ・毎月7～12回(年間97回実施)	
児童環境づくり 基盤整備事業費 (保健推進員活動事業費)	3,132	地区の自治振興会長から 推薦され、市長から 委嘱を受けた者	保健推進員を委嘱し、地域における母子保健の向上や疾病予防及び健康の保持増進を円滑に推進することを目的として、研修会の開催や家庭訪問を行うもの。	
新生児・未熟児・ 妊産婦訪問指導費	9,394	妊産婦・新生児・未熟児	(1) 妊産婦・新生児・未熟児に対し、日常生活指導を行うとともに、疾病予防や心身の発育・発達等の異常の早期発見、早期治療を促すもの。 また、特に支援が必要と判断される乳幼児及び妊産婦等に対し、専門的相談支援や育児家事援助を行い、産後うつ予防や虐待予防を図る。 (2) 産前後ヘルパー派遣事業 重度のつわり等で日常生活が困難な妊婦や産後6か月までの子どもがいる家庭にヘルパーを派遣し、環境の変化や過労による負担の軽減を図ることで、産後うつや母の育児負担感の軽減を図るもの。 (3) 子育て世帯訪問支援事業 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問し支援を実施し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐもの。	
妊産婦・乳児健康 診査費	334,177	妊産婦・新生児・乳児	(1) 妊産婦・乳児健康診査 すこやかな子どもを生み育てるため、妊産婦・乳児の健康診査を医療機関に委託して行うもの。 (2) 母子健康手帳交付 (3) 産婦健康診査 産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間と産後1か月の2回、エジンバラ産後うつ病質問票等を含む産婦健康診査を実施し、その費用を助成するもの。 (4) 新生児聴覚検査費助成事業 聴覚障害を早期に発見し、早い段階で支援につなげるとともに、子育て世代の経済的負担を軽減するため、新生児聴覚検査を実施し、その費用を助成するもの。 (5) 多胎妊娠の健康診査費支援事業 (6) 低所得者の妊婦に対する初産科受診料支援事業	
不妊治療費等助成 事業費	15,765	不妊に悩む夫婦 流産等を繰り返している 女性等	(1) 特定不妊治療費助成事業 不妊に関する相談指導を行うとともに、特定不妊治療を受けている夫婦に対する助成を行い、経済的及び精神的負担を軽減し、少子化対策の充実を図るもの。 (2) 不育症治療費助成事業 不育症の検査や治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担及び精神的負担を軽減し、出産を望む方への支援を行うもの。 (3) 不妊検査費助成事業 子どもを望んでいる夫婦が早期に不妊検査を受け、必要に応じて適切な治療開始ができるよう、不妊検査に係る費用の助成を行い、経済的負担の軽減を図るとともに少子化対策の充実を図るもの。	

事業名	予算額	対象者	事業内容	担当課
すこやか子育て支援事業費	4,356	妊娠5～8か月頃の妊婦とその夫 4～6か月の乳児とその保護者 乳児とその保護者 乳幼児とその保護者 2～3か月の乳児とその保護者	(1) パパママセミナー 年24回 (2) 赤ちゃん教室 年21回 (3) 仲間づくりの赤ちゃん教室 (4) 乳幼児健康相談 (5) こんにちは赤ちゃん事業	こども健康課
乳幼児発達支援事業費	2,979	乳幼児健康診査 要観察児等	乳幼児期において心身発達の遅滞や障害を早期に発見し、適切な療育指導を行うことにより、障害の軽減をはかり、二次的な障害の予防を行うもの。 運動発達健診 月1回、精神発達健診 月5回	
切れ目ない子育て支援体制構築事業	27,757	妊産婦及び乳幼児とその保護者等	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築し、全ての妊産婦等が安心して妊娠・出産・子育てを行い、子どもが健やかに育つような環境を整備するもの。 (1) こども家庭センター運営事業(母子保健) (2) 医療機関等連携会議 (3) 妊娠・出産に関する知識の普及啓発事業 (4) 産後ケア事業(レスパイト・居宅訪問型) (5) 産後ケア事業(産科医療機関委託) 産後1年までの母親と乳児の産後ケア事業を産科医療機関に委託し、希望するすべての母子にケアを提供するもの。	
出産・子育て応援事業費	294,125	妊産婦等	妊娠期から子育て期の伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施による、安心して子育てができる環境づくりを推進するもの。 (1) 伴走型相談支援(妊娠届出時・妊娠8か月頃・出産後等) (2) 経済的支援(妊娠届出時の面談後、出産後の面談後に各5万円支給)	
母子保健一般管理費	49,619	母子保健に係る一般事務に要する費用	人件費、諸経費等	

## (目) 05 予防費

5,960 千円

(単位:千円)

事業名	予算額	対象者	事業内容	担当課
口腔衛生予防対策費	5,960	妊婦・乳幼児	(1) むし歯予防 ・よい歯づくり講座、フッ素塗布 ・各種教室等でのむし歯予防指導 ・歯科衛生教育 ・乳幼児健康相談等 (2) 妊婦歯科健診 令和6年度から自己負担金を廃止。	こども健康課

## (款) 03 民生費

## (項) 01 社会福祉費

## (目) 01 社会福祉総務費

44,554 千円

(単位:千円)

事業名	予算額	対象者	事業内容	担当課
保健福祉センター運営費	44,554		施設維持管理費等	福祉政策課

## 2-3 令和5年度決算の概況

### (1) (款)衛生費(項)保健衛生費(保健所事業分)

現年度分

(単位：千円)

区 分	当初予算額	現計予算額	決算額	執行率 (%)	備考
保健衛生総務費	855,463	756,557	741,119	98.0	
母子保健事業費	10,551	11,948	7,485	62.6	
成人保健事業費	591,169	591,169	557,590	94.3	
健康づくり事業費	13,139	13,139	11,183	85.1	
予防費	1,454,002	2,696,622	2,035,267	75.5	
精神保健福祉対策費	8,895	8,895	7,422	83.4	
衛生検査費	57,346	58,214	55,738	95.7	
合 計	2,990,565	4,136,544	3,415,804	82.6	

(注) ただし、予防費は、6年度へ48,397千円繰越

繰越明許分

(単位：千円)

区 分	当初予算額	現計予算額	決算額	執行率 (%)	備考
予防費	0	599,418	418,093	69.7	
合 計	0	599,418	418,093	69.7	

### (2) (款)衛生費(項)環境衛生費(保健所事業分)

現年度分

(単位：千円)

区 分	当初予算額	現計予算額	決算額	執行率 (%)	備考
環境保全費	62,007	62,007	59,239	95.5	
産業廃棄物対策費	2,146	2,146	2,130	99.3	
合 計	64,153	64,153	61,369	95.7	

### (3) (款)衛生費(項)保健衛生費(こども健康課事業分)

現年度分

(単位：千円)

区 分	当初予算額	現計予算額	決算額	執行率 (%)	備考
母子保健事業費	935,161	839,157	734,514	87.5	
予防費	4,806	4,806	4,644	96.6	
合 計	939,967	843,963	739,158	87.6	

### (4) (款)民生費(項)社会福祉費(保健福祉センター事業分)

現年度分

(単位：千円)

区 分	当初予算額	現計予算額	決算額	執行率 (%)	備考
社会福祉総務費	45,100	63,053	46,407	73.6	
合 計	45,100	63,053	46,407	73.6	

## 第3章 令和5年度保健所事業実績

## 第3章 令和5年度保健所事業実績

### 3-1 人口動態調査結果の概要（令和4年）

厚生労働省「人口動態統計調査」の調査票情報を利用し富山市で独自集計し作成。公表数とは一致しない場合がある。

#### 富山市の概要

- ア 出生数は2,617人で、令和3年より26人減少し、出生率は人口千対6.5（富山県6.0・全国6.3）である。（表1）
- イ 死亡数は5,395人で、令和3年より402人増加し、死亡率は人口千対13.4（富山県15.1・全国12.9）である。（表1）
- ウ 乳児死亡数は1人で、乳児死亡率は出生千対0.4（富山県1.5・全国1.8）である。（表1）
- エ 周産期死亡数は10人で、周産期死亡率は出産千対3.8（富山県4.0・全国3.3）である。（表1）
- オ 死因の第1位は悪性新生物（がん）  
死因別では、第1位は悪性新生物（1,379人、人口10万対343.0）、第2位は心疾患（746人、人口10万対185.5）、第3位が老衰（660人、人口10万対164.1）である。（表2-1）
- カ 悪性新生物の発生部位別死亡数については、気管、気管支及び肺が240人（人口10万対59.7）で、悪性新生物の17.4%を占めている。  
次に多いのが膵臓で151人（人口10万対37.6）となっており、悪性新生物の10.9%を占めている。  
悪性新生物の死亡数を男女別にみると、男性は820人（人口10万対418.0）、女性は559人（人口10万対271.5）で、男性の方が多い。（表4）

3-2 人口動態統計年報

表1 人口動態総覧

富山市・富山県・全国・年次別

区分	基礎人口		出生		死亡		自然増減		乳児死亡		新生児死亡		死				産				周産期死亡				婚姻		離婚	
	実数(人)	率	実数(人)	率	実数(人)	率	実数(人)	率	実数(人)	率	実数(人)	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数(件)	率	実数(件)	率
令和3年	404,974	6.5	4,993	12.3	△ 2,350	△ 5.8	6	2.3	3	1.1	49	18.2	29	10.8	20	7.4	8	3.0	6	2.3	2	0.8	2	0.8	1,622	4.0	474	1.17
令和4年	1,008,000	6.0	13,650	13.5	△ 7,574	△ 7.5	13	2.1	7	1.2	118	19.1	74	11.9	44	7.1	27	4.4	21	3.4	6	1.0	6	1.0	3,548	3.5	1,164	1.15
全国	122,780,487	6.6	1,439,856	11.7	△ 628,234	△ 5.1	1,399	1.7	658	0.8	16,277	19.7	8,082	9.8	8,195	9.9	2,741	3.4	2,235	2.7	506	0.6	506	0.6	501,138	4.1	184,384	1.50
富山市	402,074	6.5	5,395	13.4	△ 2,778	△ 6.9	1	0.4	1	0.4	50	18.7	33	12.4	17	6.4	10	3.8	10	3.8	0	0.0	0	0.0	1,637	4.1	494	1.23
富山県	998,000	6.0	15,052	15.1	△ 9,030	△ 9.0	9	1.5	6	1.0	106	17.3	66	10.8	40	6.5	24	4.0	20	3.3	4	0.7	4	0.7	3,496	3.5	1,074	1.08
全国	122,030,523	6.3	1,569,050	12.9	△ 798,291	△ 6.5	1,356	1.8	609	0.8	15,179	19.3	7,391	9.4	7,788	9.9	2,527	3.3	2,061	2.7	466	0.6	466	0.6	504,930	4.1	179,099	1.47

注1 基礎人口 市は各年次の9月30日現在の住民基本台帳人口のうち日本人口。 県・国は「人口推計(2022年10月1日現在)」(総務省統計局)の日本人口。

注2 出生率・死亡率・自然増減率・婚姻率・離婚率は人口千対、乳児死亡率・新生児死亡率は出生千対、死亡率は出生十死産(出生+死産)千対、周産期死亡率・妊娠満2週以後の死産率は出生十死産(出生+死産)千対、周産期死亡率・妊娠満2週以後の死産率は出生十死産(出生+死産)千対である。

注3 用語の説明 自然増減：出生数から死亡数を減じたもの

乳児死亡：生後1年未満の死亡

新生児死亡：生後4週(28日)未満の死亡

死産：妊娠満12週以後の死産

周産期死亡：妊娠満2週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

早期新生児死亡：生後1週(7日)未満の死亡

表2-1 死因順位

死因	富山市		富山県		全国	
	死亡数	割合(%)	死亡数	割合(%)	死亡数	割合(%)
全死	5,395	100.0	15,052	100.0	1,569,050	100.0
悪性新生物	1,379	25.6	3,720	24.7	385,797	24.6
心疾患	746	13.8	2,021	13.4	232,964	14.8
老衰	660	12.2	1,990	13.2	179,529	11.4
脳血管疾患	355	6.6	1,041	6.9	107,481	6.9
肺炎	286	5.3	714	4.7	74,013	4.7
誤嚥性肺炎	178	3.3	563	3.7	56,069	3.6
不慮の事故	173	3.2	533	3.5	43,420	2.8
アルツハイマー病	98	1.8	298	2.0	30,739	2.0
大動脈瘤及び解離	82	1.5	285	1.9	24,860	1.6
自殺	77	1.4	226	1.5	24,360	1.6
その他の疾患	1,361	25.2	3,661	24.3	409,818	26.1

注1 死亡率算出に用いた人口は、市は令和4年9月30日現在の住民基本台帳登録人口のうち日本人口、県・国は「人口推計(2022年10月1日現在)」(総務省統計局)の日本人口。死亡率は人口10万対である。

注2 用語の説明 「心疾患」は「心疾患(高血圧性を除く)」、「血管性等の認知症」、「血管性及び詳細不明の認知症」である。

表2-2 男女別 死因順位

富山市・富山県・全国（令和4年）

① 男

	富山市				富山県				全国			
	死因数	死亡数	死亡率	割合(%)	死因数	死亡数	死亡率	割合(%)	死因数	死亡数	死亡率	割合(%)
第1位	総数	2,741	1,397.2	100.0	総数	7,383	1522.3	100.0	総数	799,420	1347.8	100.0
第2位	悪性新生物	820	418.0	29.9	悪性新生物	2,158	444.9	29.2	悪性新生物	223,291	376.5	27.9
第3位	心疾患	342	174.3	12.5	心疾患	857	176.7	11.6	心疾患	113,016	190.5	14.1
第4位	脳血管疾患	175	89.2	6.4	老衰	542	111.8	7.3	脳血管疾患	53,188	89.7	6.7
第5位	老衰	170	86.7	6.2	脳血管疾患	472	97.3	6.4	老衰	49,964	84.2	6.3
第6位	肺炎	164	83.6	6.0	肺炎	414	85.4	5.6	肺炎	42,851	72.2	5.4
第7位	誤嚥性肺炎	105	53.5	3.8	誤嚥性肺炎	330	68.0	4.5	誤嚥性肺炎	33,458	56.4	4.2
第8位	不慮の事故	99	50.5	3.6	不慮の事故	324	66.8	4.4	不慮の事故	24,652	41.6	3.1
第9位	慢性閉塞性肺疾患	55	28.0	2.0	慢性閉塞性肺疾患	136	28.0	1.8	腎不全	16,188	27.3	2.0
第10位	自殺	48	24.5	1.8	自殺	124	25.6	1.7	間質性肺疾患	14,815	25.0	1.9
	肝疾患	44	22.4	1.6	腎不全	113	23.3	1.5	自殺	14,362	24.2	1.8
	その他の疾患	719	366.5	26.2	その他の疾患	1,913	394.4	25.9	その他の疾患	213,635	360.2	26.7

② 女

富山市・富山県・全国（令和4年）

	富山市				富山県				全国			
	死因数	死亡数	死亡率	割合(%)	死因数	死亡数	死亡率	割合(%)	死因数	死亡数	死亡率	割合(%)
第1位	総数	2,654	1,289.0	100.0	総数	7,669	1494.9	100.0	総数	769,630	1227.2	100.0
第2位	悪性新生物	559	271.5	21.1	悪性新生物	1,562	304.5	20.4	悪性新生物	162,506	259.1	21.1
第3位	老衰	490	238.0	18.5	老衰	1,479	288.3	19.3	老衰	129,565	206.6	16.8
第4位	心疾患	404	196.2	15.2	心疾患	1,133	220.9	14.8	心疾患	119,948	191.3	15.6
第5位	脳血管疾患	180	87.4	6.8	脳血管疾患	569	110.9	7.4	脳血管疾患	54,293	86.6	7.1
第6位	肺炎	122	59.3	4.6	肺炎	300	58.5	3.9	肺炎	31,162	49.7	4.0
第7位	不慮の事故	74	35.9	2.8	不慮の事故	239	46.6	3.1	誤嚥性肺炎	22,611	36.1	2.9
第8位	誤嚥性肺炎	73	35.5	2.8	アルツハイマー病	203	39.6	2.6	不慮の事故	18,768	29.9	2.4
第9位	アルツハイマー症	67	32.5	2.5	誤嚥性肺炎	203	39.6	2.6	アルツハイマー病	16,167	25.8	2.1
第10位	血管性等の認知症	46	22.3	1.7	血管性等の認知症	195	38.0	2.5	血管性等の認知症	15,271	24.3	2.0
	大動脈瘤及び解離	39	18.9	1.5	腎不全	113	22.0	1.5	腎不全	14,551	23.2	1.9
	その他の疾患	600	291.4	22.6	その他の疾患	1,673	326.1	21.8	その他の疾患	184,788	294.6	24.0

注1 死亡率算出に用いた人口は、市は令和4年9月30日現在の住民基本台帳登録人口のうち日本人口、県・国は「人口推計（2022年10月1日現在）」（総務省統計局）の日本人口。死亡率は人口10万対である。

注2 用語の説明 「心疾患」は「心疾患（高血圧性を除く）」、「血管性等の認知症」は「血管性及び詳細不明の認知症」である。

表3 年齢階級別死因順位別 死亡数・死亡率 総数

年齢階級	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位								
	人口(人)	死亡数(人)	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率						
総数	402,074	5,395	悪性新生物	1,379	343.0	心疾患	746	185.5	老衰	660	164.1	脳血管疾患	355	88.3	肺炎	286	71.1
0	2,526	1	敗血症	1	39.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1-4	11,301	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5-9	15,721	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10-14	17,186	3	悪性新生物	1	5.8	その他	1	5.8	自殺	1	5.8	—	—	—	—	—	—
15-19	18,193	6	自殺	5	27.5	不慮の事故	1	5.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20-24	19,071	7	自殺	4	21.0	脳血管疾患	1	5.2	不慮の事故	1	5.2	他の神経	1	5.2	—	—	—
25-29	18,655	4	自殺	3	16.1	悪性新生物	1	5.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30-34	18,809	7	自殺	4	21.3	不慮の事故	2	10.6	心疾患	1	5.3	—	—	—	—	—	—
35-39	21,834	16	自殺	6	27.5	悪性新生物	4	18.3	心疾患	2	9.2	肺炎	1	4.6	他の神経	1	4.6
40-44	24,839	16	悪性新生物	6	24.2	大動脈瘤及び解離	2	8.1	自殺	2	8.1	心疾患	1	4.0	脳血管疾患	1	4.0
45-49	31,731	48	悪性新生物	15	47.3	自殺	7	22.1	脳血管疾患	6	18.9	他の肝疾患	4	12.6	心疾患	3	9.5
50-54	30,862	69	悪性新生物	22	71.3	自殺	14	45.4	他の症状	7	22.7	不慮の事故	6	19.4	脳血管疾患	5	16.2
55-59	25,176	83	悪性新生物	29	115.2	心疾患	10	39.7	自殺	8	31.8	脳血管疾患	6	23.8	他の呼吸器	5	19.9
60-64	23,196	119	悪性新生物	49	211.2	心疾患	16	69.0	脳血管疾患	7	30.2	他の症状	5	21.6	不慮の事故	5	21.6
65-69	24,453	196	悪性新生物	86	351.7	心疾患	18	73.6	他の症状	12	49.1	脳血管疾患	11	45.0	他の呼吸器	7	28.6
70-74	31,241	503	悪性新生物	218	697.8	心疾患	48	153.6	脳血管疾患	29	92.8	他の呼吸器	26	83.2	不慮の事故	20	64.0
75-79	25,091	590	悪性新生物	218	868.8	心疾患	50	199.3	脳血管疾患	45	179.3	肺炎	38	151.4	不慮の事故	38	151.4
80-84	19,391	839	悪性新生物	258	4,326.7	心疾患	107	551.8	脳血管疾患	60	309.4	他の呼吸器	54	278.5	老衰	47	242.4
85-89	13,459	1,096	悪性新生物	265	1,968.9	心疾患	166	1,233.4	老衰	126	936.2	脳血管疾患	75	557.2	他の呼吸器	74	549.8
90-	9,339	1,792	老衰	464	4,968.4	心疾患	320	3,426.5	悪性新生物	207	2,216.5	肺炎	117	1,252.8	脳血管疾患	109	1,167.1
65歳以上	122,974	5,016	悪性新生物	1,252	1,018.1	心疾患	709	576.5	老衰	660	536.7	脳血管疾患	329	267.5	肺炎	283	230.1

注1 死因は死因簡単分類を用いた。

注2 死亡率算出に用いた人口は、令和4年9月30日現在の住民基本台帳登録人口のうち日本人人口。

注3 用語の説明

心疾患 : 心疾患 (高血圧性を除く)

他の症状 : 症状、徴候及び異常臨床所見で他に分類のされないもの

注4 死亡数が同数の場合は、富山市の死因順位の高いものから掲載。

他の神経 : その他の神経系の疾患

他の呼吸器 : その他の呼吸器系の疾患

他の肝疾患 : その他の肝疾患

表4 悪性新生物発生部位別 死亡数・死亡率

富山市・富山県・全国・男女別（令和4年）

発生部位	総 数																										
	市			県			国			国																	
	死亡数 (人)	割合 (%)	死亡率																								
全部位	1,379	343.0	100.0	3,720	372.7	100.0	385,797	316.1	100.0	820	418.0	100.0	2,158	444.9	100.0	223,291	376.5	100.0	559	271.5	100.0	1,562	304.5	100.0	162,506	259.1	100.0
口唇	22	5.5	1.6	67	6.7	1.8	8,429	6.9	2.2	17	8.7	2.1	49	10.1	2.3	5,960	10.0	2.7	5	2.4	0.9	18	3.5	1.2	2,469	3.9	1.5
食道	46	11.4	3.3	110	11.0	3.0	10,918	8.9	2.8	38	19.4	4.6	88	18.1	4.1	8,790	14.8	3.9	8	3.9	1.4	22	4.3	1.4	2,128	3.4	1.3
胃	149	37.1	10.8	439	44.0	11.8	40,711	33.4	10.6	92	46.9	11.2	278	57.3	12.9	26,455	44.6	11.8	57	27.7	10.2	161	31.4	10.3	14,256	22.7	8.8
結腸	146	36.3	10.6	390	39.1	10.5	37,236	30.5	9.7	74	37.7	9.0	182	37.5	8.4	18,215	30.7	8.2	72	35.0	12.9	208	40.5	13.3	19,021	30.3	11.7
直腸	55	13.7	4.0	141	14.1	3.8	15,852	13.0	4.1	34	17.3	4.1	84	17.3	3.9	9,884	16.7	4.4	21	10.2	3.8	57	11.1	3.6	5,968	9.5	3.7
肝	82	20.4	5.9	195	19.5	5.2	23,620	19.4	6.1	55	28.0	6.7	128	26.4	5.9	15,717	26.5	7.0	27	13.1	4.8	67	13.1	4.3	7,903	12.6	4.9
胆のう	75	18.7	5.4	190	19.0	5.1	17,756	14.6	4.6	32	16.3	3.9	105	21.6	4.9	9,470	16.0	4.2	43	20.9	7.7	85	16.6	5.4	8,286	13.2	5.1
膵	151	37.6	10.9	397	39.8	10.7	39,468	32.3	10.2	81	41.3	9.9	195	40.2	9.0	19,608	33.1	8.8	70	34.0	12.5	202	39.4	12.9	19,860	31.7	12.2
咽頭	2	0.5	0.1	13	1.3	0.3	798	0.7	0.2	2	1.0	0.2	13	2.7	0.6	723	1.2	0.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	75	0.1	0.0
肺	240	59.7	17.4	698	69.9	18.8	76,663	62.8	19.9	177	90.2	21.6	513	105.8	23.8	53,750	90.6	24.1	63	30.6	11.3	185	36.1	11.8	22,913	36.5	14.1
皮膚	4	1.0	0.3	19	1.9	0.5	1,806	1.5	0.5	4	2.0	0.5	11	2.3	0.5	893	1.5	0.4	0	0.0	0.0	8	1.6	0.5	913	1.5	0.6
乳房	45	11.2	3.3	122	12.2	3.3	16,021	13.1	4.2	0	0.0	0.0	1	0.5	0.1	109	0.2	0.0	45	21.9	8.1	121	23.6	7.7	15,912	25.4	9.8
子宮	20	9.7	1.5	62	12.1	1.7	7,157	11.4	1.9	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	20	9.7	3.6	62	12.1	4.0	7,157	11.4	4.4
卵巣	16	7.8	1.2	54	10.5	1.5	5,182	8.3	1.3	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	16	7.8	2.9	54	10.5	3.5	5,182	8.3	3.2
前立腺	62	31.6	4.5	124	25.6	3.3	13,439	22.7	3.5	62	31.6	7.6	124	25.6	5.7	13,439	22.7	6.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
膀胱	58	14.4	4.2	112	11.2	3.0	9,598	7.9	2.5	34	17.3	4.1	69	14.2	3.2	6,388	10.8	2.9	24	11.7	4.3	43	8.4	2.8	3,210	5.1	2.0
中樞神経系	10	2.5	0.7	28	2.8	0.8	3,107	2.5	0.8	5	2.5	0.6	18	3.7	0.8	1,736	2.9	0.8	5	2.4	0.9	10	1.9	0.6	1,371	2.2	0.8
悪性リンパ腫	44	10.9	3.2	156	15.6	4.2	14,231	11.7	3.7	23	11.7	2.8	79	16.3	3.7	7,826	13.2	3.5	21	10.2	3.8	77	15.0	4.9	6,405	10.2	3.9
白血病	39	9.7	2.8	94	9.4	2.5	9,759	8.0	2.5	24	12.2	2.9	62	12.8	2.9	6,007	10.1	2.7	15	7.3	2.7	32	6.2	2.0	3,752	6.0	2.3
他組織	12	3.0	0.9	44	4.4	1.2	4,392	3.6	1.1	7	3.6	0.9	23	4.7	1.1	2,230	3.8	1.0	5	2.4	0.9	21	4.1	1.3	2,162	3.4	1.3
その他	101	25.1	7.3	265	26.6	7.1	29,654	24.3	7.7	59	30.1	7.2	136	28.0	6.3	16,091	27.1	7.2	42	20.4	7.5	129	25.1	8.3	13,563	21.6	8.3

注1 死亡率算出に用いた人口は、市は令和4年9月30日現在の住民基本台帳登録人口のうち日本人人口、県・国は「人口推計（2022年10月1日現在）」（総務省統計局）の日本人人口。死亡率は人口10万対である。

注2 用語の説明

口唇：口唇、口腔及び咽頭

直腸：直腸S状結腸移行部及び直腸

肝：肝及び肝内胆管

胆のう：胆のう及びその他の胆道

肺：気管、気管支及び肺

他組織：その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織

### 3-3 医事・薬事等

#### 3-3-1 医療施設指導監督事業

##### (1) 事業目的

- (ア) 市民に適正な医療等が供給されるよう診療所、助産所、施術所、歯科技工所及び衛生検査所の開設等に係わる許認可事務及び立入検査等を行う。
- (イ) 住民の医療に対する信頼を確保することを目的として医療安全支援センターを設置し、医療に関する苦情・相談に対応する。
- (ウ) 医療従事者等の免許申請の経由事務を行う。

##### (2) 根拠法令

医療法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法、死体解剖保存法、臨床検査技師等に関する法律、医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法、診療放射線技師法、視能訓練士法、母体保護法

##### (3) 施設数 (令和6年3月31日現在)

	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
施設	44	349	191	19	407	69	5

##### (4) 病床数 (令和6年3月31日現在)

病床	病院						診療所
	一般	療養	精神	結核	感染症	計	
	3,615	1,750	1,253	21	11	6,650	

##### (5) 事業実績 (令和5年度)

###### (ア) 許認可事務

	一般診療所				歯科診療所				助産所			
	開設許可	使用許可	開設届	その他	開設許可	使用許可	開設届	その他	開設許可	使用許可	開設届	その他
件数	7	0	16	111	3	0	2	31	0	0	4	1

	施術所		歯科技工所		衛生検査所	
	開設届	その他	開設届	その他	登録	その他
件数	16	31	1	1	0	1

###### (イ) 医療監視

	病院	診療所
件数	45	37

監視項目

医療安全、院内感染対策、医薬品安全管理、医療機器安全管理 等

###### (ウ) 医療安全支援センター相談数

	苦情	相談
件数	86	172

###### (エ) 市役所出前講座(上手な医療のかかり方)

2回	43人
----	-----

(オ) 医療従事者等免許申請 ※ ( ) 内は新規取得者数

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
件数	80 (52)	7 (3)	54 (27)	85 (46)	24 (10)	374 (208)	52 (36)

	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	受胎調節実地指導員	栄養士	管理栄養士
件数	16 (10)	20 (11)	43 (32)	33 (24)	2 (2)	1 (0)	81 (55)	27 (7)

3-3-2 薬事衛生事業

(1) 事業目的

- (ア) 市民に品質、有効性及び安全性の確保された医薬品が供給されるよう、薬局等の許認可事務及び監視指導を行う。
- (イ) 毒劇物による危害発生の未然防止を図るため、毒劇物販売業の登録事務及び監視指導を行う。
- (ウ) 医薬品に関する知識の普及啓発を行う。
- (エ) 薬物相談窓口を設け薬物乱用に関する相談に応じ、薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」普及運動にも協力している。

(2) 根拠法令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法

(3) 施設数 (令和6年3月31日現在)

業種	薬局	薬局製造販売医薬品 製造販売業・製造業	店舗販売業	高度管理医療機器 等販売業・貸与業	高度管理医療機器 等販売業	高度管理医療機器 等貸与業
施設数	224	12	158	206	124	1

業種	管理医療機器 販売業・貸与業	管理医療機器 販売業	毒物劇物 一般販売業	毒物劇物 農業用品目販売業	毒物劇物 特定品目販売業
施設数	92	1,085	231	24	7

(4) 事業実績 (令和5年度)

(ア) 許認可事務

業種	薬局			薬局製造販売医薬品 製造販売業・製造業			店舗販売業		
	新規許可	許可更新	変更届等	新規許可	許可更新	変更届等	新規許可	許可更新	変更届等
件数	12	35	1,334	0	4	0	11	17	788

業種	高度管理医療機器等 販売業・貸与業			高度管理医療機器等 販売業			管理医療機器 販売業・貸与業		管理医療機器 販売業	
	新規許可	許可更新	変更届等	新規許可	許可更新	変更届等	届出	変更届等	届出	変更届等
件数	16	28	151	5	10	68	21	14	79	39

業種	毒物劇物一般販売業			毒物劇物農業用品目販売業			毒物劇物特定品目販売業		
	新規登録	登録更新	変更届等	新規登録	登録更新	変更届等	新規登録	登録更新	変更届等
件数	4	28	25	0	5	16	0	2	0

(イ) 監視指導

業種	薬局	薬局製造販売医薬品 製造販売業・製造業	店舗販売業	高度管理医療機器 等販売業・貸与業	高度管理医療機器 等販売業	管理医療機器 販売業・貸与業	管理医療機器 販売業
件数	5	4	4	5	0	2	1

業種	毒物劇物 一般販売業	毒物劇物 農薬用品目販売業	毒物劇物 特定品目販売業
件数	2	0	1

(ウ) 市役所出前講座（薬のことを知ろう）

9回	135人
----	------

3-3-3 統計調査事業

(1) 事業目的

厚生行政全般の基礎資料とするため、関係法令に基づき、人口動態現象、地域保健事業の実施状況、病院等の患者数、保健医療・福祉等の国民生活の基礎的事項などの調査・報告を行う。

(2) 根拠法令

地域保健法、統計法、戸籍法等

(3) 事業実績（令和5年度）

人口動態調査、地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例、病院報告、医療施設動態調査 等

(4) 医療関係資格者届出数（隔年調査 令和4年12月31日現在）

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
人数	1, 560	280	1, 511	269	245	6, 466	1, 029

3-3-4 献血等推進事業

(1) 事業目的

- (ア) 献血思想の普及啓発を行い、医療に必要な血液の確保を行う。
- (イ) 骨髄移植の提供者（ドナー）の登録を推進する。
- (ウ) 移植医療の普及啓発を行う。

(2) 根拠法令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律、臓器移植法等

(3) 事業実績（令和5年度）

(ア) 啓発事業

- ・関係機関でのポスター等の掲示、パンフレット類の配置
- ・市広報に特集記事を掲載
- ・市内関係機関等へ臓器提供意思表示カードの配布

(イ) 普及事業

- ・骨髄バンク ドナー登録受付窓口の開設
- ・臓器移植キャンペーン、骨髄バンクドナー登録会への参加協力

(ウ) 庁内献血

	全血献血
回数	3

3-3-5 保健所実習

(1) 目的

保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に規定する実習を実施するもの。

(2) 根拠法規等

保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、栄養士法、医師法

(3) 事業実績（令和5年度）

(ア) 看護学科

学校名	実習期間	受け入れ機関	人数
富山大学医学部 看護学科	令和5年5月23日～6月1日（計8日間） 令和5年7月18日～7月27日（計8日間）	八尾保健福祉センター	9名
	令和5年6月20日～6月29日（計8日間）	大沢野保健福祉センター	4名
	令和5年4月17日～4月27日（計9日間）	大山保健福祉センター	5名
富山市立 看護専門学校	令和5年5月15日～6月29日（計20日間） 令和6年3月6日～3月7日（計2日間）	北保健福祉センター	26名
	令和5年4月24日～6月7日（計6日間） 令和6年2月8日～2月9日（計2日間）	中央保健福祉センター	18名
富山市医師会看護 専門学校	令和5年5月22日～7月14日（計32日間）	南保健福祉センター	30名
富山県立いずみ高等 学校専攻科	令和6年1月11日～令和6年2月20日 （計24日間）	保健予防課	32名

(イ) 保健師

学校名	実習期間	受け入れ機関	人数
富山県立大学 看護学専攻科	令和5年9月25日～10月26日（計18日間）	西保健福祉センター 地域健康課	2名

(ウ) 管理栄養士

学校名	実習期間	受け入れ機関	人数
富山短期大学専攻科	令和5年9月4日～9月8日（計5日間）	地域健康課	9名
金沢学院大学	令和5年9月14日～9月21日（計5日間）		1名

(エ) 医師学科

学校名	実習期間	受け入れ機関	人数
獨協医科大学	令和5年10月23日～10月26日（計4日間）	富山市保健所	2名

(オ) 歯科衛生士

学校名	実習期間	受け入れ機関	人数
富山歯科総合学院	令和5年6月2日～10月27日（計16日間）	富山市保健所	39名

(カ) 歯科医師

学校名	実習期間	受け入れ機関	人数
富山大学	令和6年3月13日（計1日間）	富山市保健所	1名

### 3-4 母子保健

#### 3-4-1 家族計画相談、婚前教育指導事業

##### (1) 事業目的

母体保護の立場から健やかな子供を生み育てるための相談を行うとともに、命の尊さ、生命倫理についての啓発を図る。

##### (2) 根拠法令

母子保健法、母体保護法

##### (3) 事業実績

##### (ア) 遺伝相談事業

(件)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度					
	延数	疾患名	延数	疾患名	延数	疾患名				
一 次 相 談	耳鼻咽喉科領域	難聴	10	10	難聴	7	21	難聴	15	
		中耳炎	1		アレルギー性鼻炎	1		中耳炎	1	
		アレルギー性鼻炎	1		聴力	2		アレルギー性鼻炎	1	
		聴力	4					聴力	4	
	精神・神経系領域	発達障害	5	10	発達障害	6	10	自閉症	2	
		そううつ	1		知的障害	1		発達障害	5	
		その他	3		その他	3		その他	3	
	眼科系領域	64	斜視	17	62	斜視	11	58	斜視	13
			遠視	6		遠視	2		遠視	5
			近視	1		近視	2		近視	3
乱視			16	乱視		17	乱視		21	
弱視			11	弱視		12	弱視		7	
色覚異常			1	色覚異常		8	色覚異常		3	
緑内障			1	白内障		1	視力について		6	
逆さまつげ			1	視力について		9				
視力について			10							
代謝性疾患	2	バセドウ病	1	0		4	糖尿病	2		
		その他	1		その他		2			
小児内科系領域	33	低身長	11	21	低身長	10	53	低身長	26	
		体格	7		体格	2		体格	8	
		アレルギー	5		アレルギー	6		アレルギー	9	
		心雑音	1		心雑音	1		頭囲	5	
		頭囲	6		熱性けいれん	1		熱性けいれん	1	
		喘息	3		喘息	1		ひきつけ	1	
								喘息	3	
整形外科系領域	12	先天性股脱	6	14	先天性股脱	9	12	先天性股脱	6	
		脱臼	4		その他	5		脱臼	2	
		その他	2					その他	4	
染色体異常	0		0		0					
皮膚・腎・泌尿器領域	16	アトピー	12	11	アトピー	8	18	アトピー	11	
		その他	4		湿疹	2		尿蛋白	4	
その他	32			23	その他	1	22	その他	3	
		反対咬合	6		反対咬合	6		反対咬合	5	
		歯並び	5		歯並び	1		交叉咬合	1	
		あざ	1		あざ	1		歯並び	4	
		左利き	1		その他	15		あざ	1	
		その他	19					口腔口蓋裂	1	
				その他	10					
計	実数	184		151		198				
		184		151		198				
二次相談		0		0		0				

##### (イ) 家族計画相談事業

(件)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族計画相談	539	672	791

### 3-4-2 身体障害児等医療費助成事業

#### ・自立支援医療費給付事業

##### (1) 事業の目的

身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行い、また、必要に応じて生活指導等を実施し児童の健全育成を図る。

##### (2) 根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、富山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

##### (3) 事業実績

自立支援医療（育成医療）給付決定件数 (件)

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 数		9 7	9 9	8 5
肢体不自由		1 6	1 2	1 1
視覚障害		2 8	2 0	2 7
聴覚・平衡機能障害		8	1 2	8
音声・言語機能障害		2 8	3 1	2 5
心臓障害		1 4	2 0	1 1
腎臓障害		0	1	0
肝臓障害		0	0	1
その他の障害		3	3	2

給付決定件数は、毎年3月から翌年2月分

### 3-5 成人保健

#### 3-5-1 健康手帳の交付

##### (1) 事業目的

健康手帳は特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的とする。

##### (2) 根拠法令

健康増進法

##### (3) 事業実績

(件)

年度	新規	再交付
令和3年度	2, 0 1 2	2, 4 7 0
令和4年度	2, 1 0 5	2, 2 9 0
令和5年度	2, 2 1 2	2, 5 6 1

#### 3-5-2 健康教育事業

##### (1) 事業目的

生活習慣病の予防、健康増進、寝たきり予防等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自分の体は自分で守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に資することを目的とする。

##### (2) 根拠法令

健康増進法

##### (3) 事業実績

区分 年度	地区健康教育				糖尿病予防教室		
	回数(回)	人数(人)	(再掲) 40~64歳		回数(回)	人数(人)	
			(回)	(人)		実	延
令和3年度	1 6 0	3, 0 8 3	9 4	4 7 2	3	5 4	5 4
令和4年度	3 0 4	6, 7 5 3	1 4 7	9 3 6	9	4 4	1 0 6
令和5年度	4 0 7	9, 5 9 2	2 3 0	1, 7 7 4	9	5 3	1 2 2

#### 3-5-3 健康相談事業

##### (1) 事業目的

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理を支援する。

##### (2) 根拠法令

健康増進法

##### (3) 事業実績

##### (ア) 各種健康相談

区分 年度	各種健康相談		糖尿病相談		
	人数(人)	(再掲) 40~64歳(人)	回数(回)	人数(人)	(再掲) 40~64歳(人)
令和3年度	1, 5 3 7	1 2 9	1 1	8	3
令和4年度	2, 3 7 1	3 5 5	1 1	2 4	1 2
令和5年度	3, 7 4 9	8 8 5	1 2	3 7	1 4

##### (イ) 福祉申請受付及び福祉相談 (件)

区分 年度	福祉申請受付	福祉相談
令和3年度	3 5 4	6 9 9
令和4年度	4 8 2	5 4 0
令和5年度	6 2 4	3 3 3

3-5-4 保健・医療・福祉ネットワーク事業

(1) 事業目的

地域で保健・医療・福祉の様々な相談や、健康の保持増進、生活習慣病の予防に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資する。

(2) 根拠法令

健康増進法

(3) 事業実績

(ア) 地域総合相談会

区分 年度	相談状況			相談総数	相談内容 (延件数)					
	回数 (回)	個別相談 者数(人)	(再掲) 40～64歳 (人)		健康 相談	福祉 相談	栄養 相談	医療 相談	子育て 児童相談	その他
令和3年度	33	414	60	420	414	0	6	0	0	0
令和4年度	69	1,020	167	1,113	966	3	103	0	40	1
令和5年度	164	2,732	528	2,843	2,459	8	148	4	218	6

(イ) 重点健康相談 (令和4年度より、糖尿病や高血圧などを重点テーマとし実施)

区分 年度	相談状況			相談総数	相談内容 (延件数)					
	回数 (回)	個別相談 者数(人)	(再掲) 40～64歳 (人)		健康 相談	福祉 相談	栄養 相談	医療 相談	子育て 児童相談	その他
令和4年度	30	210	27	179	95	1	83	0	0	0
令和5年度	26	191	36	251	193	2	56	0	0	0

3-5-5 訪問指導事業

(1) 事業目的

健康診査後の有所見者や、虚弱者、認知症等に対して訪問指導を行い、心身の機能低下を防止し、健康の保持増進を図る。

(2) 根拠法令

健康増進法

(3) 事業実績

(ア) 対象者別訪問状況

年 度	訪問数 (人)		(再掲) 40～64歳	内 訳					
				健康診査後 の有所見者	虚弱者	介護に携 わる家族	認知症	寝たきり者	その他
令和 3 年度	実人数	348	137	40	12	34	5	1	256
	延人数	707	286	93	33	102	8	1	470
令和 4 年度	実人数	353	230	116	15	32	2	3	185
	延人数	796	470	160	64	106	10	3	451
令和 5 年度	実人数	228	102	54	26	22	3	1	122
	延人数	706	330	91	101	80	8	8	418

(イ) 訪問指導者別訪問状況

年 度	訪問回数 (回)		内 訳 (延 数)		
			保健師	看護師	栄養士
令和 3 年度	実回数	289	252	24	13
	延回数	662	609	25	28
令和 4 年度	実回数	258	193	60	5
	延回数	713	624	69	20
令和 5 年度	実回数	188	153	33	2
	延回数	658	601	36	21

3-5-6 健康診査事業

(1) 事業目的

各種健康診査を実施することにより、脳卒中や心臓病の発症因子とされている高血圧や脂質異常症等の生活習慣病の早期発見・早期治療に結びつけるとともに、生活習慣病予防のための健康習慣づくりの定着化を図る。

(2) 根拠法令

健康増進法

(3) 事業実績

(ア)健康診査（生活保護受給者等）（令和5年度）

（単位：人）

対象者数	受診者数	受診率 (%)	詳細検査受診者数	判定区分				
				異常なし (%)	要観察 (%)	要精査 (%)	要医療 (%)	治療中 (%)
2,099	159	7.6	62	27 (17.0)	35 (22.0)	11 (6.9)	19 (12.0)	67 (42.1)

※詳細検査の実施項目は貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査であり、その内、血清クレアチニン検査は受診者全員に実施。

(イ)有所見者の内訳（令和5年度）

項目	血圧		脂質異常	糖尿病		肝疾患 (疑い含む)
	保健指導判定値	高血圧症有病者	HDL (40 mg/dℓ未満)	糖尿病予備群	糖尿病有病者	
人	54	102	18	74	36	13
%	40.0	64.2	11.3	46.5	22.6	8.2

※「高血圧症有病者」は、血圧を下げる薬を服用中の者を含む。

※「糖尿病有病者」は、血糖を下げる薬を服用中の者を含む。

(ウ)肝炎ウイルス検診受診状況（令和5年度）

区分	対象者数 (人)	受診者数 (人)						受診率 (%)	判定結果 (人)						
		計	C型と B型	C型 のみ	B型 のみ	C型					B型				
						判定1	判定2		判定3	判定4	判定5	陽性	陰性		
節目 検診	40歳	1,451	170	169	1	0	11.7	0	0	1	1	168	0	169	
	45歳	1,527	103	103	0	0	6.7	0	0	0	0	103	0	103	
	50歳	1,847	111	111	0	0	6.0	0	0	0	2	109	1	110	
	55歳	1,560	80	80	0	0	5.1	0	0	1	0	79	0	80	
	60歳	1,226	95	95	0	0	7.7	0	0	0	0	95	0	95	
	計	7,611	559	558	1	0	7.3	0	0	2	3	554	1	557	
節目外 検診	節目検診 未受診者	—	30	30	0	0	—	1	0	0	0	29	0	30	
	二次検診	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	
単独検診	—	52	52	0	0	—	0	0	0	0	52	0	52		

※C型肝炎ウイルス検査判定（平成25年度から判定区分の変更があった）

判定1、2：「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」

判定3、4、5：「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」

(エ)骨粗しょう症検診（令和5年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	判定区分		
			異常なし	要指導	要精検
2,464	309	12.5	280	21	8

※対象は、40歳及び50歳の女性のみ

### 3-5-7 がん検診事業

#### (1) 事業目的

死因の第1位であるがんを早期に発見し治療に結びつけるため受診率の向上を図る。また、正しい知識の普及により、日常生活を工夫改善し、がんを予防すること等により、死亡率を軽減し健康な生活を送ることができるようこの事業を実施する。

#### (2) 根拠法令

健康増進法、がん対策基本法

・各種がん検診内容等

区 分	集 団 検 診 に よ る も の				施設検診によるもの	対 象 者
	受 付 及 び 問 診		検 診		検 診 内 容	
	時 間	担 当 者	時 間	内 容		
胃がん検診	午前 8:30~10:00 または 8:30~9:30 会場により異なる	保 健 師 看 護 師 事 務 員	午前 8:30~12:00	問 診 胃 部 X 線 間 接 撮 影	問 診 胃 部 X 線 直 接 撮 影 ま た は 内 視 鏡 検 査	40歳以上の国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の家族など *ただし、胃がん検診の内視鏡検査は2年に1度(50歳以上)
肺がん検診		保 健 師 看 護 師 事 務 員		問 診 胸 部 X 線 間 接 撮 影 喀 痰 採 取	問 診 胸 部 X 線 直 接 撮 影 喀 痰 採 取	
子宮がん検診	午前 8:30~9:30 午後 13:00~14:00 会場により異なる	保 健 師 看 護 師 事 務 員	午前 8:30~11:00 午後 13:00~15:00 会場により異なる	問 診 視 内 頸 部 細 胞 採 取	問 診 視 内 頸 部 細 胞 採 取 必 要 に 応 じ て 体 部 細 胞 採 取	20歳以上の女性で国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の家族など *ただし、2年に1度
乳がん検診		保 健 師 看 護 師 事 務 員		問 診 マンモグラフィ	問 診 視 診 マンモグラフィ ま た は 超 音 波 検 査 *マンモグラフィの撮影枚数は、40歳~49歳の方は4枚、50歳以上の方は2枚	
大腸がん検診	/				問 診 便 潜 血 反 応 検 査	40歳以上の国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の家族など
前立腺がん検診	/				問 診 血 液 検 査 (前立腺特異抗原検査)	満50歳・55歳・60歳・65歳の男性で、国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の家族など

(3) 事業実績

胃、子宮、乳がん検診における受診率の算出方法について

- ・対象者数(※)は、年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算出(国の地域保健・健康増進事業報告に基づく)
- ・受診率=(前年度の受診者数)+(当年度の受診者数)-(前年度及び当該年度における2年連続受診者数)/(当年度の対象者数(※))×100

(ア) 胃がん検診状況

区分 年度	(※) 対象者数(人)	受診者数(人)	2年連続受診者数(人)	受診率(%)	要精検者(人)	要精検率(%)	がん発見者数(人)
	令和3年度	155,661	14,402 (849)	3,317	14.7	724	5.0
令和4年度	154,520	14,622 (709)	4,102	16.1	683	4.7	57
令和5年度	152,598	14,437 (646)	3,906	16.5	698	4.8	47

・令和元年度から50歳以上の内視鏡検査は2年に1度

( )内は集団検診受診者再掲

(イ) 肺がん検診状況

区分 年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要精検者(人)	要精検率(%)	がん発見者数(人)
令和3年度	144,327	30,006 (1,019)	20.8	1,073	3.6	7
令和4年度	141,767	30,835 (826)	21.8	1,135	3.7	5
令和5年度	139,938	31,212 (789)	22.3	1056	3.4	13

( )内は集団検診受診者再掲

(ウ) 子宮がん検診状況

区分 年度	(※) 対象者数(人)	受診者数(人)	2年連続受診者数(人)	受診率(%)	要精検者(人)	要精検率(%)	がん発見者数(人)
令和3年度	94,347	7,948 (2,535)	185	15.0	78	1.0	3
令和4年度	91,945	7,772 (2,193)	407	16.7	88	1.1	1
令和5年度	89,746	7,614 (2,211)	299	16.8	72	0.9	3

・平成17年度から2年に1度

( )内は集団検診受診者再掲

(エ) 乳がん検診状況

区分 年度	(※) 対象者数(人)	受診者数(人)	2年連続受診者数(人)	受診率(%)	要精検者(人)	要精検率(%)	がん発見者数(人)	
令和3年度	72,766	8,069 (2,839)	207	19.4	422	5.2	27	
令和4年度	71,017	7,498 (2,201)	440	21.3	350	4.7	24	
令和5年度	69,182	7,620 (2,330)	306	21.4	331	4.3	28	
(再掲) マンモ グラフィ	令和3年度	72,766	7,293	183	17.3	394	5.4	27
	令和4年度	71,017	6,696	394	19.1	329	4.9	24
	令和5年度	69,182	6,955	277	19.3	320	4.6	28

・平成17年度から2年に1度

( )内は集団検診受診者再掲

(オ) 大腸がん検診状況

区分 年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	がん発見者数 (人)
令和 3 年度	120,396	25,144	20.9	1,878	7.5	70
令和 4 年度	116,774	25,781	22.1	1,895	7.4	107
令和 5 年度	114,262	26,040	22.8	1,910	7.3	90

( ) 内は集団検診受診者再掲

(カ) 前立腺がん検診状況

区分 年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	がん発見者数 (人)
令和 3 年度	2,487	255	10.3	12	4.7	0
令和 4 年度	2,543	264	10.4	13	4.5	3
令和 5 年度	2,585	276	10.7	8	2.9	0

( ) 内は集団検診受診者再掲

(キ) がん予防啓発事業実施状況

ア がん検診受診勧奨訪問

区分 年度	件数
令和 3 年度	7,129
令和 4 年度	7,344
令和 5 年度	7,123

(保健推進員連絡協議会委託)

イ 正しい食生活によるがん予防健康教室

区分 年度	回数 (回)	参加人数 (人)
令和 3 年度	78	32,349
令和 4 年度	78	13,349
令和 5 年度	78	1,240

(食生活改善推進連絡協議会委託)

※令和3年度は啓発ちらし配布数

ウ がん予防推進事業

区分 年度	がん予防健康教育		がん予防推進ボランティア研修会	
	回数 (回)	参加人数 (人)	回数 (回)	参加人数 (人)
令和 3 年度	0	0	1	36
令和 4 年度	18	900	1	36
令和 5 年度	43	1,154	1	36

エ 働き盛り・子育て世代がん予防事業 (親子で学ぶがん健康教室)

区分 年度	回数 (回)	参加人数 (人)		
		児童	保護者	合計
令和 5 年度	7	385	94	479

オ がん予防協力店

区分 年度	登録件数
令和 5 年度	171

3-5-8 歯周疾患検診・口腔がん検診

(1) 年齢別受診状況（令和5年度）

区分 年齢	対象者数（人）	受診者数（人）	うち男性（人）	うち女性（人）	受診率（%）
40歳	1,445	51	5	46	3.5
50歳	2,113	67	11	56	3.2
60歳	1,740	73	8	65	4.2
70歳	3,969	120	27	93	3.0
合計	9,267	311	51	260	3.4

(2) 受診者判定区分（令和5年度）

（単位：人）

区分 年齢	異常なし（%）	要指導（%）	要精検（%）	要精検の内訳*				合計（%）
				a	b	c	d	
40歳	7 (13.7)	10 (19.6)	34 (66.7)	19	17	0	10	51 (100.0)
50歳	14 (20.9)	16 (23.9)	37 (55.2)	26	19	1	8	67 (100.0)
60歳	12 (16.4)	21 (28.8)	40 (54.8)	36	13	4	9	73 (100.0)
70歳	13 (10.8)	23 (19.2)	84 (70.0)	67	30	9	11	120 (100.0)
合計	46 (14.8)	70 (22.5)	195 (62.7)	148	79	14	38	311 (100.0)

\* a：歯周治療  
b：う蝕治療  
c：補綴処置  
d：その他

（単位：人）

（再掲）口腔がん 検診判定区分	異常なし（%）	要経過観察（%）	要精密検査（%）
	306 (98.5)	3 (0.9)	2 (0.6)

※平成30年度から、歯周疾患検診にあわせて口腔がん検診を実施。

3-5-9 緑内障検診

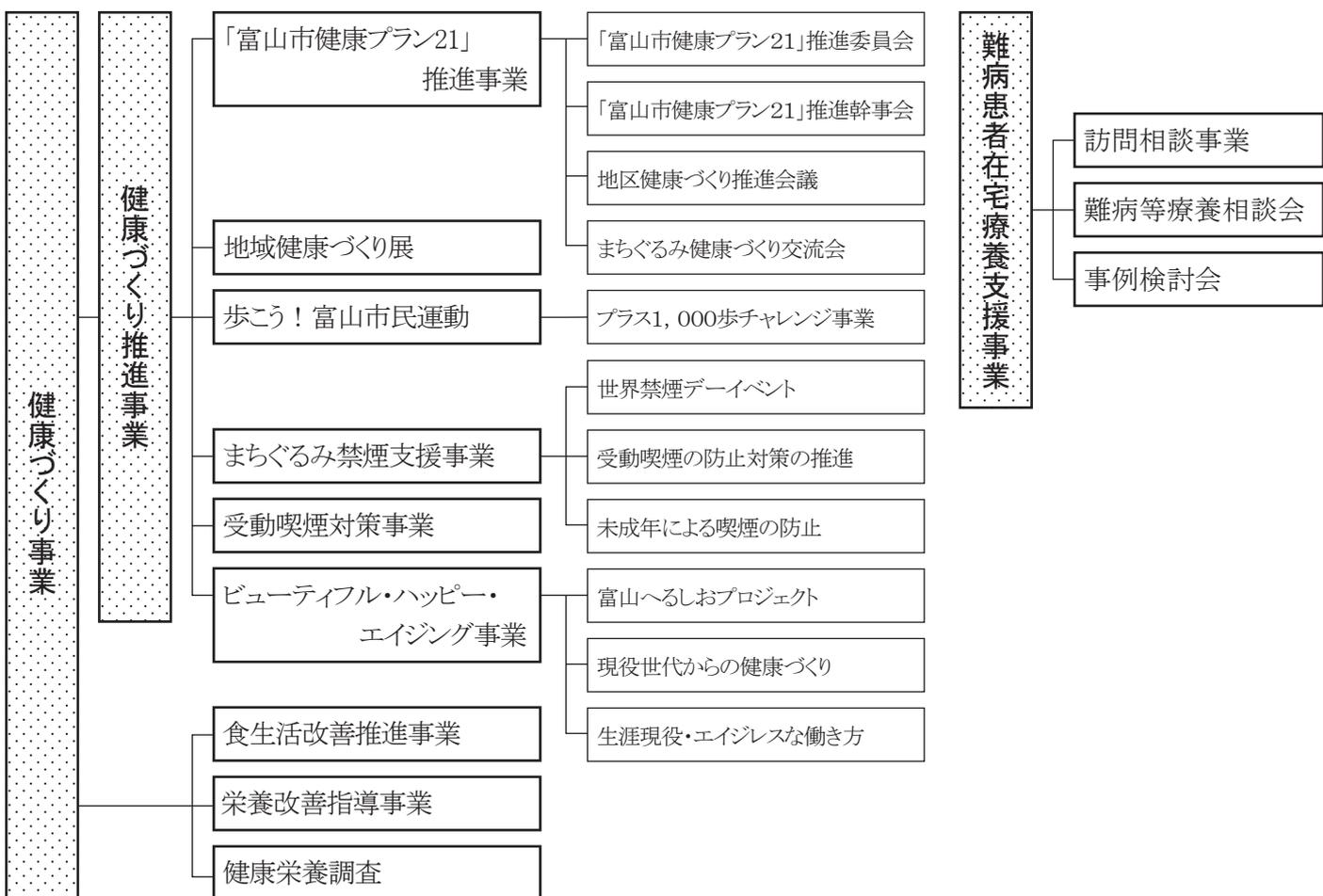
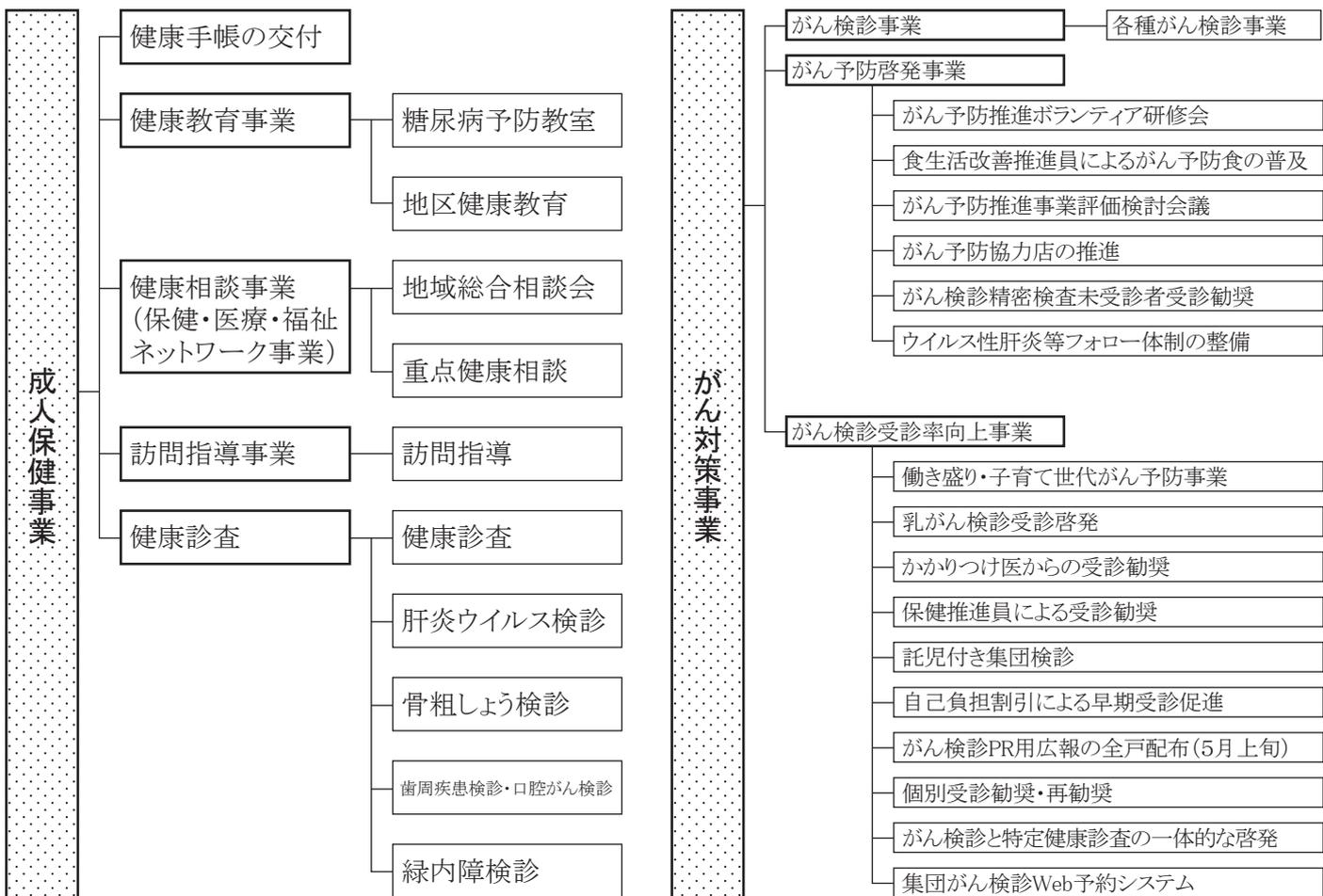
(1) 事業目的

生涯にわたり健やかな生活を送ることができるよう、緑内障検診を実施することで、早期発見・早期治療に努め、眼疾患予防の充実を図る。

(2) 事業実績

区分 年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	要精検者（人）	要精検率（%）	緑内障発見者数 （人）
令和3年度	5,616	406	7.2	103	25.4	10
令和4年度	5,733	400	7.0	97	24.3	9
令和5年度	5,700	345	6.1	83	24.1	11

成人保健事業体系図(令和5年度)



### 3-6 健康づくり

#### 3-6-1 健康づくり推進事業

##### (1) 事業目的

市民一人ひとりが、主体的に健康づくりに取り組むとともに、地域ぐるみで個人の健康を支え、守る環境づくりを推進し「すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力のあるまち」の実現を目指す。

##### (2) 根拠法令

21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について（厚生省保健医療局長通知）

##### (3) 事業実績

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催方法を変更するなどして実施。

##### (ア) 「富山市健康プラン21」推進事業

##### a. 地区健康づくり推進会議（※）

年度	回数 (回)	参加者数 (人)
令和3年度	79	1,380
令和4年度	85	1,382
令和5年度	86	1,348

##### b. まちぐるみ健康づくり交流会

年度	回数 (回)	参加者数 (人)
令和3年度	7	301
令和4年度	7	385
令和5年度	7	399

※平成25年度より健康づくり推進事業として実施。  
年に1～2回程度開催。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず

##### (イ) 地域健康づくり展

区分 年度	実施地区数	参加延人数(人)
令和3年度	73	9,596
令和4年度	78	9,844
令和5年度	78	11,020

##### (ウ) まちぐるみ禁煙支援事業（いきいき健康教室）

区分 年度	小学4年生		中学1年生	
	実施回数(回)	参加者数(人)	実施回数(回)	参加者数(人)
令和3年度	11	301	1	34
令和4年度	18	900	0	0
令和5年度	11	579	0	0

##### (エ) 歩こう！富山市民運動

##### プラス1,000歩チャレンジ事業

区分 年度	参加者数(人)	内 訳	
		一般市民(人)	企業(人)
令和3年度	462	303	159
令和4年度	419	307	112
令和5年度	395	321	74

(オ) 受動喫煙対策

(1) 目的

受動喫煙防止に関する知識の普及、意識の啓発、環境整備、その他の措置を総合的かつ効果的に推進する。

(2) 根拠法令

健康増進法

(3) 事業内容及び実績（令和5年度）

①施設管理者等へのチラシ配布

・食品衛生責任者、事業所管理者、医療機関など

②窓口相談の設置 相談件数 36件

相談方法内訳			相談者内訳		相談内容の内訳（延べ）					
電話	来所	メール	市民	事業者	施設区分	喫煙設備関係	届出関係	標識関係	違反関係	その他
26	8	2	7	29	9	16	5	3	5	5

③「禁煙・分煙」宣言ステッカーの配布

年度	配布数
令和3年度	19
令和4年度	149
令和5年度	5

(カ) ビューティフル・ハッピー・エイジング事業

(1) 目的

人生100年時代を見据え、現役世代からの健康づくりを支援し、企業と地域が連携して、豊かな高齢期が実現する社会づくりを推進する。

(2) 根拠法令等

健康増進法、地域・職域連携推進事業実施要綱

(3) 事業内容及び実績（令和5年度）

(ア) 富山へるしおプロジェクト

- ・おいしく減塩できる「へるしおメニュー」の調理方法をYouTube配信。
- ・公衆栄養特別演習の授業の一環として、学生が働く人の食行動支援のプログラム案をプレゼンテーションする「へるしおコンペティション」を開催。（12人参加）

(イ) 現役世代からの健康づくり

- ・「人生100年時代に向けての健康づくりと社会参加に関する市民意識調査」を実施。（回答数981件、回収率32.7%）

(ウ) 生涯現役・エイジレスな働き方

- ・地域・職域連携推進協議会を2回開催
- ・「生涯現役・エイジレスに働くための研修会」を開催。（29人参加）

### 3-6-2 食生活改善推進事業

(1) 事業目的

地域における健康づくりを推進するなかで特に食生活改善の推進につとめ、地域の核となるリーダー（食生活改善推進員）の育成を図る。

(2) 根拠法令

地域保健法

(3) 事業実績

(ア) 食生活改善推進事業

ア 研修会

区分 年度	中央研修会		ブロック研修会	
	開催回数(回)	参加者数(人)	開催回数(回)	参加者数(人)
令和3年度	9	354	42	432
令和4年度	9	357	42	431
令和5年度	9	395	21	542

イ 地区普及活動

区分 年度	開催回数(回)	参加者数(人)
令和3年度	234	22,824
令和4年度	234	25,074
令和5年度	234	2,352

※令和3年度、令和4年度は啓発ちらし配布数含む

(イ) 保健栄養教室(隔年開催)

区分 年度	実施回数(回)	参加人数	
		実人数(人)	延人数(人)
令和3年度	-	-	-
令和4年度	5	38	164
令和5年度	-	-	-

### 3-6-3 栄養改善指導事業

(1) 事業目的

特定給食施設等の状況を把握し、適切な栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行う。

(2) 根拠法令

健康増進法

(3) 事業実績

(ア) 特定給食施設等巡回指導事業

A 給食施設等巡回指導実施状況

(単位：件)

年度		指導件数		
区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		個別指導	特定給食施設	1
その他の給食施設	2		19	17

B 給食施設の栄養士等配置状況

施設区分		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		施設数	管理栄養士 のいる施設	栄養士のみ のいる施設	栄養士の いない施設	施設数	管理栄養士 のいる施設	栄養士のみ のいる施設	栄養士の いない施設	施設数	管理栄養士 のいる施設	栄養士のみ のいる施設	栄養士の いない施設
	総施設数	430	173	97	160	422	160	105	157	410	171	93	146
特定給食施設	総数	227	107	55	65	213	98	55	60	208	103	49	56
	学校	66	26	5	35	61	20	8	33	62	24	6	32
	病院	30	30	0	0	27	27	0	0	24	24	0	0
	介護老人保健施設	14	14	0	0	14	14	0	0	14	14	0	0
	介護医療院	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
	老人福祉施設	16	15	1	0	16	14	2	0	20	17	2	1
	児童福祉施設	67	13	40	14	62	13	37	12	60	15	35	10
	社会福祉施設	2	2	0	0	2	1	1	0	2	1	1	0
	事業所	21	6	4	11	20	7	3	10	19	6	4	9
	寄宿舎	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0
	矯正施設	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
	一般給食センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	8	0	3	5	8	0	3	5	4	0	0	4	
その他の施設	総数	203	66	42	95	209	62	50	97	202	68	44	90
	学校	25	5	3	17	24	4	3	17	24	3	4	17
	病院	16	16	0	0	19	19	0	0	21	21	0	0
	介護老人保健施設	3	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0
	介護医療院	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	老人福祉施設	46	20	14	12	46	21	13	12	39	19	12	8
	児童福祉施設	50	7	14	29	57	3	21	33	58	7	18	33
	社会福祉施設	8	5	2	1	8	4	2	2	8	4	1	3
	事業所	28	4	4	20	27	4	5	18	25	6	4	15
	寄宿舎	5	1	0	4	6	1	2	3	6	1	1	4
	矯正施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般給食センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	21	4	5	12	19	3	4	12	18	4	4	10	

(イ) 栄養士等研修会  
開催及び参加状況

区分	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
市内に勤務する 管理栄養士・栄養士及び 調理従事者		1回	117人	1回	42人	1回	39人

※令和3年度の研修は動画によるもの、参加人数は動画の視聴回数

## (ウ) 栄養改善指導状況 (令和5年度)

(人)

	個別指導延人数			集団指導延人数	
	栄養指導	(再掲) 病態別 栄養指導	(再掲) 訪問による 栄養指導	栄養指導	(再掲) 病態別 栄養指導
乳幼児	1,896	1,896	27	637	637
20歳未満 (乳幼児を除く)	3	3	0	19	19
20歳以上	920	920	38	3,434	3,434

## 3-6-4 健康栄養調査事業

## (1) 目的

市民の栄養摂取状況、健康状態等を把握し、栄養改善と健康増進の方途を講ずる基礎資料とする。

## (2) 根拠法令 健康増進法

## (3) 事業実績

## (ア) 実施地区 (令和5年度)

国民健康・栄養調査	・栗島町一丁目	調査対象	27世帯	56人
		協力者	12世帯	24人

## (イ) 調査内容 (令和5年度)

調査項目	栄養摂取状況	身長・体重	血液検査	生活習慣
実施者 (人)	19	22	15	20

## (ウ) 年齢別調査者数 (令和5年度)

年齢	1～11歳	12～19歳	20～39歳	40歳以上	計
対象者 (人)	1	2	0	21	24

### 3-6-5 他課協力事業

#### 1 介護予防普及啓発事業

##### (1) 事業目的

地域の高齢者に対して、健康づくりや介護予防に関する知識の普及・啓発を図ることにより、高齢者が健康づくりや介護予防に主体的に取り組んでいくことができるように支援する。

##### (2) 根拠法令 介護保険法

##### (3) 事業実績

区分 年 度	実施回数 (回)	参加人数 (人)	講師別内訳(再掲) 回数(人数)				
			医師	歯科医師	歯科衛生士	健康運動 指導士等	その他
令和3年度	6	215	0	0	1 (22)	2 (23)	3 (170)
令和4年度	17	453	0	1 (17)	5 (104)	8 (190)	3 (142)
令和5年度	32	642	0	0	6 (166)	10 (226)	16 (250)

### 3-7 予防対策

#### 3-7-1 感染症予防事業

(1) 事業目的

感染症患者が発生したときに、防疫措置を実施し感染症のまん延を防止する。

(2) 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(3) 事業実績

(ア) 感染症発生状況 (感染症発生届出による)

(件)

感染症の区分		年次	令和3年	令和4年	令和5年
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症※ <sup>1</sup>		2,630	55,744	2,206
二類	結核		61	41	67
三類	腸管出血性大腸菌感染症(O157等)		7	12	18
四類	E型肝炎		1	0	0
	つつが虫病		1	1	2
	日本紅斑熱		0	0	1
	レジオネラ症		14	19	12
五類 (全数把握)	アメーバ赤痢		3	4	2
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症		7	15	14
	急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎等を除く)		1	1	2
	クロイツフェルト・ヤコブ病		0	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		2	11	6
	後天性免疫不全症候群		3	1	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症		1	4	10
	侵襲性肺炎球菌感染症		19	7	17
	水痘(入院例)		1	3	5
	梅毒		40	32	16
	播種性クリプトコックス症		2	3	0
	百日咳		0	0	5
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症		0	1	0
五類 (定点把握)	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)		1	514	8,688
	新型コロナウイルス感染症※ <sup>2</sup>		—	—	3,277
	RSウイルス感染症		848	527	594
	咽頭結膜熱		171	125	721
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		330	278	1,694
	感染性胃腸炎		1710	2563	5,347
	水痘		71	69	73
	手足口病		137	513	388
	伝染性紅斑		22	8	6
	突発性発しん		160	117	100
	ヘルパンギーナ		187	72	584
	流行性耳下腺炎		16	3	18
	流行性角結膜炎		0	0	12
	細菌性髄膜炎		3	1	1
	無菌性髄膜炎		2	1	2
	性器クラミジア感染症		94	86	110
	性器ヘルペスウイルス感染症		43	62	62
	尖圭コンジローマ		20	9	12
	淋菌感染症		28	25	26
	マイコプラズマ肺炎		0	0	0
	クラミジア肺炎		0	0	0
	感染性胃腸炎(ロタウイルス)		0	1	0
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症		3	9	14
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		60	116	132	

※1 新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日より追加。令和4年9月26日から令和5年5月7日までは、全数把握の見直しにより、発生届出分(重症化リスクの高い患者)のみ集計。

※2 令和5年5月8日以降は、五類感染症への感染症法上の位置づけ変更に伴い定点把握に移行。

## (イ) 感染症診査協議会（感染症部会）開催状況 (件)

年度	区分	開催回数 (回)	診査・報告件数			
			就業制限 (法第18条)	応急入院の報告 (法第19条)	入院勧告 (法第20条第1項)	入院期間延長 (法第20条第4項)
令和3年度		4	2,633	908	1,009	185
令和4年度		4	3,331	3,331	3,194	197
令和5年度		6	271	271	243	23

## (ウ) 感染症発生（結核を除く）に伴う措置の状況 (件)

			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			就業制限	健康診断 勧告	就業制限	健康診断 勧告	就業制限	健康診断 勧告
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症		2630	0	3331	0	271	0
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	O157	1	4	0	7	1	23
		O111	0	0	1	3	0	0
		O91	1	24	0	0	1	3
		O121	1	9	0	0	0	0
		O26	0	4	0	0	1	4
		O103	0	0	0	0	2	7
		不明	0	0	2	6	1	8
他保健所からの依頼によるもの			0	0	0	0	0	3

## (エ) ノロウイルス等による感染性胃腸炎の集団発生数(保健所への通報件数に限る) (件)

年度	高齢者福祉施設	病院	学校	保育所	その他集団施設
令和3年度	0	0	0	0	0
令和4年度	2	0	0	0	0
令和5年度	2	0	0	0	0

## (オ) 新興・再興感染症対策

健康危機管理対策の一環として、新興・再興感染症の情報を富山市医師会員と情報共有することにより、感染症対策の向上に資するため、平成23年以降「富山市感染症危機管理医師研修会」を県内外から講師を招聘し開催している。

## (カ) 新型コロナウイルスワクチン接種の状況

(単位：回)

年度	区分	接種対象者	医療機関接種	集団接種	合計
令和3年度		初回接種、3回目接種	656, 868	106, 745	763, 613
令和4年度		3～5回目接種	508, 062	31, 127	539, 189
令和5年度		6～7回目接種	172, 964	—	172, 964

### 3-7-2 予防接種事業

#### (1) 事業目的

感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を防止するため、法に基づき予防接種を行い、疾病に対する免疫をつくることにより市民の健康を保持し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

#### (2) 根拠法令

予防接種法

#### (3) 事業実績

#### (ア) ジフテリア・百日せき・破傷風（三種混合）

(人)

区分 年度	第 1 期 初 回				第 1 期 追 加			
	対象者数 (A)	接 種 者 数 (B)			接種率(%) (B)/3(A) ×100	対象者数	接種者数	接種率 (%)
		第1回	第2回	第3回				
令和3年度	—	0	0	0	—	—	2	—
令和4年度	—	0	1	1	—	—	1	—
令和5年度	—	0	0	0	—	—	2	—

・平成24年11月から四種混合ワクチンが導入されたため、三種混合ワクチンは希望者のみ接種券を発行。

#### (イ) ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎・破傷風（四種混合）

(人)

区分 年度	第 1 期 初 回				第 1 期 追 加			
	対象者数 (A)	接 種 者 数 (B)			接種率(%) (B)/3(A) ×100	対象者数	接種者数	接種率 (%)
		第1回	第2回	第3回				
令和3年度	2,686	2,647	2,680	2,642	98.9	2,809	2,693	95.9
令和4年度	2,639	2,637	2,612	2,620	99.4	2,669	2,550	95.5
令和5年度	2,504	2,677	2,708	2,707	107.7	2,586	2,415	93.4

・令和5年4月から第1期追加の接種券等の発行時期を1歳4か月時から1歳0か月時に変更。

#### (ウ) ジフテリア・破傷風（二種混合）

(人)

区分 年度	第 2 期		
	対象者数	接種者数	接種率 (%)
令和3年度	3,407	2,804	82.3
令和4年度	3,366	2,513	74.7
令和5年度	3,266	2,585	79.1

#### (エ) 急性灰白髄炎（不活化ポリオ）

(人)

区分 年度	初 回				追 加			
	対象者数 (A)	接 種 者 数 (B)			接種率(%) (B)/3(A) ×100	対象者数	接種者数	接種率 (%)
		第1回	第2回	第3回				
令和3年度	—	0	0	0	—	—	0	—
令和4年度	—	0	0	0	—	—	0	—
令和5年度	—	0	0	0	—	—	2	—

・平成24年11月から四種混合ワクチンが導入されたため、単剤の急性灰白髄炎（不活化ポリオ）ワクチンは希望者のみ接種券を発行。

## (オ) 麻しん風しん

(人)

年度	区分	種別	対象者数	混合ワクチン	混合ワクチン 接種率(%)	麻しん単独	風しん単独
令和3年度		第1期	2,798	2,706	96.7	0	0
		第2期	3,216	3,055	95.0	0	0
令和4年度		第1期	2,643	2,560	96.9	0	0
		第2期	3,174	2,991	94.2	0	0
令和5年度		第1期	2,586	2,504	96.8	0	0
		第2期	3,005	2,801	93.2	0	0

## (カ) 日本脳炎

(人)

年度	区分	種別	第1期初回			第1期追加			
			対象者数 (A)	接種者数 (B)		接種率(%) (B)÷2(A) ×100	対象者数	接種者数	接種率 (%)
				第1回	第2回				
令和3年度		定期	2,986	2,671	2,645	89.0	0	972	—
		特例	—	57	59	—	—	164	—
令和4年度		定期	2,825	2,841	2,728	98.6	5,944	4,410	74.2
		特例	—	49	53	—	—	155	—
令和5年度		定期	2,734	2,692	2,629	97.3	2,819	2,699	95.7
		特例	—	39	40	—	—	99	—

年度	区分	種別	第2期		
			対象者数	接種者数	接種率 (%)
令和3年度		定期	0	950	—
		特例	—	960	—
令和4年度		定期	6,519	4,037	61.9
		特例	—	1,121	—
令和5年度		定期	3,208	3,131	97.6
		特例	—	778	—

- 令和3年度は日本脳炎ワクチンの供給不足に伴う国通知を受け、第1期追加と第2期の個別通知は行っていない。
- 令和3年12月に日本脳炎ワクチンの供給再開の国通知を受け、令和4年3月より令和3年度対象者に対して順次個別通知を行った。

## (キ) BCG

(人)

年度	区分	対象者数	接種者数	接種率(%)
令和3年度		2,686	2,667	99.3
令和4年度		2,639	2,645	100.2
令和5年度		2,504	2,503	100.0

## (ク) Hib感染症 (人)

区分 年度	第 1 期 初 回				第 1 期 追 加			
	対象者数 (A)	接 種 者 数 (B)			接種率 (%) (B)/3(A) ×100	対象者数	接種者数	接種率 (%)
		第1回	第2回	第3回				
令和3年度	2,686	2,659	2,633	2,646	98.5	2,796	2,731	97.7
令和4年度	2,639	2,628	2,618	2,593	99.0	2,643	2,573	97.4
令和5年度	2,504	2,454	2,490	2,495	99.0	2,586	2,491	96.3

## (ケ) 小児の肺炎球菌感染症 (人)

区分 年度	第 1 期 初 回				第 1 期 追 加			
	対象者数 (A)	接 種 者 数 (B)			接種率 (%) (B)/3(A) ×100	対象者数	接種者数	接種率 (%)
		第1回	第2回	第3回				
令和3年度	2,686	2,659	2,636	2,648	98.6	2,798	2,713	97.0
令和4年度	2,639	2,631	2,616	2,593	99.0	2,643	2,568	97.2
令和5年度	2,504	2,456	2,496	2,499	99.2	2,586	2,484	96.1

## (コ) ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん) (人)

区分 年度	種別	接 種 者 数 (B)		
		第1回	第2回	第3回
令和3年度	—	1,253	1,052	878
令和4年度	定期	998	1,152	977
	キャッチアップ	1,404	1,172	789
令和5年度	定期	1,265	819	548
	キャッチアップ	1,057	957	1,012

- ・令和4年2月より個別通知による積極的勧奨を再開した。
- ・積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対して、キャッチアップ接種を実施した。  
〔期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日／令和5年度対象：平成9年度～平成18年度生まれの女子〕

## (サ) 水痘 (人)

区分 年度	対象者数 (A)	接種者数 (B)		接種率 (%) (B)/2(A)×100
		第1回	第2回	
令和3年度	2,798	2,695	2,680	96.1
令和4年度	2,643	2,549	2,389	93.4
令和5年度	2,586	2,502	2,337	93.6

## (シ) ロタウイルス感染症 (人)

区分 年度	対象者数	接 種 者 数				
		ロタリックス®		ロタテック®		
		第1回	第2回	第1回	第2回	第3回
令和3年度	2,686	1,513	1,483	1,108	1,109	1,104
令和4年度	2,639	1,620	1,594	965	982	967
令和5年度	2,504	1,507	1,528	912	912	905

- ・令和2年10月から定期接種化。ワクチンは2種類あり、いずれか一方を接種する。
- ・対象者は令和2年8月1日以降に生まれた者

(ス) B型肝炎

(人)

区分 年度	対象者数 (A)	接種者数 (B)			接種率 (%) (B)/3(A) ×100
		第1回	第2回	第3回	
令和3年度	2,686	2,656	2,638	2,697	99.2
令和4年度	2,639	2,622	2,621	2,540	98.3
令和5年度	2,504	2,453	2,497	2,476	98.9

(セ) インフルエンザ

(人)

区分 年度	対象者数	接種者数	接種費用負担区分		接種率 (%)
			有 料	無 料	
令和3年度	125,168	81,591	56,296	25,295	65.2
令和4年度	124,871	82,389	56,377	26,012	66.0
令和5年度	124,471	79,613	54,164	25,449	64.0

- ・対象者①65歳以上の者
- ②60歳以上65歳未満のハイリスク者(心臓、腎臓又は呼吸器等に障害を有し、障害者手帳1級等の者)

(ソ) 高齢者肺炎球菌感染症

(人)

区分 年度	対象者数	接種者数	接種費用負担区分		接種率 (%)
			有 料	無 料	
令和3年度	16,035	4,541	4,487	54	28.3
令和4年度	16,801	4,234	4,173	61	25.2
令和5年度	17,253	4,528	4,455	73	26.2

- ・対象者①65歳以上で5歳ごとの節目年齢の者
- ②60歳以上65歳未満のハイリスク者(心臓、腎臓又は呼吸器等に障害を有し、障害者手帳1級等の者)
- ・令和元年度から経過措置が延長され、70歳以上の方は、定期接種未接種者を対象としている。

(タ) 予防接種助成金交付実績

平成21年度から「富山市予防接種助成金交付要綱」を制定し、県外の医療機関で接種を希望される場合に、その接種費用を助成する制度を設けている。

(件数)

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
BCG接種			11	12	6
三種混合			0	0	0
四種混合			64	69	49
二種混合			0	0	0
不活化ポリオ			0	0	0
日本脳炎			8	5	6
麻しん 風しん	第1期		4	4	3
	第2期		0	0	0

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
H i b (ヒブ)	100	94	55
肺炎球菌	99	94	56
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん)	0	13	52
水痘	8	9	3
B型肝炎	80	74	47
ロタウイルス	76	79	45

(チ) 富山市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い実績

令和4年度から「富山市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱」を制定し、積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の機会を逃した者のうち、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンの任意接種を受けたものについて、当該任意接種の費用の助成を実施した。

[実施期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日]

(件数)

年度 \ 区分	件数 (実人数)	内訳		
		1回目	2回目	3回目
令和4年度	87	52	63	72
令和5年度	5	1	1	4

(ツ) 富山市小中学生インフルエンザ予防接種助成事業

インフルエンザ流行期において、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ双方の対応による医療機関の負担軽減を目的に、富山県が実施する未就学児に対する助成に併せて、富山市在住の小学生、中学生を対象として助成事業を実施した。

(件数)

年度 \ 区分	助成件数		
	小学生		中学生
	1回目	2回目	
令和3年度	11,929	9,994	4,652
令和4年度	11,117	9,397	4,618

令和5年度から本事業は、こども福祉課へ移行した。

(テ) 風しん抗体検査事業

平成26年度より妊娠を希望する女性とそのパートナー、抗体が少ない妊婦のパートナーに対し、風しんの抗体検査を実施している。

(人)

年度 \ 区分	受検者数	結果 (陰性) 数		陰性率 (%)
		男性	女性	
令和3年度	440	78	77	35.2
令和4年度	363	92	52	39.7
令和5年度	385	109	70	46.5

(ト) 風しんの追加的対策

風しんの予防接種を公的に受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた男性を対象に、抗体検査及び定期予防接種（風しんの第5期）を実施している。〔実施期間：令和元年度～令和6年度〕

(人)

年度	抗体検査			予防接種		
	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	接種者数	接種率(%)
令和3年度	32,142	4,265	13.3	3,257	1,314	40.3
令和4年度	28,283	1,262	4.5	2,281	413	18.1
令和5年度	27,172	261	1.0	1,933	105	5.4

※定期予防接種の対象者は、抗体検査の結果、抗体価が国の定める基準を満たさない者のみ。

3-7-3 神通川流域住民健康調査事業

(1) 事業目的

神通川流域住民の健康調査を実施することにより、患者の早期発見及び住民の健康管理を図るとともに、今後の環境保健対策に資する。

(2) 根拠法令等

神通川流域住民健康調査実施要領

(3) 事業実績

(ア) 健康調査

(人)

年度	一 次 検 診*			精 密 検 診		
	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)
令和3年度	972	351	36.1	253	54	21.3
令和4年度	1,039	373	35.9	237	60	25.3
令和5年度	918	313	34.1	212	62	29.2

※ 一次検診については富山県が実施している。

(イ) 家庭訪問状況

年度	区分 認定患者数 (人)	家 庭 訪 問 状 況 (延べ数) (回)		
		健康調査等	認定患者訪問	要観察者訪問
令和3年度	1	39	2	4
令和4年度	2	48	2	1
令和5年度	1	56	1	1

※ 新型コロナウイルス感染対策のため、令和3年度・令和4年度は訪問ではなく電話で対応した。

3-7-4 エイズ等対策事業

(1) 事業目的

エイズ(後天性免疫不全症候群)の予防と早期発見・早期治療及び感染のまん延防止を図る。

(2) 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(3) 事業実績

(ア) エイズ、性感染症相談・検査実施状況

(件)

年度	区分 相談件数 (電話・来所)	検査件数	
		HIV抗体検査	クラミジア抗体検査
令和3年度	105	20	15
令和4年度	217	127	97
令和5年度	392	217	185

## (イ) エイズ、性感染症健康教育の実施状況

(回) (人)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	
総 数	20	415	33	1,568	33	1660	
再掲	児童・生徒・学生	*0	0	9	1,013	9	990
	一般住民	20	415	24	555	24	670

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## 3-7-5 小児慢性特定疾病対策事業

## (1) 事業目的

小児慢性特定疾病にかかっている児童への医療費助成及び、療育相談指導や療養相談会等の自立支援事業を行うことにより、児童の健全な育成及び自立の促進を図ることを目的とする。

## (2) 根拠法令

児童福祉法

## (3) 事業実績

小児慢性特定疾病児登録状況

(人)

区 分		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 数			306	297	288
内 訳	01 悪 性 新 生 物		59	57	53
	02 慢 性 腎 疾 患		21	16	16
	03 慢 性 呼 吸 器 疾 患		9	8	7
	04 慢 性 心 疾 患		45	44	45
	05 内 分 泌 疾 患		70	66	59
	06 膠 原 病		9	7	8
	07 糖 尿 病		25	28	24
	08 先 天 性 代 謝 異 常		6	6	5
	09 血 液 疾 患		2	1	2
	10 免 疫 疾 患		3	3	2
	11 神 経 ・ 筋 疾 患		21	23	29
	12 慢 性 消 化 器 疾 患		25	23	25
	13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群		6	7	6
	14 皮 膚 疾 患		0	0	0
	15 骨 系 統 疾 患		4	7	5
	16 脈 管 系 疾 患		1	1	2

## 3-7-6 肝炎対策事業

## (1) 事業目的

肝炎の予防と早期発見・早期治療及び感染のまん延防止を図る。

## (2) 根拠法令等

肝炎対策基本法

特定感染症検査等事業実施要綱

## (3) 事業実績

(ア) 肝炎ウイルス相談及び検査(保健所実施分)実施状況 (件)

年度	区分	相談件数 (延)	検査件数 (実)	
			B型肝炎ウイルス検査	C型肝炎ウイルス検査
令和3年度		19	0	0
令和4年度		13	0	0
令和5年度		40	4	1

(イ) 肝炎ウイルス検査(委託医療機関分)実施状況 (件)

年度	区分	検査件数 (実)	
		B型肝炎ウイルス検査	C型肝炎ウイルス検査
令和3年度		5	6
令和4年度		4	2
令和5年度		4	0

(ウ) 肝炎治療医療費助成受給者証交付状況 (件)

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	インターフェロン治療	新規	0	0
延長		0	0	0
2回目		0	0	0
核酸アナログ製剤治療	新規	23	24	17
	更新	363 (新規7件含む)	372 (新規10件含む)	382 (新規6件含む)
インターフェロンフリー治療	新規	25	30	16
	再治療	0	0	0

3-7-7 特定疾患治療研究事業・難病医療費助成

(1) 事業目的

特定疾患の治療研究事業を行うことにより、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家族の負担軽減に資することを目的とする。

(2) 根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律、富山県特定疾患治療研究事業制度

(3) 実績

特定医療費（指定難病）受給者証交付状況 (件)

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数			3,168	3,249	3,564
入院・通院	国制度（一般）		3,124	3,223	3,539
入院のみ	県単独制度		44	26	25

※平成30年1月1日で重症患者認定は廃止

【令和5年度】

(件)

疾患名		受給者証 交付者数
1	球脊髄性筋萎縮症	12
2	筋萎縮性側索硬化症	35
3	脊髄性筋萎縮症	3
5	進行性核上性麻痺	63
6	パーキンソン病	585
7	大脳皮質基底核変性症	20
8	ハンチントン病	5
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1
11	重症筋無力症	97
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	82
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	36
15	封入体筋炎	4
17	多系統萎縮症	38
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	87
19	ライソゾーム病	2
20	副腎白質ジストロフィー	1
21	ミトコンドリア病	2
22	もやもや病	69
23	プリオン病	1
26	HTLV-1関連脊髄症	1
27	特発性基底核石灰化症	1
28	全身性アミロイドーシス	42
30	遠位型ミオパチー	1
32	自己貪食空胞性ミオパチー	1
34	神経線維腫症	14
35	天疱瘡	9
36	表皮水疱症	1

疾患名		受給者証 交付者数
37	膿疱性乾癬(汎発型)	6
40	高安動脈炎	11
41	巨細胞性動脈炎	6
42	結節性多発動脈炎	6
43	顕微鏡的多発血管炎	26
44	多発血管炎性肉芽腫症	8
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	20
46	悪性関節リウマチ	13
47	バージャー病	4
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	2
49	全身性エリテマトーデス	206
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	88
51	全身性強皮症	56
52	混合性結合組織病	29
53	シェーグレン症候群	42
54	成人発症スチル病	12
55	再発性多発軟骨炎	4
56	ベーチェット病	33
57	特発性拡張型心筋症	73
58	肥大型心筋症	14
60	再生不良性貧血	33
61	自己免疫性溶血性貧血	10
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	5
63	特発性血小板減少性紫斑病	47
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1
65	原発性免疫不全症候群	8
66	IgA腎症	40
67	多発性嚢胞腎	47

国制度	68	黄色靱帯骨化症	31
	69	後縦靱帯骨化症	79
	70	広範脊柱管狭窄症	3
	71	特発性大腿骨頭壊死症	31
	72	下垂体性 ADH 分泌異常症	14
	74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	3
	75	クッシング病	2
	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	19
	78	下垂体前葉機能低下症	52
	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	3
	82	先天性副腎低形成症	2
	83	アジソン病	1
	84	サルコイドーシス	69
	85	特発性間質性肺炎	34
	86	肺動脈性肺高血圧症	19
	88	慢性血栓性肺高血圧症	22
	89	リンパ脈管筋腫症	3
	90	網膜色素変性症	67
	92	特発性門脈圧亢進症	2
	93	原発性胆汁性胆管炎	86
	94	原発性硬化性胆管炎	5
	95	自己免疫性肝炎	4
	96	クローン病	207
	97	潰瘍性大腸炎	442
	98	好酸球性消化管疾患	9
	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	2
	107	若年性特発性関節炎	3
	109	非典型型溶血性尿毒症症候群	1
	111	先天性ミオパチー	2
	113	筋ジストロフィー	16
	118	脊髄髄膜瘤	1
122	脳表ヘモジデリン沈着症	2	
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	
127	前頭側頭葉変性症	1	
128	ピツカースタッフ脳幹脳炎	1	
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	2	
158	結節性硬化症	6	
160	先天性魚鱗癬	1	
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	13	
167	マルファン症候群/ ロイス・ディーツ症候群	2	
171	ウィルソン病	3	

国制度	191	ウェルナー症候群	1
	193	プラダー・ウィリ症候群	1
	210	単心室症	2
	217	エプスタイン病	1
	218	アルポート症候群	2
	220	急速進行性糸球体腎炎	11
	221	抗糸球体基底膜腎炎	1
	222	一次性ネフローゼ症候群	25
	224	紫斑病性腎炎	3
	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	6
	227	オスラー病	5
	230	肺胞低換気症候群	1
	238	ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症	2
	255	複合カルボキシラーゼ欠損症	1
	262	原発性高カイロミクロン血症	3
	263	脳髄黄色腫症	1
	266	家族性地中海熱	2
	270	慢性再発性多発性骨髄炎	4
	271	強直性脊椎炎	18
	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	1
	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1
	283	後天性赤芽球癆	6
	285	ファンコニ貧血	2
	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	3
	289	クロンカイト・カナダ症候群	2
	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	2
	296	胆道閉鎖症	1
	300	IgG4関連疾患	11
	306	好酸球性副鼻腔炎	89
	331	特発性多中心性キャッスルマン病	2
		計	3, 539

疾患名		受給者証 交付者数	
県制度	67	突発性難聴	9
	93	原発性慢性骨髄繊維症	3
	94	不応性貧血(骨髄異形成症候群)	13
		計	25

※令和6年3月31日時点で受給者証を持っている人。

### 3-7-8 難病患者在宅療養支援事業

(1) 事業目的

原因が不明で治療方針が確立されていない難病患者及びその家族に対して、訪問指導や医療相談を行うことにより、在宅療養を支援する。

(2) 根拠法令

難病特別対策推進事業実施要綱

(3) 事業実績

(ア) 訪問相談事業 (人)

	実数	延数
令和3年度	25	42
令和4年度	44	113
令和5年度	31	104

(イ) 難病等療養相談会 (人)

	回数	参加延人数
令和3年度	1	8
令和4年度	3	26
令和5年度	3	25

※令和3、4年度は会場とオンライン配信との併設開催をしており、オンラインでの参加者も参加延人数に含めている。

(ウ) 難病支援従事者研修会 (人)

	回数	参加延人数
令和3年度	0	0
令和4年度	1	15
令和5年度	2	25

(エ) 事例検討会

※令和5年度は実施なし。

### 3-7-9 原爆被爆者健康診断事業

(1) 事業目的

富山県より委譲事務となっている原爆被爆者の健康診断に関する事務のスムーズな運用を図ることを目的とする。

(2) 根拠法令

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

(3) 事業実績

(人)

健診種別	被爆者数	定期健診（上期）	希望者健診	がん健診	定期健診（下期）
令和3年度	16	1	0	0	0
令和4年度	13	1	0	0	0
令和5年度	11	0	4	0	0

### 3-8 結核対策

#### 3-8-1 結核予防事業

##### (1) 事業目的

結核予防及び結核患者に対する適正な医療の給付を行うことによって、結核が個人的、社会的に害を及ぼすことを防止し、市民の健康保持と結核の撲滅を図ることを目的とする。

##### (2) 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

##### (3) 事業実績

##### (ア) 定期結核健康診断実施状況

結核健診（一般：65歳以上）の実施状況 (人)

区分 年度	エックス線撮影						
	定期健診				精密検査（直接撮影）		
	対象者数	受診者数		受診率 (%)	対象者数	受診者数	受診率 (%)
集団 (間接撮影)		施設 (直接撮影)					
令和3年度	101,083	822	23,587	24.1	955	834	87.3
令和4年度	97,891	649	24,418	25.6	1,076	952	88.5
令和5年度	97,374	629	24,729	26.0	945	844	89.3

##### (イ) 感染症診査協議会（結核専門部会）開催状況 (件)

区分 年度	開催回数 (回)	診査・報告件数				
		就業制限 (18条)	応急入院 の報告 (19条)	入院勧告 (20条第1項)	入院期間延長 (20条第4項)	通院公費 負担 (37条の2)
令和3年度	24	16	15	15	13	90
令和4年度	22	18	18	17	14	63
令和5年度	23	17	17	16	17	77

##### (ウ) 結核対策促進事業（結核予防費補助金）

私立学校、福祉施設の設置者等が行う結核の定期健康診断に対し、その費用の3分の2を補助する。

令和5年度実績：私立学校13施設、福祉施設25施設

#### 3-8-2 結核医療費公費負担事業

##### (1) 事業目的

結核患者の医療費を公費で負担することにより、結核のまん延を防止する。

##### (2) 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

##### (3) 事業実績

##### (ア) 結核患者登録状況

(人)

区分 年次	登録者 総数	新登録者 (うち外国生まれ)	転入者	削除者	削除者の内訳					潜在性結核 感染症
					死亡		治癒	転出	その他	
					結核	その他				
令和3年	56	31 (5)	2	40	8	6	23	3	0	30
令和4年	43	29 (3)	1	43	16	9	16	1	1	22
令和5年	51	36 (9)	1	28	4	12	7	5	0	17

(イ) 年末時登録者数 (年末時総合患者分類) (人)

区分 年次	登録者 総数	活動性結核							不活動 性結核	潜在性結核感染症 (別掲)	
		総数	肺結核活動性				肺外結 核活動 性	治療中		観察中	
			総数	登録時喀痰塗抹陽性							登録時 その他
				総数	初回 治療	再 治療					
令和 3 年	56	24	16	4	4	0	12	8	22	18	2
令和 4 年	43	16	12	7	7	0	5	4	17	8	4
令和 5 年	51	21	16	8	8	0	8	5	21	9	7

(ウ) 年齢別新登録者登録状況 (件) (%)

区分 年次	計	～9 歳	10 歳～ 19 歳	20 歳～ 29 歳	30 歳～ 39 歳	40 歳～ 49 歳	50 歳～ 59 歳	60 歳～ 69 歳	70 歳～ 79 歳	80 歳～
令和 3 年	31	0(0)	1(3)	1(3)	2(6)	3(10)	0(0)	0(0)	1(3)	23(74)
令和 4 年	29	0(0)	0(0)	1(3)	1(3)	3(10)	0(0)	0(0)	5(18)	19(66)
令和 5 年	36	0(0)	0(0)	4(11)	3(8)	0(0)	4(11)	3(8)	8(22)	14(40)

(エ) 公費負担状況 (件)

年度	区分	通院患者 (37条の2)	入院勧告患者 (37条)
令和 3 年度		90	28
令和 4 年度		63	33
令和 5 年度		77	33

## 3-8-3 結核接触者健康診断

## (1) 事業目的

結核患者の家族や職場での接触者等、特に感染した可能性が高いと考えられる者について、二次感染による患者発生（集団発生）を防止するため、接触者健康診断を実施する。

また、結核再発防止のために結核登録者に対して管理検診を実施する。

## (2) 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

## (3) 事業実績

## (ア) 接触者健診

(人)

年度	区分	対象者数	受診者数						受診者数	受診率(%)	結果	
			患者家族			その他					発見患者数	潜在性結核 感染症
			保健所	医療 委託 機関	その他	保健所	医療 委託 機関	その他				
令和 3 年度		619	0	67	1	305	195	2	570	92.1	2	18
令和 4 年度		397	0	54	6	182	102	14	358	90.2	1	6
令和 5 年度		690	0	47	3	396	194	24	664	96.2	1	17

## (イ) 管理検診

(人)

年度	区分	対象者数	受診者数	受診率 (%)	検診実施機関別受診者数			受診結果		
					保健所	委託医療機関	その他	要医療	要観察	治癒・削除
令和 3 年度		84	72	85.7	0	62	10	0	44	28
令和 4 年度		60	44	73.3	0	39	5	0	35	9
令和 5 年度		48	40	83.3	0	27	13	0	29	11

## 3-8-4 地域DOTS (結核患者服薬支援)

## (1) 事業目的

全結核患者（潜在性結核感染症を含む。）に対して速やかに家庭訪問等を行い、患者や家族の不安の解消に努め、結核に関する十分な理解が得られるように保健指導等を行う。加えてDOTS（結核患者服薬支援）を行い、患者の治療を確実に成功させることにより再発による感染の拡大、耐性菌の出現を防止する。

## (2) 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

## (3) 事業実績

年度	区分	地域DOTS実施状況		
		外来DOTS	訪問DOTS	連絡確認DOTS
令和 3 年度	DOTS対象患者数 (人)	7	0	68
	実施件数 (延べ数) (回)	7	0	282
令和 4 年度	DOTS対象患者数 (人)	4	4	63
	実施件数 (延べ数) (回)	12	4	202
令和 5 年度	DOTS対象患者数 (人)	5	37	38
	実施件数 (延べ数) (回)	18	168	103

### 3-9 精神保健福祉対策

#### 3-9-1 精神保健福祉対策事業

##### (1) 事業目的

心の健康づくりを推進し、また、心の病気になっても安心して地域で自立して暮らせるよう支援する。

##### (2) 根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、自殺対策基本法、保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領、地域保健法、アルコール健康障害対策基本法、地域生活支援事業実施要綱、地域生活支援促進事業実施要綱

##### (3) 事業実績

##### (ア) 精神保健福祉相談（心の健康相談）

(件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神保健福祉相談 ・医師、保健師等による面接、電話相談、 メール相談等 随時(訪問も含む)		7, 335	9, 149	9, 716
(再掲)	精神科医師による相談 ・予約制(月2回)	41	55	40
	臨床心理士等による心の 相談・予約制(月6回)	128	83	105
	老人精神保健	376	510	230
	うつ(疑)状態	767	1,093	1,006
	自殺関連	803	1,376	1,495

##### (イ) 保健師、精神保健福祉士等による訪問指導

(件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健師、精神保健福祉士等による訪問指導		1, 325	1, 673	1, 773
(再掲)	嘱託医との同行訪問	0	0	0
	老人精神保健	66	129	54
	うつ(疑)状態	166	265	279
	自殺関連	94	150	161

##### (ウ) 精神障害者活動支援（ひだまりサロン）

年度	回数(回)	参加者数(人)	内容	スタッフ
令和3年度	8	37	参加者同士の交流 等	精神保健福祉士、 保健師、社会福祉士、 メンタルヘルスサポーター 等
令和4年度	22	66		
令和5年度	23	83		

##### (エ) 精神保健家族教室（うつ病家族教室、うつ病家族交流会）

年度	回数(回)	参加者数(人)	内容	スタッフ
令和3年度	3	28	講義 ・うつ病の理解を深めよう ・家族の関わりについて ・福祉制度・サービスに ついて	精神科医師、公認心理師、 保健師、看護師、社会福 祉士、 ラベンダーの会（うつ病 家族教室OB会） 等
令和4年度	3	51		
令和5年度	4	25		

(オ) 保健福祉サービス調整推進会議等

(保健所保健予防課、保健福祉センターが主催または参加した会議)

- 主な議事内容 ・ 処遇困難な在宅精神障害者の支援について  
 ・ 精神障害者の退院後支援について

会議参加機関： 医療機関、社会復帰施設、市関係課、保健所等

年 度	回数 (回)	参加者数 (人)
令和3年度	195	1,248
令和4年度	223	1,718
令和5年度	218	1,821

(カ) メンタルヘルスサポーター活動支援事業

年 度	依頼者数 (人)	活動回数 (回)	内 容
令和3年度	79	1,642	・ こころのサポーター活動 ・ こころの健康に関する広報、普及啓発活動 ・ 保健所事業、講演会等への協力 ・ 研修会、講演会等への参加 等
令和4年度	78	2,096	
令和5年度	78	2,410	

(キ) アルコールセミナー

年 度	回数 (回)	参加者数 (人)	内 容
令和3年度	1	37	・ 精神科医師等による講義 ・ 断酒会員（当事者、家族）による体験談 ・ 個別相談
令和4年度	2	76	
令和5年度	2	70	

(ク) 精神保健普及啓発事業

A 富山市地域精神保健福祉推進協議会の支援（令和5年度）

	回数 (回)	参加者数 (人)	内 容
地域精神保健福祉講演会	1	74	「こころの健康と脳腸相関—脳と腸の不思議な関係—」 東北大学大学院医学系研究科心療内科学 教授 福土 審 氏
心の健康づくり講座	7	354	精神科医師、精神保健福祉士、ピア・フレンズ等による講義

B 富山市精神障害者家族会等連絡会の支援（令和5年度）

	回数 (回)	参加者数 (人)	内 容
家族交流会	1	22	「地域で生活するために知っておきたい支援や制度」 講師 あすなるセンター 山本 智明 氏

C 出前講座「健康ですか、あなたの心」等

年 度	回数 (回)	参加者数 (人)	(再掲)	
			地 域	職 域
令和3年度	7	164	2回 (43人)	5回 (121人)
令和4年度	11	332	5回 (185人)	6回 (147人)
令和5年度	17	581	10回 (360人)	7回 (221人)

(ケ) 心神喪失者等医療観察法に基づく地域支援

年 度	事事件数 (件)	訪問指導(回)	ケア会議(回)	連絡調整等(回)
令和3年度	1	9	4	13
令和4年度	2	2	7	13
令和5年度	4	11	12	22

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者のうち、地域社会における処遇（通院治療）となった者に対して支援するもの。

## (コ) 精神科緊急事例への対応

(件)

区 分		年 度			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
通 報	対応 件数	一般人(22条)	2	0	5
		警察官(23条)	57	61	32
		検察官(24条)	3	1	3
		矯正施設の長(26条)	0	0	0
		病院長(26条の2)	0	0	0
		計	62	62	40
	(再掲) 措置診察実施件数	14	22	16	
	(再掲) 時間外対応件数	41	44	29	
	結果	措置入院	9	19	13
		応急入院	1	0	0
		医療保護入院	15	14	7
任意入院		3	1	1	
受診のみ		14	6	9	
その他		20	22	10	
受診 援助	対応件数		7	8	7
	(再掲) 時間外対応件数		0	0	0
	結果	医療保護入院	7	8	7
		任意入院	0	0	0
		受診のみ	0	0	0
		その他	0	0	0

## (サ) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(人)

年 度	1級	2級	3級	計
令和3年度	247	2,313	969	3,529
令和4年度	253	2,466	1,106	3,825
令和5年度	254	2,607	1,241	4,102

## (シ) 自立支援医療(精神通院)承認状況

年 度	件 数 (件)
令和3年度	5,966
令和4年度	6,309
令和5年度	6,608

## 自立支援医療(精神通院)の診断名別の状況(令和5年度)

(人)

			男	女	計
器 質 性	認 知 症	アルツハイマー病型	16	37	53
		血管性	1	4	5
	上記以外の器質性精神障害		58	38	96
精 神 作 用 物 質	アルコール		74	20	94
	覚せい剤		2	0	2
	その他		18	1	19
統合失調症、統合失調感情障害等			810	818	1,628
気分(感情)障害			1,042	1,517	2,559
神経症性障害等			294	529	823
生理的障害等			21	73	94
パーソナリティ及び行動の障害			18	28	46

精神遅滞（知的障害）	5 5	5 1	1 0 6
心理的発達障害	2 2 2	1 0 0	3 2 2
小児・青年期障害	1 0 1	1 6 1	2 6 2
てんかん	2 7 5	2 2 4	4 9 9
その他	0	0	0
合計	3, 0 0 7	3, 6 0 1	6, 6 0 8

(ス) ひきこもりサポート事業

ひきこもりの多くは、不登校などをきっかけに始まるが多いため、若年のうちに早期に必要な支援につながるよう相談窓口や支援機関の情報を発信するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等の機関が身近なネットワークを構築し、包括的な支援を推進する。

	回数 (回)	参加機関	内 容
ひきこもりネットワーク会議 (若年層対策)	1	富山市学校教育課、富山市教育委員会スクールソーシャルワーカー（7名）、富山市学校保健課、富山市こども健康課、富山市福祉政策課（2名）、保健福祉センター（7か所）	中学校卒業後に支援が途切れないよう連携システムを構築するために、スクールソーシャルワーカーと地域の支援機関との連携について検討する。
ひきこもり情報交換会（中高年対策）	1	ひきこもり家族会・支援団体（4か所）、わがまちサロン事業実施団体（4か所）、富山市福祉政策課	ひきこもり本人と家族の現状や抱える課題等を関係機関等で共有し、社会とのつながりが困難となり孤立しないよう包括的な支援を推進する。

(セ) わがまちサロン事業

ひきこもりや不登校、精神の障害を持った方が参加できる場を地域で提供する活動事業に対し、費用の一部を補助するもの。

令和5年度申請団体 7団体

3-9-2 自殺予防対策事業

(1) 事業目的

平成31年3月に策定した「富山市自殺対策総合戦略」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない富山市」の実現を目指して、関係機関・団体、企業、行政等がそれぞれの立場で協働、連携して自殺予防対策を推進するもの。

(2) 根拠法令

自殺対策基本法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、地域保健法、自殺総合対策大綱

(3) 事業実績

(ア) 自殺対策推進連絡会議の開催

医療、産業、教育等の関係機関で構成する「富山市自殺対策推進連絡会議」において、「富山市自殺対策総合戦略」に基づく施策の実施状況を報告し、本市における自殺対策の総合的な推進に向け、必要な事項を協議した。

・連絡会議 1回

(イ) 部会の開催

「富山市自殺対策総合戦略」において、対象別施策として位置づける5つの分野のうち「妊産婦」・「勤務問題」合同、「子ども・若者」、「生活困窮者」の4つの部会を開催し、それぞれの分野における実務者で施策の実施状況や課題等を共有し、「富山市自殺対策総合戦略」の推進に向け、効果的な取り組みを検討した。

部 会	回数 (回)	参加機関	協 議 内 容
妊産婦・勤務問題	1	富山市医師会、連合富山、ハッピーウーマンプロジェクト、富山労働局、富山県女性相談センター、女性就業支援センター、富山市こども福祉課	コロナ禍において深刻化した雇用問題や、DV、育児、介護疲れなどの困難な問題を抱える女性へのきめ細やかな支援体制の推進について、現状の把握と必要な取り組みを検討する。
子ども・若者	1	富山県富山南警察署、富山市民生委員児童委員協議会、富山県公認心理師協会、富山市学校教育課、富山市教育センター、富山市こども健康課、富山市八尾保健福祉センター	「子どもがSOSを出しやすい仕組みや体制づくり」等について、各機関の実施状況を共有するとともに、効果的な取り組みについて検討する。
生活困窮者	1	富山公共職業安定所、富山県精神保健福祉士協会、富山市社会福祉協議会、富山市福祉政策課、富山市生活支援課、富山市南保健福祉センター	新型コロナウイルス感染症の影響、経済状況の変化等への対応等について共通理解をはかり、生活困窮者が適切な支援を受けられるよう、包括的な支援体制の推進について検討する。

(ウ) 相談支援事業

自殺に関する相談件数

(件)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
実件数		52	(4)	51	(5)	43	(5)
延件数		803	(4)	1,376	(5)	1,495	(5)
内 訳	電話相談 (メール含む)	649	(1)	1,174	(0)	1,286	(0)
	訪問	94	(0)	150	(0)	161	(0)
	来所相談	60	(3)	52	(5)	48	(5)

( )再掲 精神科医師

(エ) 人材養成事業

A ゲートキーパーの養成

悩んでいる人に気づき、声をかけ、必要な専門機関につなぐ身近なゲートキーパーの役割を担う人材として介護支援専門員や警察官等を対象に研修を行った。

(A) 一般市民を対象に養成 (初級研修)

- ・内容 講義 「富山市の自殺対策・ゲートキーパーとは」「声かけのロールプレイ」  
講師 富山市保健所保健予防課職員
- ・参加者数 48人

(B) 富山市介護支援専門員協会を対象に養成

- ・内容 講義 『『あなた』を大切に』『わたし』も大切に  
～聞き上手になるコツとストレス対処法の話』  
講師 小杉南地域包括支援センター  
公認心理師・認定社会福祉士 竹林 久留美 氏
- ・参加者数 31人 27事業所

(C) 富山県理容生活衛生同業組合富山連絡協議会を対象に養成

- ・内容 講義 「誰も自殺に追い込まれることのない富山市の実現を目指して」  
講師 富山市保健所保健予防課職員
- ・参加者数 32人

(D) 富山県薬剤師会を対象に養成

- ・内容 講義「富山市における自殺予防対策について」、「働く世代の睡眠について」  
講師 富山市保健所保健予防課職員、  
竹内スリープメンタルクリニック 院長 竹内 正志 氏
- ・参加者数 197人（サテライト189人）

(E) 富山県森林組合連合会を対象に養成

- ・内容 講義「富山市の自殺予防対策、ゲートキーパーについて」  
「ゲートキーパーとしての支援とセルフケア」  
講師 富山市保健所保健予防課職員、  
富山国際大学子ども育成学部 准教授 大平 泰子 氏
- ・参加者数 38人

(F) 警察官を対象に養成

- ・内容 講義「自殺の現状とゲートキーパーについて」「メンタルヘルスの基礎知識」  
講師 富山市保健所保健予防課職員、  
呉陽病院 院長 小林 寿夫 氏
- ・参加者数 12人

B レベルアップ研修

これまでに実施した「ゲートキーパー養成研修」修了者を対象に、気づきを高め、必要な機関につなぐ役割を担えるゲートキーパーの養成を行った。

- ・内容 講義「アフターコロナの自殺対策を考える  
：地域の持続可能な幸福を目指して」  
講師 富山大学 学術研究部 助教 立瀬 剛志 氏
- ・参加者数 40人
- ・内容 講義「相談場面での上手な声のかけ方、話の聴き方」  
講師 公認心理師 高野 利明 氏
- ・参加者数 47人

(オ) 普及啓発事業

A 広報とやま・ホームページなどでの広報

(A) 広報への掲載

国が定める9月の「自殺予防週間」や3月の「自殺対策強化月間」に合わせ、ゲートキーパーや精神科医などによるこころの相談、ハートSOSダイヤルについての記事等を広報とやまに掲載した。

(B) ホームページへの掲載

富山市ホームページに、平成31年3月に策定した「富山市自殺対策総合戦略」を掲載し、自殺の現状や自殺対策に関する事業についても紹介した。また、年間を通して、心の健康づくりに関する内容や相談窓口に関する情報などを掲載した。

(C) 自殺予防啓発パンフレットの作成・配布

相談窓口を掲載した「相談窓口紹介ガイド」を作成し、地域の関係団体や関係機関等に配布した。

(D) フェイスブック等への掲載

ゲートキーパー養成研修会等について掲載した。

(E) デジタルサイネージでの掲示

富山市内を走るコミュニティバス（まいどはやバス）内で、こころの健康に関する情報をデジタルサイネージで掲示した。

B 自殺予防キャンペーン

富山市メンタルヘルスサポーター連絡会と富山市民生委員児童委員協議会が合同で、国が定める3月の「自殺対策強化月間」に、自殺予防に関するパンフレットを市内7か所のショッピングセンター等で配布した。また、10月には市ファミリーパークで来場者にパンフレットを配布した。

C 地域ぐるみの心の健康づくり

地域住民一人ひとりが心の健康問題の重要性を認識し、また、誰もが安心して生活できる地域づくりを目指すため、八尾地域と婦中地域において、地域の関係団体や関係機関で構成された実行委員会を中心に、地域の特性に応じた心の健康づくり活動に取り組んだ。

令和5年度は、心の健康づくりに関する講演会の開催や小学生を対象にした学童期からの心の健康づくり標語の募集、心の健康づくりのつどい等を実施した。

(カ) 若年層対策事業

A 若年層の心の相談

若年層の心の相談に対応するため専用の相談日を設け、精神科医師による相談(月1回)、公認心理師等による心の相談(月2回)を市役所、保健所、保健福祉センター等において実施した。

	相談件数	内訳			
		10歳代	20歳代	30歳代	その他
若年層のための心の相談(精神科医師)	16	5	7	4	0
若年層のこころの出張相談(公認心理師等)	23	7	11	3	2

B ゲートキーパーの養成

悩んでいる人に気づき、声をかけ、必要な専門機関につなぐ身近なゲートキーパーの役割を担う人材として助産師や学生、支援者等を対象に研修を行った。

(A) 富山県助産師会を対象に養成

- ・内容 講義「富山市自殺予防対策」「新生児訪問におけるEPDS高値の方への対応」「支える人も支えられる人も元気になるコミュニケーション」  
講師 富山市保健所保健予防課職員、寺井助産院 院長 寺井 妙子氏、川田クリニック 公認心理師・臨床心理士 石黒 美幸 氏
- ・参加者数 36人

(B) 若者を対象に養成  
(専門学校)

- ・内容 講義「誰も自殺に追い込まれることのない富山市の実現を目指して」「身近な人に寄り添うゲートキーパーになろう」  
講師 保健所保健予防課職員、竹内スリープメンタルクリニック 公認心理師 貫井 慎也 氏
- ・参加者数 17人

(看護専門学校)

- ・内容 講義「SOSの受け止め方をまなぶ—看護師のための自殺予防入門—」  
講師 富山大学 学術研究部 講師 飯島 有哉 氏
- ・参加者数 38人

(C) 若者の支援者を対象に養成  
(教員)

- ・内容 講義「誰も自殺に追い込まれることのない富山市の実現を目指して」「身近な人に寄り添うゲートキーパーになろう」  
講師 保健所保健予防課職員、竹内スリープメンタルクリニック 公認心理師 貫井 慎也 氏
- ・参加者数 16人

- ・内容 講義「富山市の自殺の現状について」「ゲートキーパー研修～先生方が出来ること～」  
講師 富山市保健所保健予防課職員、  
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター  
小児科部長（児童精神）兼精神科部長  
森 昭憲 氏
- ・参加者数 46人
- ・内容 講義「富山市の自殺の現状について」  
「ゲートキーパー養成研修～生徒のSOSに気付き・受け止め・つなぐ」  
講師 富山市保健所保健予防課職員、  
富山大学 学術研究部 講師 飯島 有哉 氏
- ・参加者数 17人

#### C 心の健康に関する普及啓発

若年層のメンタルヘルス対策を推進するため、大学等においてキャンペーンを実施し、啓発物品の配布を行った。

##### (A) 大学祭（10月）

- ・配布数 1,000部
- ・配布場所 富山大学（杉谷キャンパス）、富山国際大学（呉羽キャンパス）、  
富山短期大学

##### (B) 小学生から高校生及びその保護者（7～9月の夏休み前後）

- ・配布数 2,500部
- ・配布場所 身近な地域

##### (キ) 自殺未遂者フォローアップ事業

入院した自殺未遂者に対し本人の同意を得て、入院中から退院後の生活支援について、病院と定期的に会議を開くなど継続的な支援を行っている。平成24年度から事業を開始し、市内の入院病床を有する精神科病院と連携している。

##### (ク) かかりつけ医と精神科医の連携強化

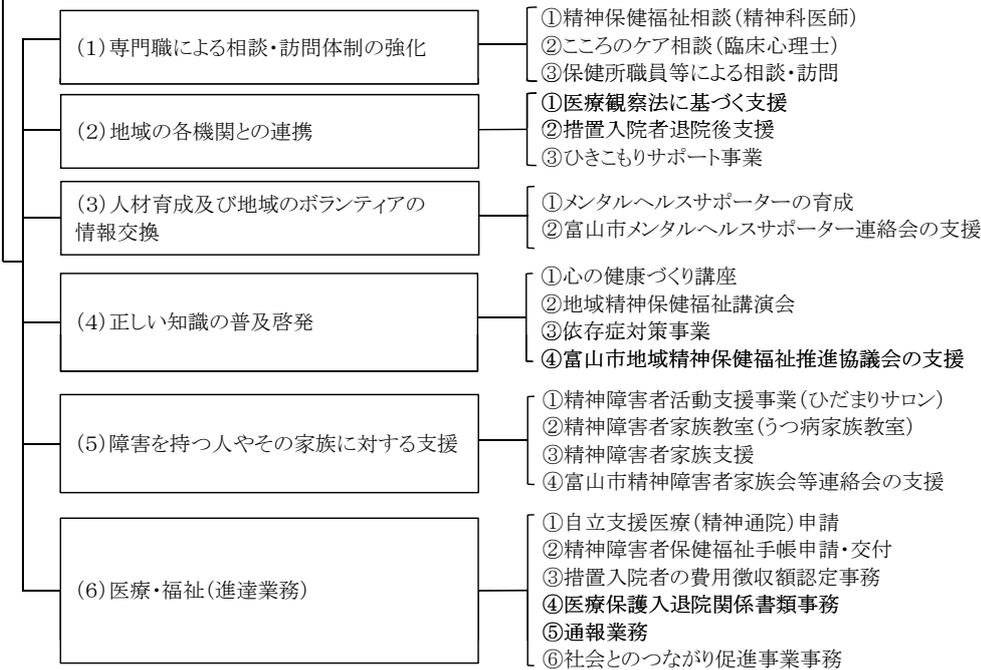
うつ状態にある人の早期発見、早期治療を図るため、かかりつけ医と精神科医の連携に関するマニュアルの利用を平成24年度より開始した。

令和5年度は、かかりつけ医と精神科医の連携強化、今後の取り組み等について検討した。

精神保健福祉対策事業体系(令和5年度)

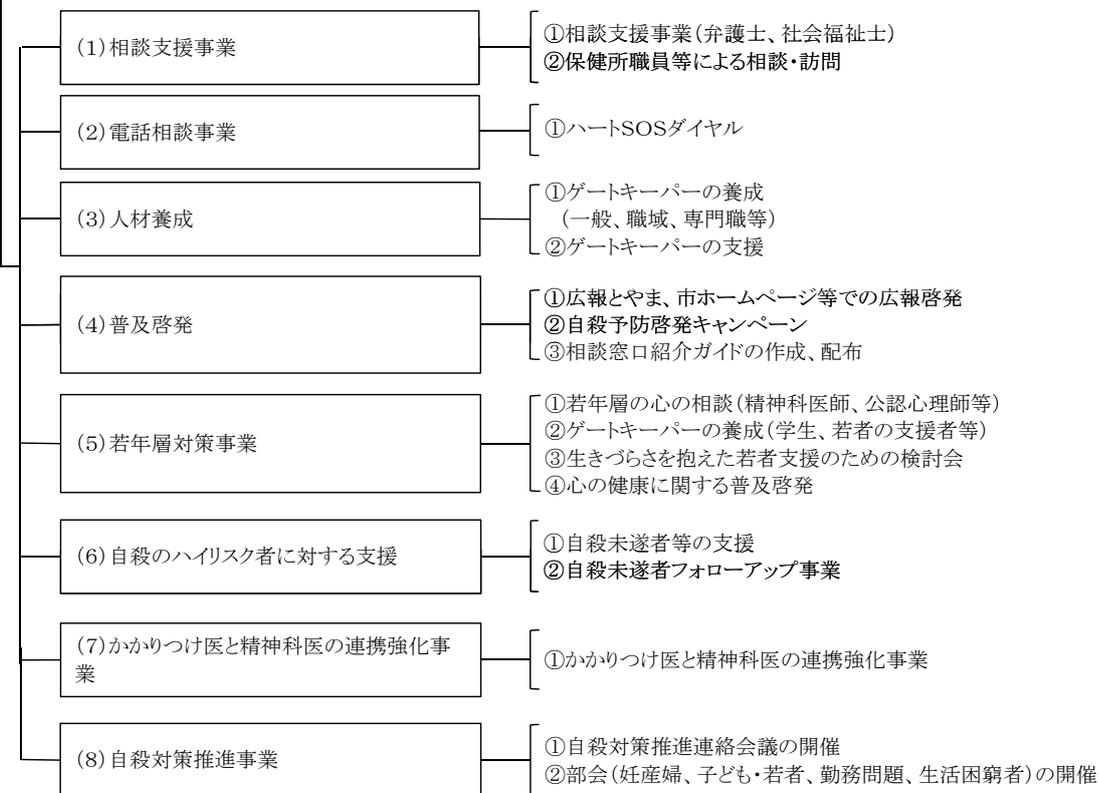
精神保健福祉対策事業

目的:心の健康づくりを推進し、また、心の病気になっても誰もが安心して地域で自立して暮らせるよう支援する。



自殺予防対策事業

目的:保健、医療、福祉、教育、産業等が連携し、市民の心の健康に関する意識を高め、総合的に自殺予防を推進する。



## 3-10 衛生検査

### 3-10-1 食品衛生監視指導事業

#### (1) 事業目的

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する。

#### (2) 根拠法令

食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

食品衛生法の改正

令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行された。この改正により、これまでの許可業種の分類が見直され、34業種から32業種に再編された。また、届出制度が創設され、これまでの乳類販売業などの許可を要する営業（許可業種）の一部は、届出を要する営業（届出業種）として整理された。改正法施行後に交付された許可は、改正法による許可（新法許可）として、従来の許可（旧法許可）と区別される。すべての旧法許可が有効期限を迎えることで、新法許可への移行が完了となる。

#### (3) 事業実績

##### (ア) 食品衛生監視指導

富山市食品衛生監視指導計画に基づき、大規模製造業等を中心とした重点監視対象施設の監視指導を行うとともに、食品の収去等を実施し、食品の安全性の確保に努めた。

##### (イ) 食中毒予防対策

食中毒の発生を未然に防止するため、大規模製造施設等を中心とした重点監視対象施設の監視指導を行った。

また、ノロウイルスによる食中毒、食肉の生食による食中毒、自然毒による食中毒、アニサキス等の寄生虫による食中毒の予防対策について、啓発や指導を行った。

##### (ウ) 不良食品の防止対策

食品の安全性を確保するため、食品・添加物の成分規格等の細菌検査及び理化学検査を実施し、違反食品の取締り及び指導を行った。

##### (エ) 衛生教育

食品関係営業者に対しては、食品衛生責任者養成講習会および研修会を実施した。

また、営業者が自主的に実施する講習会への講師派遣を行った。

消費者に対しては、食品衛生月間、出前講座等を中心に食中毒防止等の衛生思想の普及啓発を行った。

##### (オ) 市場の監視指導

富山市公設地方卸売市場の監視を行った。

##### (カ) 富山市食品衛生協会との連携

食品衛生の向上を図るためには業界の協力が極めて重要であり、協会役員及び食品衛生指導員と密接な連携のもと、営業者による自主管理体制の確立・充実に努めた。

##### (キ) 食品に関する情報提供の実施

広報とやま、ホームページ等に家庭でできる衛生対策を掲載し、市民に対して啓発や注意喚起を行った。

また、事業者が自主回収（リコール）を行う場合、リコール情報を行政に届け出ることが義務化されたことから、事業者へ適切な対応について指導を行い、食品による健康被害の発生防止に努めた。

## A 食品関係営業施設数（旧法許可）

（単位：施設）

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
飲食店営業	一般食堂・レストラン		1,269	966	690
	仕出し屋・弁当屋		351	240	189
	旅館		97	71	50
	その他		2,169	1,579	1,294
	小計		3,886	2,856	2,223
菓子（パンを含む。）製造業			482	342	260
	乳処理業		4	1	1
特別牛乳さく取処理業			0	0	0
	乳製品製造業		4	2	2
集乳業			1	0	0
	魚介類販売業		193	133	202
魚介類せり売業			3	0	0
	魚肉ねり製品製造業		6	5	2
食品の冷凍又は冷蔵業			10	8	7
	かん詰又はびん詰食品製造業		3	2	2
喫茶店営業			85	68	130
	あん類製造業		4	3	2
アイスクリーム類製造業			58	40	32
	食肉処理業		13	12	10
食肉販売業			117	60	155
	食肉製品製造業		7	6	6
乳酸菌飲料製造業			1	1	0
	食用油脂製造業		3	2	1
マーガリン又はショートニング製造業			0	0	0
	みそ製造業		21	12	8
醤油製造業			4	2	1
	ソース類製造業		3	2	1
酒類製造業			5	4	4
	豆腐製造業		14	13	12
納豆製造業			1	1	1
	めん類製造業		24	19	15
そうざい製造業			118	90	74
	添加物製造業		11	9	7
食品の放射線照射業			0	0	0
	清涼飲料水製造業		18	14	12
氷雪製造業			5	3	2
	計		5,104	3,710	3,172

## B 食品関係営業施設数（新法許可）

（単位：施設）

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
許可を要する施設	飲食店営業		533	1,649	2,128
	調理自販機営業		3	8	10
	食肉販売業		15	69	73
	魚介類販売業		18	74	86
	魚介類競り売り営業		0	3	3
	集乳業		0	1	1
	乳処理業		0	3	3
	特別牛乳搾取処理業		0	0	0
	食肉処理業		0	0	2
	食品の放射線照射業		0	0	0
	菓子製造業		85	250	333
	アイスクリーム類製造業		3	14	18
	乳製品製造業		0	1	2
	清涼飲料水製造業		2	7	9
	食肉製品製造業		2	3	3
	水産製品製造業		2	8	16
	氷雪製造業		0	1	1
	液卵製造業		0	0	1
	食用油脂製造業		0	2	3
	みそ又はしょうゆ製造業		5	11	12
	酒類製造業		4	5	7
	豆腐製造業		2	3	5
	納豆製造業		0	0	0
	麺類製造業		5	9	11
	そうざい製造業		13	48	76
	複合型そうざい製造業		0	0	0
	冷凍食品製造業		2	2	3
	複合型冷凍食品製造業		0	2	2
	漬物製造業		6	10	16
	密封包装食品製造業		0	1	1
	食品の小分け業		0	1	3
	添加物製造業		2	5	6
	計		702	2,190	2,834

C 届出施設数

(単位：施設)

区 分	年 度	令和5年度
旧許可業種であ った営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	65
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	67
	乳 類 販 売 業	211
	氷 雪 販 売 業	1
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	446
販 売 業	弁 当 販 売 業	14
	野 菜 果 物 販 売 業	61
	米 穀 類 販 売 業	27
	通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売 に よ る 販 売 業	9
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	114
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー	128
	自 動 販 売 機 に よ る 販 売 業 (5 コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	359
そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	263	
製 造 ・ 加 工 業	添 加 物 製 造 ・ 加 工 業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	5
	い わ ゆ る 健 康 食 品 の 製 造 ・ 加 工 業	32
	コ ー ヒ ー 製 造 ・ 加 工 業 ( 飲 料 の 製 造 を 除 く 。 )	28
	農 産 保 存 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	43
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業	4
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	2
	精 穀 ・ 製 粉 業	5
	製 茶 業	9
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	6
	卵 選 別 包 装 業	2
	そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	36
上記以外のもの (改正法による 改正後の法第68 条第3項におい て準用されるも のを含む。)	行 商	13
	集 団 給 食 施 設	219
	器 具 、 容 器 包 装 の 製 造 ・ 加 工 業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	18
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0
	そ の 他	20
計		2,207

D 食品衛生営業許可及び監視指導状況

(単位：件)

年度	区 分 種 別		営業施設数 (施設)	許 可 件 数		廃 業	監視件数	処 分 件 数		
				継 続	新 規			許可取消 営業 禁停止	施設 改善命令	廃棄 又は 措置命令
令和3年度	許 可 営 業	飲食店 (喫茶含む)	4,507	167	652	614	1,626	1		
		製 造 業	953	33	147	45	675	2*		
		販 売 業	346	27	44	145	324			
		小 計	5,806	227	843	804	2,625	3		
	非許可営業等	2,298				279				
	計	8,104	227	843	804	2,904	3			
令和4年度	許 可 営 業	飲 食 店	4,581	262	579	360	1,575			
		製 造 業	980	65	134	66	609			
		販 売 業	339	22	43	19	232			
		小 計	5,900	349	756	445	2,416			
	届出施設	2,369				93				
	計	8,269	349	756	445	2,509				
令和5年度	許 可 営 業	飲 食 店	4,351	270	582	319	1,381			
		製 造 業	1,139	66	154	99	563			
		販 売 業	516	17	31	48	147			
		小 計	6,006	353	767	466	2,091			
	届出施設	2,207				128	1			
	計	8,213	353	767	466	2,219				

※ 食中毒の発生により行政処分した営業許可施設が、2種の営業許可を有していた

E リコール発生状況

(単位：件)

区 分 年 度	総 数	食品衛生法 規格基準違反	食品表示法違反
令和 5 年度	6	4	2

F 食中毒等発生状況

(A) 食中毒の発生状況

(単位：人)

発生 年月日	発生 場所	摂食 者数	患者 数	死者 数	原因食品	病因物質	血清型等	原因 施設	摂取 場所
令和3年 5.10	富山市	9	2	0	モミジガサの おひたし (トリカブト)	植物性自然毒	アコニチン系 アルカロイド	飲食店 (めん類)	飲食店
令和3年 6.15	富山市	6243	1896	0	牛乳	病原性大腸菌 (疑い)	OgGp9:H18	製造所	学校等
令和4年 2.14	富山市	50	1	0	シメサバ	アニサキス	A. simplex	飲食店	飲食店
令和4年 8.19	富山市	1	1	0	シメサバ	アニサキス	A. simplex	飲食店	飲食店
令和5年 6.26	富山市	20	1	0	刺身(ブリ、 ヒラマサ)	アニサキス	A. simplex	飲食店	飲食店
令和5年 8.14	富山市	13	1	0	刺身 シメサバ	アニサキス	A. simplex	飲食店	飲食店
令和5年 12.31	富山市	22	1	0	刺身、寿司	アニサキス	A. simplex	飲食店	飲食店

(B) 病因物質別の食中毒の発生状況

区 分 年 度	発 生 件 数 (件)	患者数 (人)	病 因 物 質 別 の 発 生 件 数 (件)						食中毒 注意報 発令回数 (回)
			腸炎 ビブリオ	サルモネラ	ノロウイルス	病原 大腸菌	自然毒	その他	
令和 3 年	2	1898	—	—	—	1	1	—	1
令和 4 年	2	2	—	—	—	—	—	2	1
令和 5 年	3	3	—	—	—	—	—	3	1

## G. 食品の試験検査状況

## 1 細菌検査

(令和5年度)

	検体数			検査項目								
	収去	依頼	合計	成分規格	生菌数	大腸菌群	大腸菌	サルモネラ	0157等	黄色ブドウ球菌	その他	合計
牛乳 乳飲料	(3) 61		(3) 61	122								122
乳酸菌飲料 発酵乳	2		2	4								4
アイスクリーム類 氷菓	17		17	34				15	90			139
清涼飲料水	10		10	10								10
氷雪	2		2	4								4
食肉製品	9		9	27					54			81
魚介類	16		16	18				16	96			130
魚肉ねり 製品	6		6	6				6	36			48
穀類・果実野 菜(水煮)												
冷凍食品	8		8	16				8	48			72
トト食品												
弁当 そう菜類	67		67		67		67	67	402	67		670
洋生菓子 他の菓子類	12		12		12	12				12		36
漬物類												
めん類	14		14		14		14			14		42
生食用肉 卵・食肉	6		6					6			12	18
味噌・醤油 ソース類												
魚介類 加工品												
給食食材 検食	22		22					22	132			154
ふきとり	5		5						5			5
その他 (豆腐等)	10	2	12		6	1	5	1	3	5	5	26
合計	(3) 267	2	(3) 269	241	99	13	86	141	866	98	17	1,561

( ) は不適数再掲

## 2 理化学検査

(令和5年度)

	検 体 数			検 査 項 目												
	収去	依頼	合計	成分規格	保存料	甘味料	着色料	酸化防止剤	漂白剤	防ばい剤	品質保持剤	P C B	総水銀	有機スズ化合物	その他	合計
牛乳 乳飲料	48		48	192								1			12	205
乳酸菌飲料 発酵乳	2		2	2												2
アイスクリーム類 氷菓	17		17	20		2									10	32
清涼飲料水	10		10	40	20	5										65
食肉製品	9		9	9	36	9										54
魚介類	7		7									7	7	7		21
魚肉ねり 製品	6		6		24	6	2									32
穀類・果実野菜 (水煮)	23		23	3,107						24						3,131
弁当 そう菜類																
洋生菓子 他の菓子類																
漬物類	4		4		16	4										20
めん類	14		14								14					14
生食用肉 卵・食肉	9		9	207												207
味噌・醤油 ソース類	8		8		32	8										40
魚介類 加工品	5		5		20	5		10								35
その他 (生あん)	(1) 1		(1) 1	1					1							2
合計	(1) 163		(1) 163	3,578	148	39	2	10	1	24	14	8	7	7	22	3,860

( ) は不適数再掲

## H 簡易検査

市内の集団給食施設（学校、病院、社会福祉施設、事業所等）については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）及び「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年6月30日付け衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）に基づき、監視を行った。

（単位：施設）

	監視施設数	使用水の検査数	A T P 測定数
令和 3 年度	5 4	3	2
令和 4 年度	5 4	1	3
令和 5 年度	6 1	2	7 1

## I 食中毒菌（腸管出血性大腸菌等）調査状況

(単位：検体)

年 度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	検体数	検査結果	検体数	検査結果	検体数	検査結果
アイスクリーム類	6	陰性	5	大腸菌群1	17	陰性
食 肉 製 品	7	陰性	9	陰性	9	陰性
冷 凍 食 品	6	陰性	8	陰性	8	大腸菌1
魚 肉 ね り 製 品	4	陰性	6	陰性	6	陰性
弁 当 類	42	大腸菌1, 生菌数1 黄色ブドウ球菌1	65	陰性	71	陰性
検 食	9	陰性	22	陰性	22	陰性
鮮 魚 ( 生 )	15	陰性	16	陰性	16	陰性
野 菜	9	陰性	8	陰性	0	陰性
食 肉 ・ 卵	8	カビバクテ-1	9	陰性	9	陰性

## J 衛生教育

(単位：人)

年 度	開催回数 (回)	参 加 人 数	参 加 者 の 内 訳	
			食 品 関 係 営 業 従 事 者 等	食 品 衛 生 責 任 者 養 成 講 習 ・ 研 修 会
令和3年度	25	1,746	203	1,543
令和4年度	33	1,751	329	1,422
令和5年度	38	1,725	358	1,367

## K 食品検査件数の推移

(単位：項目)

年度	区分	理化学検査	細菌検査	合 計
令和3年度		4,048	1,333	5,381
令和4年度		3,768	1,790	5,558
令和5年度		3,860	1,561	5,421

3-10-2 家庭用品衛生監視指導事業

(1) 事業目的

家庭用品の製造業・販売業の監視指導を行うとともに、指定有害物質の試験検査を行い、被害の発生防止に努める。

(2) 根拠法令

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

(3) 事業実績

(ア) 家庭用品の製造施設

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」で規制対象とされている家庭用品について、市内の販売店で販売されているものを買上げ、検査を実施した。

(イ) 家庭用品の試験検査状況（令和5年度）

(単位：検体)

検 体 名	検 体 数	不 適 検 体 数	検 査 延 数 ( 項 目 )	検 査 内 容													
				ホルムアルデヒド			塩 化 水 素 ・ 硫 酸	水 酸 化 ナ ト リ ウ ム	水 酸 化 カ リ ウ ム	デ イ ル ド リ ン	メ タ ノ ール	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	容 器 試 験			
				生 の 後 24 月 以 内	生 を 除 く も の 後 24 月 以 内	計											
織 維 製 品	お し め	0	0	0													
	手 袋	1	0	2	1		1			1							
	よ だ れ か け	1	0	1	1		1										
	下 着	5	0	6	1	4	5			1							
	寝 衣	1	0	2	1		1			1							
	外 衣	0	0	0													
	く つ 下	2	0	4	1	1	2			2							
	中 衣	0	0	0													
家 化 学 製 品	家 庭 用 エ ア ゾ ル 製 品	2	0	2								2					
	住 宅 用 洗 浄 剤	2	0	2					1							1	
	家 庭 用 洗 浄 剤	3	0	8						1			3	3		1	
計		17	0	27	5	5	10	1	1	5	2	3	3			2	

(ウ) 検査件数の推移

(単位：項目)

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭用品検査		27	27	27

### 3-10-3 生活衛生監視指導事業

#### (1) 事業目的

生活衛生営業施設に対する許可等事務及び監視指導

生活環境保全施設等に対する許可等事務及び監視指導

飲料水の安全確保のための相談及び指導

#### (2) 根拠法規等

旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、浄化槽法、化製場等に関する法律、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、温泉法、調理師法、製菓衛生師法、遊泳用プールの衛生基準

#### (3) 事業実績

##### (ア) 生活衛生営業

旅館業、興行場、公衆浴場、理容業、美容業、クリーニング業の生活衛生営業施設は、市民の日常生活に極めて深い関係のある営業のため、公衆衛生の向上及び増進、並びに生活の安定に寄与することが必要である。そのため、それらの営業の適正化による衛生水準の維持向上及び営業者の自主的衛生管理の向上を図り、あわせて利用者を保護するため、許可等事務及び監視指導を行なっている。

生活衛生関係営業許可施設数及び監視状況

(単位：施設)

区分	年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数
旅館		181	63	176	68	184	38
興行場		10	1	10	1	11	1
公衆浴場		101	43	100	37	99	43
理容所		388	20	388	35	384	43
美容所		981	95	1,013	101	1,048	115
クリーニング所		79	29	76	21	72	16
クリーニング取次店		182	5	175	2	176	1

## (イ) 浄化槽

公共用水域等の水質の保全及び生活環境の保全、並びに公衆衛生の向上の見地から、し尿及び雑排水の適正な処理を図るのを目的として、浄化槽の適正管理の指導を行っている。

浄化槽の管理については、浄化槽保守点検業者による定期点検や、浄化槽清掃業者によるし尿の汲み取り及び法定検査が義務付けられている。これらの業務は、登録された浄化槽保守点検業者や許可された浄化槽清掃業者が行っている。また、法定検査については、公益社団法人富山県浄化槽協会が行っている。

### 浄化槽設置基数

(単位：基)

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
浄化槽	6,684	6,276	6,060

### 浄化槽保守点検業者数

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
浄化槽保守点検業者数	46	45	43
立入検査件数	26	10	0

### 浄化槽清掃業者数

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
浄化槽清掃業者数	9	9	9
立入検査件数	7	2	7

## (ウ) 化製場

化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置について、その構造設備が公衆衛生上必要な基準に適合しているか指導を行っている。

### 化製場等施設数

(単位：施設)

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
化製場等	8	8	8

## (エ) 水 道

水道には、市で行っている水道事業のほか、簡易水道、専用水道、簡易専用水道がある。当課では、専用水道と簡易専用水道について、安全な水質の確保を図り、公衆衛生の向上と生活環境の保全の見地から適正管理の指導を行っている。

### 水道施設数

(単位：施設)

区 分 \ 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
専 用 水 道	63	63	65
簡易専用水道	498	459	461
計	561	522	526

## (オ) 建築物環境衛生

百貨店や事務所などの用途で、延べ床面積が3,000平方メートル以上（大学や高等学校などの学校は延べ床面積が8,000平方メートル以上）の建築物が特定建築物に該当する。

特定建築物においては、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫の防除など環境衛生上良好な状態を維持するために必要な措置についての基準に従って、建築物の環境衛生上の維持管理の状況について監視指導を行っている。

### 特定建築物の施設数及び監視状況

区 分 \ 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施 設 数	220	221	218
監視施設数	18	18	18
報告施設数	172	170	177

## (カ) 温 泉

貴重な地下資源である温泉を保護して適正に利用するため、温泉法の規定により、公共の浴用又は飲用に供する場合の基準や衛生上の措置について指導を行っている。

温泉利用施設

区 分 \ 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
許 可 件 数	362	357	361
施 設 数	68	67	64

(キ) 遊泳用プール

多人数が利用する遊泳用プールにおける衛生水準を確保する観点から、プールの管理者等に対して水質基準、施設基準及び維持管理基準の指導を行っている。

遊泳用プールの施設数

区 分 \ 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施 設 数	18	18	18

3-10-4 予防衛生検査事業

(1) 事業目的

保健所に依頼のあった臨床検査を行い、感染症などのまん延を防止する。

(2) 根拠法令

地域保健法

(3) 事業実績

(ア) 事業別検査件数（令和5年度）

(単位：項目)

事業名	対象者	細菌検査	ウイルス検査	一般検査	免疫学的検査	合計
感染症予防 赤痢・O157等	一般住民	21,090	5			21,095
結核予防	一般住民				221	221
エイズ等対策	一般住民				20	20
母子保健 三歳児検診	三歳児			1,336		1,336
予防衛生検査	一般住民	369				369
	事業所	2,213				2,213
食品衛生指導	一般住民	338	109			447
その他 (自らの調査等)						0
合計		24,010	114	1,336	241	25,701

(イ) 検査項目別件数

A 微生物学的検査件数（令和5年度）

(単位：項目)

項目			件数	項目			件数	
無 料	腸 内 細 菌	給食従事者	保育所	17,608	有 料	腸内細菌	食品関係従事者	369
		給食従事者	公立学校	2,802		給食施設従事者	636	
			社会福祉施設	347		水道給水従事者	1,208	
	腸内細菌	その他	255	腸内細菌	一般住民	369		
		感染症関係	78	ウイルス	事業所	0		
		食中毒関係	338	ウイルス	一般住民	0		
	ウイルス（行政検査）			114	合計			24,124

B 感染症（疑）検査件数（検体数）（令和5年度）

（単位：検体）

感染症名	腸管出血性大腸菌				細菌性 赤痢	パラ チフス	コレラ	(ノロ) ウイルス	合計
	0157	026	0111	その他					
事件数 (件)	10	2		6				1	19
検 体 名	菌 株	9(9)	1(1)		5(4)				15(14)
	便	44(5)	7		27(4)			5(4)	83(13)
	食品・食材								0
	水・その他								0

( ) 内は陽性件数再掲

C 食中毒（疑）・食品苦情検査件数（令和5年度）

	菌 株	便・吐物等	食品・食材	ふき取り	水・その他	合計	事件数 (件)
検体数		54	5	5	8	72	12
項目数		363	5	5	8	381	

D その他の臨床検査件数（令和5年度）

項 目		検 体 数	項 目			検 体 数
尿 検 査	蛋 白	668	検 査 的 免 疫 学 的	H I V	20	
	糖	668		Q F T	221	
	そ の 他		合 計	1,577		

(ウ) 検査件数の推移

（単位：項目）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
微生物学的検査	34,224	27,210	24,124
その他の臨床検査	1,647	1,511	1,577
合計	35,871	28,721	25,701

3-10-5 生活衛生検査事業

(1) 事業目的

井戸水等を適正な維持管理のもとに、安全な飲料水として確保するため、飲料水等の水質検査を実施する。

(2) 根拠法令

水道法、食品衛生法、水質基準に関する省令

(3) 事業実績

(ア) 生活衛生検査 (令和5年度)

検査区分			対象者	依頼・収去	細菌検査		理化学検査	
					検体数	不適再掲	検体数	不適再掲
飲料水	水道水	一般12項目	住民等	依頼 収去				
		その他の項目	住民等	依頼 収去				
	井戸水等	一般12項目	住民等	依頼 収去	4		52	
		その他の項目	住民等	依頼 収去			2	
	簡易専用水道	事業所	依頼 収去					
	その他	住民等	依頼					
	合計				4		54	

(イ) 生活衛生監視指導 (令和5年度)

検査区分		対象者	依頼 収去	細菌検査				理化学検査	
				大腸菌(群)・一般細菌		レジオネラ属菌		検体数	不適再掲
				検体数	不適再掲	検体数	不適再掲		
公衆浴場等	原水・原湯	営業者	依頼 収去						
	上り用水	営業者	依頼 収去			4			
	浴槽水	営業者	依頼 収去			22	12		
家庭風呂	浴槽水	住民	依頼 収去						
社会福祉 施設等	上り用水	設置者	依頼 収去			2			
	浴槽水	設置者	依頼 収去	2		5	1	2	
クーリングタワー冷却水		設置者	依頼 収去						
その他の水			依頼 収去	1		1		1	
合計				3		35	13	3	

(ウ) 検査件数の推移

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
飲料水等の検査	細菌検査	9	4	4
	理化学検査	51	55	54
利用水等の検査	細菌検査	33	30	38
	理化学検査	3	3	3
合 計		96	92	99

3-10-6 狂犬病予防・動物愛護管理

(1) 事業目的

犬の登録と狂犬病予防注射の徹底を図り、所有権を放棄された犬の引取りや野犬捕獲に努めるとともに、飼い主への適正飼育を啓発し咬傷事故や迷惑、苦情等動物による危害防止に努める。また、動物愛護思想啓蒙に努める。

(2) 根拠法令

狂犬病予防法、富山県犬の危害防止条例、動物の愛護及び管理に関する法律

(3) 事業実績

(ア) 登録及び狂犬病予防注射

犬の登録は、保健所以外に行政サービスセンターにおいても実施している。狂犬病予防注射は、例年4月に市内14カ所の会場を設け実施している（集合注射）ほか、動物病院で行う個別注射により実施している。

(イ) 苦情処理

犬の苦情は、騒音（鳴き声）に関するものが多く、放し飼いに関するものについては、捕獲車で巡回捕獲に加え、飼い主に対し飼養管理の指導を徹底した。また、引取犬、捕獲犬については、動物愛護の気風の高まりもあり、犬の里親希望者に積極的に譲渡を行っている。

その他の苦情としては、係留して散歩をしない等の飼養モラルの低下に伴う苦情も増加している。

猫の苦情は、糞害等の衛生管理が最も多くなっている。

(ウ) 咬傷事故

咬傷事故では、飼い主に対する咬傷届を提出するように義務づけ、加害犬については、狂犬病の検診を実施している。

その後、加害犬の飼い主には必要に応じて、事故の再発防止を中心に正しい飼い方を指導している。

(エ) 動物愛護管理

平成17年度に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、動物の適正な取扱いを確保するため、動物取扱業の登録事務を行っている。また、飼い主のモラルの向上を図り、ペットを最後まで飼養するよう促すために、平成21年10月1日から、飼い主からの犬・ねこの引取について有料化を実施した。

(オ) 負傷動物の治療委託

動物愛護の観点から、市民の皆さんが発見された飼い主のわからない負傷動物（例えば道路や公園などで発見された負傷している犬・猫の場合）を市内の動物病院（現在は治療できる病院を指定しております。）へ持ちこまれ治療される場合には、治療費の一部を動物病院へ負担する制度を実施している。

(カ) 野猫の避妊・去勢手術補助

野猫による地域住民に対する迷惑を防止し、人と動物の共生に配慮するため、地域にいる野猫の避妊・去勢手術に補助を行っている。

A 狂犬病予防、動物愛護管理状況

区分 年度	犬の 実登録数	犬の 新規登録数	予防注射数	犬の抑留状況				処分 頭数 (送致)	捕獲 出動 日数
				引取	捕獲	返還	譲渡		
令和3年度	18,768	1,513	13,559	0	15	10	4	1	17
令和4年度	18,356	1,382	13,609	0	21	13	5	1	51
令和5年度	18,026	1,372	12,890	1	17	13	4	3	40

※( )は有料引取数再掲

B 犬の危害防止

区分 年度	苦情件数					引取 依頼	指導取締件数			咬傷 件数
	放浪	放し 飼い	糞害	騒音	その他		口頭 注意	始末書	注意書	
令和3年度	2	4	5	17	32	5	24	0	0	6
令和4年度	5	4	11	16	32	6	23	0	0	12
令和5年度	0	6	9	14	28	0	56	0	0	15

C 猫の愛護管理

区分 年度	引取頭数			苦情の件数				
	所有者 判明	所有者 不明	計	放し 飼い	悪臭 騒音	引取 依頼	その他	計
令和3年度	0(0)	13	13	26	23	3	35	87
令和4年度	0(0)	11	11	24	20	2	22	68
令和5年度	0(0)	143	143	25	29	0	6	60

※( )は有料引取数再掲

D 登録動物取扱業（登録数）

年 度	販売	保管	貸出	訓練	展示	合計
令和 3 年度	6 3	8 1	5	9	1 2	1 7 0
令和 4 年度	5 8	8 3	5	1 1	9	1 6 6
令和 5 年度	5 7	8 3	4	1 2	7	1 6 3

E 負傷動物の治療委託

年 度	実 績（頭数）
令和 3 年度	1
令和 4 年度	2
令和 5 年度	2

F 野猫の避妊・去勢手術補助

年 度	実 績（頭数）
令和 3 年度	1 0
令和 4 年度	8
令和 5 年度	0

### 3-11 環境保全

#### 3-11-1 大気汚染対策事業

(1) 事業目的

市民の健康を保護し生活環境を保全するため、事業場から排出されるばい煙や粉じん、自動車排出ガスによる大気汚染状況を常時監視するとともに、発生源に対する監視測定を実施する。

(2) 根拠法令

大気汚染防止法、悪臭防止法、環境基本法など

(3) 事業実績

#### 大気汚染・悪臭環境検査実施状況（令和5年度）

区分		調査地点	調査結果
環 境	一般大気観測局、補完局の常時監視	水橋、岩瀬、芝園、蜷川、速星、東本郷の6局（うち東本郷は県ネットワーク外）	① 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は、環境基準に適合 ② 光化学オキシダントは、環境基準に不適合 ③ 大気汚染緊急時の情報や注意報の発令なし
	自動車排出ガス観測局の常時監視	城址、豊田の2局（うち豊田は休止中）	二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素は、環境基準等に適合
	有害大気汚染物質調査	芝園の1局	21物質について毎月測定。ベンゼン等環境基準設定の4物質は基準に適合
	酸性雨調査	蜷川地内の1地点	1週間毎に降水中のpHや溶解イオン等10項目について観測。pHは4.3
	微小粒子状物質成分分析調査	岩瀬、芝園の2局	質量濃度やイオン成分等42項目について年4回測定
発 生 源	ばい煙調査	延べ23施設	煙道中のばいじん等を測定し、すべて排出基準に適合
	燃料中の硫黄分調査	延べ2事業場	公害防止協定に基づき燃料中の硫黄分を測定し、すべて協定値に適合
	悪臭物質調査	延べ14事業場	敷地境界又は気体排出口の特定悪臭物質を測定し、すべて排吐基準に適合
	揮発性有機化合物（VOC）調査	延べ8施設	VOC排出施設排出口のVOCを測定し、すべて排吐基準に適合

3-11-2 水質汚濁対策事業

(1) 事業目的

工場・事業場排水の水質規制や生活排水対策の推進、公共用水域並びに地下水水質の環境監視測定により、水質汚濁の防止を図る。

(2) 根拠法令

水質汚濁防止法、環境基本法など

(3) 事業実績

水質汚濁環境検査実施状況（令和5年度）

区 分		調査地点	調査結果											
環 境	公共用水域水質調査（県測定計画）河川	5河川・3運河の全10地点	環境基準点（7地点）で毎月測定。補助測定点（3地点）で年4回測定。環境基準点3地点、補助測定点1地点以外環境基準に適合											
	公共用水域水質調査（県測定計画）湖沼	有峰ダム貯水池2地点	環境基準点では年6回測定。補助測定点で年4回測定。環境基準に適合											
	市独自河川等水質調査	22地点	年次的に大きな水質変動はみられなかった。											
	地下水概況調査（県測定計画）	4kmメッシュで、20地点	10月の年1回、カドミウム等有害物質26項目を測定し、すべて環境基準に適合											
	ゴルフ場周辺地下水等水質調査	ゴルフ場周辺の井戸4地点	5月・11月の年2回、ダイアジノン等の農薬16物質を測定。問題なし											
		ゴルフ場周辺の井戸等8地点	11月にイソキサチオン等の農薬等8物質を測定。問題なし											
	海水浴場水質調査	八重津浜、岩瀬浜、浜黒崎海岸の3海水浴場	海水浴のシーズン前とシーズン中の各2日にわたり大腸菌等を検査 水質の判定基準による水質評価 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>八重津浜</th> <th>岩瀬浜</th> <th>浜黒崎海岸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シーズン前</td> <td>AA</td> <td>AA</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>シーズン中</td> <td>AA</td> <td>A</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 病原性大腸菌O-157は不検出 ※ 浜黒崎海岸はシーズン中の開設なし		八重津浜	岩瀬浜	浜黒崎海岸	シーズン前	AA	AA	B	シーズン中	AA	A
	八重津浜	岩瀬浜	浜黒崎海岸											
シーズン前	AA	AA	B											
シーズン中	AA	A	—											
とやまの名水井戸等の水質調査	石倉町延命地藏尊、殿様清水	pH、大腸菌等13項目を年4回測定（うち、理化学1回）。全地点で基準適合。												
発生源	工場の排水調査	延べ179事業所	排水の水質を測定し、そのうち5件で排水基準等超過											

3-11-3 環境ホルモン等実態調査事業

(1) 事業目的

市民のダイオキシンや環境ホルモンに対する不安を取り除き、また排出量の削減を図るために、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき大気、水質、地下水、底質、土壌に関する環境調査および発生源調査を実施するもの。

(2) 根拠法令

ダイオキシン類対策特別措置法

(3) 事業実績

ダイオキシン類環境検査実施状況（令和5年度）

区 分		調査地点	調査結果
環 境	大 気	一般環境大気観測局の芝園局・水橋局・速星局、岩瀬局の4地点	大気の1週間採取法により、8月・2月の年2回測定し、環境基準に適合
	河 川	公共用水域調査地点の東西橋、萩浦小橋、四ツ屋橋、桜橋、岩瀬橋の5地点（環境基準点）	7月・1月の年2回測定し、いずれも環境基準に適合
	地下水	地下水概況調査地点のうち8地点	10月に年1回測定し、いずれも環境基準に適合
	底 質	公共用水域調査地点の桜橋、萩浦小橋の2地点（環境基準点）	7月の年1回測定し、萩浦小橋で環境基準に不適合
	土 壌	一般環境7地点	11月の年1回測定し、いずれも環境基準に適合
	富岩運河継続調査（水質・排水）	下新橋、大島川排水路、中島閘門、萩浦小橋、事業所の5地点	10月の年1回測定し、萩浦小橋で環境基準に不適合
発 生 源	排出ガス	2事業所	廃棄物焼却炉の煙道中で測定。基準に不適合
	焼却灰	3事業所	焼却炉から排出される焼却灰などを測定。基準に適合
	排 水	3事業所	いずれも排水基準に適合

### 3-12 産業廃棄物対策

#### 3-12-1 産業廃棄物監視指導事業

(1) 事業目的

産業廃棄物の適正処理を推進するため、処理業者・排出事業者の監視指導を行い、市民の生活環境の保全を図る。

(2) 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(3) 事業実績

(ア) 処分場放流水等水質調査

産業廃棄物最終処分場が最終処分場維持管理の技術上の基準を遵守しているか監視するため、放流水と地下水等について水質調査を実施した。

調査項目は技術上の基準に規定されている排水基準項目、地下水等検査項目の中から選択したものであり、また参考として浸出液の水質調査も行った。

令和5年度の調査結果では、いずれも問題はなかった。

	放流水・浸透水 (5社)	地下水 (4社)	浸出液 (2社)
調査時期	5、7、9、10、12月	5、7、9、10、12月	9月
調査地点	12箇所	8箇所	7箇所
調査項目	延べ1,105項目	延べ323項目	延べ292項目
調査回数	各地点1~4回/年	各地点1~4回/年	各地点1回/年
検体数	38検体	23検体	7検体

(イ) 処分場周辺下流水域水質調査

富山地域に所在する処分場及び周辺事業所、射水地域に所在するゴルフ場の排水等が下流域の沢水や屋敷野池の水質に影響を与えていないか射水市と合同で調査を行った。

令和5年度の調査結果では、いずれも問題はなかった。

	沢水、排水、屋敷野池
調査時期	5月、9月、10月、12月
調査地点	沢水4箇所、湖沼水1箇所、周辺事業所等排水1箇所
調査項目	26項目/回
調査回数	4回/年
検体数	20検体

(ウ) 最終処分場搬入廃棄物監視調査

産業廃棄物最終処分場に持ち込まれる廃棄物が埋め立て処分に係る判定基準に適合しているかを監視するために収集運搬業者のトラックから廃棄物を採取し、溶出試験を実施した。

令和5年度の調査結果では、いずれも問題はなかった。

調査時期	6月~11月
採取場所	処分場トラックスケール
調査項目	重金属、シアン、VOC、農薬、含水率等26項目
調査回数	1~6回/年
検体数	14検体

(エ) 排出事業所廃棄物監視調査

工場、中間処理業等の排出事業所から排出される産業廃棄物が適正に処理されているか監視するために排出事業所の廃棄物保管場所からサンプルを採取し、溶出試験を実施した。

令和5年度の調査結果では、いずれも問題はなかった。

調査時期	7月～11月
調査対象事業所	中間処理業、有害物質使用工場等 16 社
調査項目	重金属、シアン、VOC、含水率 20 項目

(参考)

3-13 母子保健

3-13-1 妊産婦・乳児健康診査事業

(1) 事業目的

- ・ 妊娠届出のあった妊婦等に母子健康手帳を交付する。
- ・ すこやかな子を生育育てるため、妊産婦及び乳児健康診査について保健所以外の医療機関に委託して行う。

(2) 根拠法令

母子保健法

(3) 事業実績

(ア) 母子健康手帳交付(再交付・多胎を含む) (件)

区分 年度	総数	内 訳							
		本庁	中央	南	北	大沢野	大山	八尾	西
令和3年度	2,828	4	1,004	698	480	124	27	82	409
令和4年度	2,707	3	944	684	462	138	25	58	393
令和5年度	2,513	11	799	653	467	112	27	73	371

(イ) 母子健康手帳アプリ (件)

区分 年度	ダウンロード総数	備考
令和3年度	10,944	母子健康手帳アプリのダウンロード数 *令和3年12月末で、母子健康手帳アプリは廃止。
令和4年度	1,324	育さぼとやま by母子モのダウンロード数 *令和4年4月1日から令和5年3月31日までの新規登録者数
令和5年度	2,454	育さぼとやま by母子モのダウンロード数

(ウ) 妊婦一般健康診査受診状況(医療機関委託) (人)

区分 年度	受診票発行実人員 (A)	受診状況		有所見状況		有所見者内訳(延)						
		受診延人員 (B)	受診率 (%) ※	有所見者延人員 (C)	有所見率 (%) (C)/(B) ×100	貧血 11.0 g/dℓ 以下	浮腫 (+) 以上	尿蛋白 (+) 以上	尿糖 (+) 以上	高血圧		その他
										最小 90 mmHg 以上	最大 140 mmHg 以上	
令和3年度	2,880	31,613	78.4	11,675	36.9	2,569	2,026	5,151	1,387	463	79	
令和4年度	2,760	30,981	80.2	11,066	35.7	2,582	1,681	4,760	1,452	524	67	
令和5年度	2,543	28,851	81.0	11,049	38.3	2,203	1,835	5,381	1,214	344	72	

※(B)/14(A)×100

(エ) 子宮頸部がん検診実施状況(令和5年度) (人)

受診者数(A)	有所見者数(B)	有所見率(B/A)%
2,188	63	2.9

(オ) 肝炎検査実施状況(令和5年度) (人)

	受診者数(A)	陽性者数(B)	キャリア率(B/A)%
H B s 抗原検査	2,358	3	0.1
H C V 抗体検査	2,354	0	0.0

(カ) H T L V - 1抗体検査実施状況(令和5年度)

受診者数(人)	2,354
---------	-------

(キ) 妊婦精密健康診査受診状況 (人)

区分 年度	受診実人員	指 示 内 容				有所見者内訳(延)			
		特になし	要指 導	要観 察	要治 療	糖 尿 病	貧 血	妊 娠 高 血 圧 症 候 群	そ の 他
令和3年度	262	139	3	79	41	119	0	0	4
令和4年度	210	107	2	56	45	97	0	0	6
令和5年度	191	93	3	55	40	96	0	0	2

(ク) 産婦健康診査(産後2週間、産後1か月)受診状況(医療機関委託) (人)

年度	区分	受診状況		EPDS		受診結果(実数)							
		発行実数	受診実数	9点以上	項目10該当	異常なし	要指導	要精検	要治療	要訪問	内訳(再掲)		計
											EPDS	その他	
令和3年度	2週間	2,889	2,286	200	59	2,078	110	2	36	60	48	12	2,286
	1か月	2,891	2,625	101	55	2,497	74	0	28	26	16	10	2,625
令和4年度	2週間	2,771	2,259	198	68	2,091	80	0	45	43	40	3	2,259
	1か月	2,777	2,591	114	61	2,496	53	1	31	10	7	3	2,591
令和5年度	2週間	2,563	2,233	178	46	2,060	75	0	52	46	41	5	2,233
	1か月	2,566	2,380	97	52	2,293	37	0	21	29	23	6	2,380

(ケ) 乳児一般健康診査受診状況(医療機関委託) (人)

年度	区分	発行実数(A)	受診状況		有所見状況		有所見者内訳(延)						
			受診延人員(B)	受診率(%) (B)/2(A) × 100	有所見数(C)	有所見率(%) (C)/(B) × 100	発育不良	心雑音	運動機能障害	股関節脱臼 開排制限	皮膚の異常	斜頸	その他
令和3年度		3,162	4,795	75.8	321	6.7	127	11	87	6	53	0	77
令和4年度		3,035	4,571	75.3	315	6.9	94	11	88	3	70	1	65
令和5年度		2,913	4,462	76.6	330	7.4	127	9	71	2	64	0	90

(コ) 乳児精密健康診査受診状況(医療機関委託) (人)

年度	区分	受診実人員	指示内訳				有所見者内訳(延)													
			異常なし	要指導	要観察	要治療	先天性股関節脱臼	臼蓋形成不全等	神経学的所見及び運動機能の異常疑い	筋骨格系疾患	形態異常及び疑いを含む	脳神経系疾患	心臓疾患	泌尿器疾患	視器疾患	難聴及び疑いを含む	皮膚疾患	先天性代謝異常及び疑いを含む	神経芽細胞腫 疑い含む	その他
令和3年度		41	27	3	11	0	1	0	1	0	0	2	0	1	3	3	0	0	3	
令和4年度		50	25	2	20	3	5	0	1	0	0	1	0	4	2	0	0	0	12	
令和5年度		42	26	1	14	1	2	0	1	0	0	1	1	0	2	2	0	0	7	

(サ) 新生児聴覚検査(初回検査)受診状況(令和4年度新規事業) (人)

年度	区分	受検総数	検査結果内訳					
			パス			リファー(要再検査)		
			自動ABR	ABR	OAE	自動ABR	ABR	OAE
令和4年度		2,318	2,270	9	7	31	1	0
令和5年度		2,216	2,166	10	10	30	0	0

## 3-13-2 特定不妊治療費助成事業

## (1) 事業目的

不妊に関する相談を行うと共に、不妊治療に関する適切な情報提供を行う。また、体外受精や顕微授精を受けている夫婦に対する特定不妊治療費の助成を行い、当該夫婦の経済的及び精神的負担を軽減し、少子化対策の充実を図る。

## (2) 根拠法令

母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

少子化社会対策基本法

## (3) 事業実績

## (ア) 特定不妊治療費助成事業申請件数

年度	申請件数(件)
令和3年度	809
令和4年度	182
令和5年度	3

※男性不妊治療分を含む

## (イ)不妊相談件数

年度	区分	実施回数(回)	相談者数(人)
令和3年度		随時	639
令和4年度		随時	138
令和5年度		随時	58

## 3-13-3 不育症治療費助成事業

## (1) 事業目的

不育症の検査や治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担及び精神的負担を軽減し、出産を望む方への支援を行う。

## (2) 根拠法令

少子化社会対策基本法

## (3) 事業実績

## 不育症治療費助成事業申請件数

年度	申請件数(件)	検査のみ(件)	治療のみ(件)	検査・治療(件)
令和3年度	20	15	1	4
令和4年度	41	35	3	3
令和5年度	27	22	4	1

## 3-13-4 不妊検査費助成事業

## (1) 事業目的

不妊検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担及び精神的負担を軽減し、夫婦での不妊治療に取り組むことができるように環境を整える。

## (2) 根拠法令

少子化社会対策基本法

## (3) 事業実績

## 不妊検査費助成事業申請件数

年度	申請件数(件)
令和3年度	59
令和4年度	45
令和5年度	28

3-13-5 4か月児健康診査事業

(1) 事業目的

乳児の発育・発達に順調であるか確認するとともに、疾病を早期発見し、心身の健全な発達を促す。また、適切な保健指導を行うことにより母親の育児姿勢の確立を支援する。

(2) 根拠法令

母性・乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（厚生労働省児童家庭局通知）

(3) 事業実績

(ア) 受診状況

年度	区分	実施回数(回)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
令和3年度		117	2,706	2,635	97.4
令和4年度		113	2,673	2,567	96.0
令和5年度		114	2,540	2,479	97.6

(イ) 総合判定

年度	区分	受診者数(人)	率(%)	異常なし(人)	率(%)	有所見者(人)	率(%)	有所見内訳(延)(人)			
								要観察	要精健	要治療	治療中
令和3年度		2,635	100.0	1,516	57.5	1,119	42.5	1,025	32	14	116
令和4年度		2,567	100.0	1,489	58.0	1,078	42.0	971	59	11	111
令和5年度		2,479	100.0	1,435	57.9	1,044	42.1	946	42	11	116

(ウ) 要観察理由内訳

年度	区分	要観察理由(延)	頸定(一)または(±)	低出生体重児	体重増加不良	筋緊張亢進	その他
令和3年度	(%)	1,435 (100.0)	266 (18.5)	151 (10.5)	168 (11.7)	3 (0.2)	847 (59.1)
令和4年度	(%)	1,333 (100.0)	294 (22.1)	91 (6.8)	125 (9.4)	11 (0.8)	812 (60.9)
令和5年度	(%)	1,307 (100.0)	256 (19.6)	75 (5.7)	145 (11.1)	13 (1.0)	818 (62.6)

(エ) 要精健理由および精健結果(令和5年度)

(件)

	件数	精健結果			
		異常なし	要観察	要治療	未検
総数	45	23	15	0	7
股関節脱臼	16	12	1	0	3
耳のきこえ	2	1	1	0	0
心疾患	7	5	2	0	0
その他	20	5	11	0	4

3-13-6 1歳6か月児健康診査事業

(1) 事業目的

幼児期における心身障害などの早期発見、乳歯のう歯予防および幼児の生活習慣の形成をはかる。

(2) 根拠法令

母子保健法

(3) 事業実績

(ア) 受診状況

年度	区分	実施回数(回)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
令和3年度		100	2,857	2,752	96.3
令和4年度		107	2,803	2,730	97.4
令和5年度		102	2,612	2,542	97.3

(イ) 総合判定

区分 年度	受診者数 (人)	率 (%)	異常なし (人)	率 (%)	有所見者数 (人)	率 (%)	有所見内訳(延;人)			
							要観察	要精健	要治療	治療中
令和3年度	2,752	100.0	1,488	54.1	1,264	45.9	1,198	47	13	80
令和4年度	2,730	100.0	1,588	58.2	1,142	41.8	1,077	63	3	68
令和5年度	2,542	100.0	1,372	54.0	1,170	46.0	1,085	55	10	94

(ウ) 要観察理由内訳

(人)

区分 年度	要観察理由 (延)	ことばの遅れ	身体発育不良	歩行および 運動機能の 遅れ	行動異常	その他
令和3年度 (%)	1,923 (100.0)	771 (40.1)	45 (2.3)	47 (2.4)	502 (26.1)	558 (29.1)
令和4年度 (%)	1,678 (100.0)	513 (30.6)	72 (4.3)	37 (2.2)	559 (33.3)	497 (29.6)
令和5年度 (%)	1,712 (100.0)	510 (29.8)	68 (4.0)	42 (2.5)	620 (36.2)	472 (27.6)

(エ) 要精健理由および精健結果(令和5年度)

(件)

	件数	精健結果			
		異常なし	要観察	要治療	未検
総数	55	20	18	4	13
斜視	3	0	0	1	2
形態異常	2	1	0	0	1
視器疾患	0	0	0	0	0
停留嚾丸	10	0	9	0	1
皮膚疾患	0	0	0	0	0
心雑音	9	9	0	0	0
難聴疑い	0	0	0	0	0
その他	31	10	9	3	9

(オ) 歯科健診状況

区分 年度	受診者数 (人)	生歯数 (本)	1人あたり 生歯数 (本)	むし歯の型別人数(人)					むし歯 有病率 (%)	1人あたり むし歯数 (本)
				むし歯がない		むし歯がある				
				O1	O2	A	B	C		
令和3年度	2,752	39,789	14.5	2,432	304	13	3	0	0.6	0.01
令和4年度	2,730	39,029	14.3	2,519	203	7	0	1	0.3	0.01
令和5年度	2,542	36,253	14.3	2,320	208	13	1	0	0.6	0.01

3-13-7 3歳児健康診査事業

(1) 事業目的

幼児期において、身体発育及び精神発達の面からも重要な時期である3歳児に対し、内科及び歯科、眼科、耳鼻咽喉科を含めた総合的な健康診査を実施して、その結果に基づき、必要な指導及び措置を行い、児の健全育成を図る。(令和元年度より従来のランドルト環による視力検査に加え、屈折異常や斜視をスクリーニングできる検査機器を用いた検査を受診者全員に実施。)

(2) 根拠法令

母子保健法

(3) 事業実績

## (ア) 受診状況

年度	区分	実施回数(回)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
令和3年度		103	3,082	2,905	94.3
令和4年度		112	3,061	2,949	96.3
令和5年度		107	2,884	2,796	96.9

## (イ) 総合判定

年度	区分	受診者数 (人)	率 (%)	異常なし (人)	率 (%)	有所見者数 (人)	率 (%)	有所見内訳(延)(人)			
								要観察	要精健	要治療	治療中
令和3年度		2,905	100.0	1,376	47.4	1,529	52.6	896	827	15	130
令和4年度		2,949	100.0	1,397	47.4	1,552	52.6	994	799	7	102
令和5年度		2,796	100.0	1,292	46.2	1,504	53.8	946	816	10	98

## (ウ) 要観察理由内訳

(人)

年度	区分	要観察理由(延)	ことばの遅れ	精神発達遅滞	視力検査不能及び視器疾患	低身長	その他
令和3年度 (%)		1,402 (100.0)	235 (16.8)	410 (29.2)	31 (2.2)	25 (1.8)	701 (50.0)
令和4年度 (%)		1,468 (100.0)	239 (16.3)	450 (30.7)	13 (0.9)	40 (2.7)	726 (49.4)
令和5年度 (%)		1,342 (100.0)	169 (12.6)	382 (28.5)	24 (1.8)	48 (3.6)	719 (53.6)

## (エ) 要精健理由および精健結果(令和5年度)

(件)

	件数	精健結果			
		異常なし	要観察	要治療	未検
総数	898	234	344	84	236
視力障害	28	10	3	3	12
難聴	13	3	3	1	6
尿蛋白	150	83	26	2	39
斜視	36	12	14	0	10
その他	671	126	298	78	169

※その他の内訳：乱視、遠視、低身長、発音不明瞭、筋骨格系の疾患、精神発達の問題など

## (オ) 歯科健診状況

年度	区分	受診者数 (人) (A)	むし歯のある者の数			むし歯有病率 (%) (B/A)	1人あたり むし歯数 (本)	
			総数(B)	A型	B型			C型
令和3年度		2,905	308	243	60	5	10.6	0.31
令和4年度		2,947	270	208	58	4	9.2	0.27
令和5年度		2,795	198	149	45	4	7.1	0.21

3-13-8 乳幼児発達健康診査事業

(1) 事業目的

乳幼児期において、心身発達の遅れあるいは障害を早期に発見し、適切な療育指導を行うことにより、障害の軽減をはかり、二次的な障害の発生予防を行うとともに、在宅療育の支援を図る。

(2) 根拠法令

母子保健法、発達障害者支援法

(3) 事業実績

(ア) 受診状況

ア 運動発達健診

年度 \ 区分	実施回数 (回)	来所者実数 (人)	来所者延数 (人)
令和3年度	11	28	31
令和4年度	12	32	34
令和5年度	9	21	24

イ 精神発達健診

年度 \ 区分	実施回数 (回)	来所者実数 (人)	来所者延数 (人)
令和3年度	56	705	806
令和4年度	59	636	816
令和5年度	58	592	752

(イ) 総合判定

ア 運動発達健診

年度 \ 区分	受診者数 (人)	率 (%)	異常なし (人)	率 (%)	有所見者数 (人)	率 (%)	有所見内訳 (延) (人)			
							要観察	要精健	要治療	治療中
令和3年度	28	100.0	19	67.9	9	32.1	6	3	0	0
令和4年度	32	100.0	20	62.5	12	37.5	12	0	0	1
令和5年度	21	100.0	5	23.8	16	76.2	16	0	0	0

\*令和5年度施設・医療機関紹介者： 5 人

イ 精神発達健診

年度 \ 区分	受診者数 (人)	率 (%)	異常なし (人)	率 (%)	有所見者数 (人)	率 (%)	有所見内訳 (延) (人)			
							要観察	要精健	要治療	治療中
令和3年度	705	100.0	58	8.2	647	91.8	647	0	0	0
令和4年度	636	100.0	14	2.2	622	97.8	621	0	0	1
令和5年度	592	100.0	23	3.9	569	96.1	569	0	0	0

\*令和5年度施設・医療機関紹介者： 212 人

(ウ) 要観察児状況

ア 運動発達健診

・要観察理由

(人)

年度 \ 区分	要観察理由 (延)	内訳				
		運動発達遅延	低出生体重児等	体重増加不良	低身長	その他
令和3年度 (%)	8 (100.0)	3 (37.5)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (62.5)
令和4年度 (%)	17 (100.0)	7 (41.2)	- (-)	1 (5.9)	- (-)	9 (52.9)
令和5年度 (%)	23 (100.0)	16 (69.6)	- (-)	1 (4.3)	- (-)	6 (26.1)

イ 精神発達健診  
・要観察理由

(人)

年度	区分	要観察理由 (延)	内 訳					
			言語発達遅延	精神発達遅延	対人関係	育児不安	家族間の葛藤	その他
令和3年度 (%)		1, 218 (100.0)	477 (39.2)	389 (31.9)	12 (1.0)	13 (1.1)	15 (1.2)	312 (25.6)
令和4年度 (%)		1, 230 (100.0)	408 (33.2)	419 (34.1)	11 (0.9)	33 (2.7)	13 (1.1)	346 (28.0)
令和5年度 (%)		1, 256 (100.0)	384 (30.6)	433 (34.5)	8 (0.6)	25 (2.0)	14 (1.1)	392 (31.2)

(エ) 把握状況

ア 運動発達健診

(人)

年度	区分	4か月児健診	1歳6か月児 健診	3歳児健診	発達健診 継続	乳幼児訪問等
令和3年度		13	2	1	3	9
令和4年度		12	3	1	4	12
令和5年度		4	5	0	4	8

イ 精神発達健診

(人)

年度	区分	1歳6か月児 健診	3歳児健診	発達健診 継続	電話相談等
令和3年度		271	20	342	72
令和4年度		145	35	380	76
令和5年度		138	32	354	68

(オ) 幼児発達支援教室 (※平成29年度よりこども発達支援室にて実施)

1歳6か月児健診等で経過観察が必要な児に対し、発達障害等の早期発見に努め、集団の場において早期指導することにより児の健全な心身の発育・発達を促す。

3-13-9 すこやか子育て支援事業

(1) 事業目的

母子保健に関する健康教育・健康相談を総合的に行い、妊婦及び乳幼児、思春期の中高校生等の健康の保持増進を図る。  
全ての妊産婦が安心して妊娠・出産・子育てを行い、子どもが健やかに育つような環境を整備する。

(2) 根拠法令

次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、母子保健相談指導事業の実施について（厚生省児童家庭局長通知）

(3) 事業実績

(ア) パパママセミナー

区分 年度	開催回数 (回)	受講者 (人)	受講者内訳(人)	
			妊婦の夫等	妊婦
令和3年度	20	415	201	214
令和4年度	24	555	277	278
令和5年度	24	670	330	340

(イ) 赤ちゃん教室

区分 年度	4～6か月児	
	開催回数(回)	参加数(人)
令和3年度	13	121
令和4年度	21	211
令和5年度	21	217

(ウ) 思春期保健対策事業

(人)

区分 年度	電話相談		
	男	女	計
令和3年度	66	0	66
令和4年度	92	7	99
令和5年度	39	4	43

(エ) 妊婦健康相談

区分 年度	総数(人)
令和3年度	2,848
令和4年度	2,714
令和5年度	2,507

(オ) 乳幼児健康相談

区分 年度	乳児			
	開設回数 (回)	利用者延数 (%)	異常なし (%)	有所見者数 (%)
令和3年度	156	1,499 (100.0)	1,022 (68.2)	477 (31.8)
令和4年度	171	1,756 (100.0)	1,222 (69.6)	534 (30.4)
令和5年度	175	2,240 (100.0)	1,619 (72.7)	608 (27.3)

区分 年度	幼児			
	開設回数 (回)	利用者延数 (%)	異常なし (%)	有所見者数 (%)
令和3年度	156	341 (100.0)	237 (69.5)	104 (30.5)
令和4年度	171	367 (100.0)	251 (68.4)	116 (31.6)
令和5年度	175	542 (100.0)	370 (68.2)	172 (31.8)

(カ) 乳幼児アトピー性疾患相談事業（乳幼児健康相談時に実施）

区分 年度	相談者(人)
令和3年度	25
令和4年度	34
令和5年度	70

(キ) 仲間づくりの赤ちゃん教室

地域で教室を開催することにより、健康観察学習を深め、母親同士の話し合いをとおして育児不安を解消できるように支援し、育児の仲間づくりを目指した自主グループ作りを図る。

区 分 年 度	実施地区数	実 施 回 数 (回)	受 講 者 数 (延数/組)
令和3年度	37地区(16会場)	18	129
令和4年度	75地区(33会場)	103	582
令和5年度	75地区(36会場)	168	1,531

(ク) こんにちは赤ちゃん事業

2～3か月児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行うことで、乳児家庭の孤立化を防止、虐待防止や子どもの健全な育成を図る。

年 度	訪問状況			研修会	
	対象者数 (件)	訪問件数 (件)	率 (%)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
令和3年度	2,678	2,375	88.7	8	256
令和4年度	2,643	2,443	92.4	7	192
令和5年度	2,505	2,411	96.2	9	284

※令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の流行のため、国の通知に基づいて、対面での相談支援だけでなく、電話やオンラインでの支援数も訪問件数に含めている。

3-13-10 切れ目ない子育て支援体制構築事業

(1) 事業目的

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築し、全ての妊産婦が安心して妊娠・出産・子育てを行い、子どもが健やかに育つような環境を整備する。

(2) 根拠法令

次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、母子保健相談指導事業の実施について（厚生省児童家庭局長通知）

(ア) 子育て世代包括支援センター事業

子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠早期からよりきめ細かな支援を行えるよう、専任職員として看護職を配置する。  
(延べ件数)

区 分 年 度	対応件数 (件)	内 訳 (件)				
		妊婦	産婦	乳幼児	保護者	その他
令和3年度	8,781	2,885	3,793	1,889	181	33
令和4年度	8,942	2,750	3,961	1,995	199	37
令和5年度	8,621	2,587	3,852	1,968	159	55

\*子育て世代包括支援センターは平成27年10月に7つの保健福祉センターに設置  
(令和6年度からこども家庭センター(母子保健機能))

(イ) 医療機関等連携会議

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築するため、医療機関や関係機関等の連携会議を開催する。

区 分 年 度	医療機関との連携会議	
	開催回数 (回)	参加者 (人)
令和3年度	1	21
令和4年度	-	-
令和5年度	1	33

※令和5年度から開催時期の変更に伴い、令和4年度は開催せず。

(ウ) 妊娠・出産に関する知識の普及啓発事業

若者が妊娠・出産・子育てに関心を持ち、ライフプランを意識しながら生活することの大切さについて考える機会を提供する。また、企業に対してシンポジウムを開催し、働きながらでも妊娠・出産・子育てしやすい環境づくりを推進する。

区分 年度	妊娠・出産を考えるフォーラム 妊娠応援セミナー等		企業向け妊娠・子育て応援シンポジウム		
	開催回数 (回)	参加者 (人)	開催回数 (回)	参加者 (人)	市のホームページ 掲載企業数 (社)
令和3年度	1	184	1	75 (58社)	125社
令和4年度	1	116	1	97 (70社)	150社
令和5年度	1	139	1	79 (70社)	176社

(エ) ベイビーボックスプレゼント事業 (令和5年度で終了)

赤ちゃんの誕生を祝福するとともに、育児の相談や支援を行うきっかけとするため、出生届出時に引換券を配付し、保健福祉センターで育児用品を詰め合わせたベイビーボックスを配布する。(引換期間、生後6か月まで)

	対象者数 *	受取者数	割合
令和3年度	2,743人	2,640人	96.2%
令和4年度	2,656人	2,599人	97.9%
令和5年度	2,565人	2,502人	97.5%

\* 対象者数は、前年10月1日から翌年9月30日までに生まれた児

(オ) 産前産後ママサポートダイヤル事業

妊産婦が妊娠や出産に関する不安や悩みについて、助産師に気軽に相談することで、不安を解消し、安心して育児に取り組むことができるよう、24時間の電話相談を行うもの。

	相談件数
令和3年度	454
令和4年度	435
令和5年度	485

(カ) 新型コロナウイルス感染症流行下における妊産婦総合対策 (令和2年9月開始)

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制限され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活を送っていることから、不安を抱える妊婦の分娩前に新型コロナウイルス感染症検査の補助を行うとともに、感染していることが確認された妊産婦について、本人等の希望を踏まえ、助産師、保健師等による訪問や電話相談などで継続的に寄り添い支援を行うもの。寄り添い型支援は、令和4年度で廃止、PCR検査は令和5年9月で廃止。

	PCR検査数	寄り添い型支援 対象者数
令和3年度	940人	1人
令和4年度	1,201人	6人
令和5年度	208人	—

(キ) 産後のママケアサポート事業 (令和4年度開始)

① 居宅訪問型産後ケア事業

産後、授乳等の育児手技を獲得できず、家族等の支援が受けられないなど、不安を抱えたまま家庭での育児を開始している産婦に対し、助産師が自宅へ訪問し、相談に応じるとともに、沐浴や乳房ケア、育児手技の確認等生活の場でケアを受けることで、より安心して子育てができる支援体制の充実を図るもの。

② 産後のママ・レスパイト事業

産後ケア応援室で生後4か月未満の子どもの日中一時預かり及び養育等の相談に応じることで、母親の心身の安定と育児不安の解消を図り、産後うつ予防や重症化予防及び児童虐待の予防を図るもの。

	居宅訪問型産後ケア事業*		産後のママ・レスパイト事業	
	実利用人数 (人)	延利用回数 (回)	実利用人数 (人)	延利用回数 (回)
令和4年度	14	28	48	131
令和5年度	8	15	70	161

※ 令和4年6月開始

3-13-11 児童環境づくり基盤整備事業（保健推進員活動事業）

(1) 事業目的

地域における母子保健の向上や疾病予防及び健康の保持増進を円滑に推進する。

(2) 根拠法令

児童環境づくり基盤整備事業の実施について（厚生省児童家庭局長通知）

(3) 事業実績

(ア) 家庭訪問状況

(件)

年度	区分	総数	内 訳	
			2～3か月児	乳幼児
令和3年度		731	483	248
令和4年度		3,321	1,642	1,679
令和5年度		3,559	1,689	1,870

※平成19年度から、2～3か月児の母乳育児推進訪問をこんにちは赤ちゃん事業に合わせて実施

(イ) 研修会

年度	区分	定例総会		地区理事研修会		全体研修 (ブロック別研修)	
		実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
令和3年度		1	110	1	89	23	501
令和4年度		書面開催		1	91	28	635
令和5年度		1	245	1	85	30	794

3-13-12 新生児・未熟児・妊産婦訪問指導事業

(1) 事業目的

健やかな子どもを生み育てるために、妊産婦・新生児・未熟児に対して日常生活指導を行うとともに、疾病の予防や異常の早期発見・早期治療を促す。

(2) 根拠法令

母子保健法、児童福祉法〔(エ)、(オ) 養育支援訪問事業〕

(3) 実績状況

(ア) 訪問状況

ア 妊産婦訪問指導

(件)

年度	区分	助産師		保健師		計	
		実数	延数	実数	延数	実数	延数
令和3年度		934	986	625	1,200	1,559	2,186
令和4年度		1,096	1,149	639	1,067	1,735	2,216
令和5年度		1,081	1,145	681	1,147	1,762	2,292

イ 新生児・未熟児訪問指導

(件)

年度	区分	出生連絡票 届出数	助産師		保健師		計	
			実数	延数	実数	延数	実数	延数
令和3年度		1,920	937	989	444	532	1,381	1,521
令和4年度		1,949	1,100	1,153	412	494	1,512	1,647
令和5年度		1,917	1,085	1,149	460	541	1,545	1,690

ウ 乳児・幼児訪問指導（新生児・未熟児を除く）

(件)

年度	区分	乳児		幼児		計	
		実数	延数	実数	延数	実数	延数
令和3年度		229	604	279	710	508	1,314
令和4年度		259	529	224	567	483	1,096
令和5年度		234	543	189	433	423	976

<参考> 低体重児出生状況

(件)

区分 年度	出生数 A	出生体重（人口動態より暫定数）					
		999g ～ 以下	1,000g ～ 1,499g	1,500g ～ 1,999g	2,000g ～ 2,499g	計 B	率 (%) B/A
令和3年度	2,688	2	10	32	191	235	8.7
令和4年度	2,628	4	9	30	175	218	8.3
令和5年度	2,448	4	6	38	163	211	8.6

注：出生数については、住民基本台帳から4～3月分を集計したもので外国人住民を含んだ数値。  
 ：県厚生部が発行している保健統計年報の出生数は、1月～12月分を集計していること、外国人住民を含んでいないことから上記の出生数とは一致しない。

(イ) 医療機関からの連絡票によるハイリスク乳児等の内訳

(医療機関との連携を図ることにより、訪問指導等保健指導の充実を図る。)

(件)

年度	999g ～ 以下	1,000g ～ 1,499g	1,500g ～ 1,999g	2,000g ～ 2,499g	2,500g 以上	妊産婦		計
						妊婦	産婦	
令和3年度	3 (0)	12 (3)	22 (3)	168 (28)	235 (28)	134 (3)	247 (31)	821 (96)
令和4年度	5 (1)	9 (2)	32 (0)	158 (16)	278 (26)	90 (5)	255 (32)	827 (82)
令和5年度	4 (1)	5 (0)	41 (5)	145 (17)	229 (44)	135 (5)	306 (37)	865 (109)

注：妊産婦については、平成30年度から産婦健診が始まったため、妊婦と産婦を別々に計上。( )は市外から里帰り分以内数

(ウ) 医療機関別連絡状況

(件)

区分 年度	富山大学 附属病院	富山県立 中央病院	富山市民病院	その他の 医療機関	計
令和3年度	94 (9)	350 (35)	83 (8)	300 (46)	827 (98)
令和4年度	87 (10)	357 (24)	81 (11)	303 (37)	828 (82)
令和5年度	92 (12)	331 (35)	109 (15)	355 (50)	887 (112)

注：( )は市外からの里帰り分以内数

(エ) 産前産後等養育支援訪問事業（専門的相談支援）

養育を支援することが特に必要と認められる乳幼児及びその保護者、ハイリスク妊産婦や虐待のリスクを抱え、特に支援を必要と認める家庭を訪問し、必要な支援を行う。

(人)

区分 年度	実数	延数	(ア) 妊娠期からの 支援		(イ) 育児不安		(ウ) 虐待のリスク		(エ) 復帰後の家庭	
			実	延	実	延	実	延	実	延
令和3年度	792	1,805	27	95	672	1,100	87	596	6	14
令和4年度	882	1,553	23	68	751	1,132	103	347	5	6
令和5年度	662	1,160	41	82	520	773	99	300	2	5

- (ア) 若年の妊婦、健診未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。
- (イ) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭。
- (ウ) 食事、衣服、生活環境等について、不適当な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。
- (エ) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

(オ) 産前産後等養育支援訪問（育児・家事援助）

	実利用人数（人）	延利用回数（回）
令和3年度	40	279
令和4年度	30	182
令和5年度	19	127

(カ) 産後ヘルパー派遣事業（令和4年度開始）

出生後6か月以内の子どもがいる家庭にヘルパーを派遣し、環境の変化や過労による負担の軽減を図ることで、産後うつや母の育児負担感の軽減を図る（令和4年6月開始）。

	実利用人数（人）	延利用回数（回）
令和4年度	70	112
令和5年度	119	186

3-13-13 出産・子育て応援事業

(1) 事業目的

妊娠期から子育て期の伴走型支援と経済的支援の一体的実施により、安心して子育てができる環境づくりを推進するもの。

◆伴走型相談支援：妊娠届出時の個別面談、妊娠8か月頃のアンケート実施（希望者は面談実施）、出産後4か月頃までの産婦との個別面談等を通して、必要な情報提供や支援を実施する。

◆経済的支援：妊娠届出時の面談後に申請に基づき、出産応援ギフト（妊婦一人あたり5万円）、出産後の面談後に申請に基づき、子育て応援ギフト（子ども一人あたり5万円）を支給し、産後ケアサービスの利用や育児用品の購入等の負担を軽減する。

(2) 根拠法令

厚生労働省子ども家庭局長通知（令和4年12月26日付）

(3) 実施状況

(件)

	出産応援		子育て応援		遡及対象
	面談件数	ギフト支給件数	面談件数	ギフト支給件数	ギフト支給件数
令和4年度 (令和5年3月開始)	237	148	7	7	2,114（※1）
令和5年度	2,212	2,174	2,026	715	1,366（※2）

※1 事業開始前（令和4年4月～令和5年2月）に出生した児の保護者等を遡及対象としてアンケート回答後にギフトを一括支給。

※2 事業開始時に妊娠届出済みで、事業開始後に出生した児の保護者等を遡及対象として、子育て応援の面談後にギフトを一括支給。（※1も含む）

母子保健事業フローチャート（令和6年度）

富山市子ども健康課

思春期→婚前→結婚→妊娠→	出生→2～3か月児→	4か月児→	5～7か月児→8～10か月児→11～12か月児→	1歳6か月児→	2歳→	3歳児→4歳→	就学
健康診査等	母子健康手帳交付・ママ手帳配布 妊婦一般健康診査 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 妊婦精密健康診査 妊婦歯科健康診査 (R6.4～自己負担なし) 低所得者の妊婦に対する初産科受診料支援事業	4か月児健康診査 乳児精密健康診査 乳児発達健康診査	乳児一般健康診査 (6～7か月・9～10か月)	1歳6か月児健康診査 1歳6か月児精密健康診査 2歳児健康診査	3歳児健康診査 3歳児精密健康診査 3歳児健診協力検査事業		
保健所・保健福祉センター	妊婦健康相談 母子健康手帳アプリ「育さぼとやま」by 母子モ	4か月児健康診査 乳児精密健康診査 乳児発達健康診査	乳児一般健康診査 (6～7か月・9～10か月)	1歳6か月児健康診査 1歳6か月児精密健康診査 2歳児健康診査	3歳児健康診査 3歳児精密健康診査 3歳児健診協力検査事業		
教室	ハバママセミナー 妊娠・出産に関する知識の普及啓発事業 (子どもを生み育てやすい企業の育成事業、妊娠・出産を考えるフォーラム)	赤ちやん教室 (4～6か月)					
訪問	不妊相談 家族計画相談 遺伝相談 地域総合相談会 ハイリスク妊婦訪問 産前産後等養育支援訪問事業 (専門的相談支援) 子育て世帯訪問支援 (新規)	新生児訪問、産婦訪問 (出生連絡票による) 低出生体重児・未熟児訪問 ハイリスク訪問 ハイリスク産婦訪問 (専門的相談支援) 産前産後ヘルパー派遣事業 (拡充)	新生児訪問、産婦訪問 (出生連絡票による) 低出生体重児・未熟児訪問 ハイリスク訪問 ハイリスク産婦訪問 (専門的相談支援)	4か月児健康診査ハイリスク訪問 1歳6か月児健康診査ハイリスク訪問	3歳児健康診査ハイリスク訪問		
地区組織活動	産前産後ヘルパー派遣事業 (拡充)	産後ケア (宿泊・デイケア) (産後ケア応接室) 産後のママ・レスパイト事業	保健推進員による2～3か月児家庭訪問 (こどもには赤ちやん事業)	保健推進員による仲間づくりの赤ちやん教室 保健推進員による8～9か月児家庭訪問			
他	切れ目ない子育て支援体制構築事業 (子ども家庭センター (母子保健) 事業、医療機関等連携会議) 出産・子育て応援事業 <伴走型相談支援・経済的支援>	産後ケア (宿泊・デイケア) (産後ケア応接室) 産後のママ・レスパイト事業					
総合的なケア	ママサポートダイヤル事業	産後ケア (宿泊・デイケア) (産後ケア応接室) 産後のママ・レスパイト事業					
医療助成	不妊治療費等助成事業 ・特定不妊治療費助成 (市単独分) ・不育症治療費助成 ・不妊検査治療費助成	産後ケア (宿泊・デイケア) (産後ケア応接室) 産後のママ・レスパイト事業					
医療機関	妊婦一般健康診査 妊婦精密健康診査 妊婦歯科健康診査 先天性代謝異常常検査 妊産婦訪問指導連絡票 乳幼児退院連絡票	1か月児健康診査 産婦健康診査 新生児健康診査 予防接種 胎道閉鎖症検査用紙回収	乳児一般健康診査 (6～7か月・9～10か月)	1歳6か月児精密健康診査	3歳児精密健康診査		

### 3-14 予防対策

#### 3-14-1 口腔衛生予防対策事業

(1) 事業目的

妊婦の歯科健康診査、乳幼児むし歯予防のためのむし歯予防教室、フッ化物塗布を実施して母と子の歯の健康増進を図る。

(2) 根拠法令

地域保健法

(3) 事業実績

(ア) フッ化物塗布

(乳幼児の保護者に対して歯の健康教育、幼児に対してフッ化物塗布を行い、乳歯をむし歯から守る。)

区分 年度	よい歯づくり講座		フッ化物塗布		
	実施回数(回)	受講者数(人)	実施回数(回)	受診者延数(人)	新規受診者(人)
令和3年度	26	160	21	370	190
令和4年度	38	249	38	608	302
令和5年度	40	278	40	722	312

(イ) 健康教育

区分 年度	乳幼児		小・中学生		成人	
	実施回数(回)	受講者数(人)	実施回数(回)	受講者数(人)	実施回数(回)	受講者数(人)
令和3年度	20	251	3	75	25	599
令和4年度	35	396	8	472	10	512
令和5年度	38	544	13	764	32	1110

<乳幼児>赤ちゃん教室、親子サークル等

<成人>糖尿病教室、健康づくり講演会、研修会等

(ウ) 歯科相談

区分 年度	実施回数(回)	相談者数(人)
令和3年度	85	361
令和4年度	83	1,320
令和5年度	107	2,259

・乳幼児健康相談、地域健康づくり展、電話相談で実施

(エ) 妊婦歯科健診

A 受診状況

区分 年度	受診票発行者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
令和3年度	2,828	910	32.2
令和4年度	2,683	911	34.0
令和5年度	2,435	899	36.9

B 年齢状況(令和5年度)

区分	総数	19歳以下	20~29歳	30~39歳	40歳以上
実数(人)	899	2	341	513	43

C 受診時週数(令和5年度)

区分	総数	15週以下	16~27週	28週以上
実数(人)	899	102	635	162

D 受診者判定区分(令和5年度)

区分	総数	異常なし	要指導	要精検	要精検の内訳(延数)			
					歯周治療	う歯治療	補綴治療	その他
実数(人)	899	74	201	624	444	326	9	142

**富山市保健所事業概要**

2024年（令和6年）8月

編集・発行 富山市保健所地域健康課

〒939-8588 富山市蛭川 459-1

TEL 076-428-1155 FAX 076-428-1150

